

鹿屋市地域福祉計画

平成 25 年度～平成 34 年度



平成 25 年 3 月

鹿 屋 市

はじめに



今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行により、大きな変革の時代を迎えており、地域ではさまざまな福祉課題が生じています。以前であれば地域のつながりで自然にできていた助け合いも、特に都市部においては隣人とのコミュニケーションが希薄になっているのが現状です。

このような状況の中、本市では誰もが安心して住み慣れた場所で生活を送ることができるよう、相談支援体制の整備・充実をはじめとした福祉施策の推進に取り組んでおりますが、多様化している地域の生活課題に対応していくためには、行政だけではなく市民、関係団体、事業者など様々な主体による取組み・連携が一層求められています。

本市では、このような状況をふまえ、市民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者による協働のもと、さらなる地域福祉の推進を図るための指針として「鹿屋市地域福祉計画」を策定いたしました。

地域福祉計画は、これらの5者がそれぞれの役割分担をしながら、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、地域でお互いに支え合いながら自立し、社会参加ができる地域社会をつくっていかうとするものです。そこで、計画づくりの段階から、市民アンケート調査や地域座談会の実施などにより、市民の皆様の参加をいただくとともに、福祉関係団体など関係機関の意見も伺いながら、作成を進めてまいりました。この計画が、行政の参加はもちろんのこと、市民の皆様の主体的な参加のもとに進められていくことを心から祈念いたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、長きにわたりご議論いただいた鹿屋市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた各団体・事業者の皆様、市民アンケートやパブリックコメントの実施に際し、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

鹿屋市長 嶋田 芳博

～ 目 次 ～

第1章 計画策定に向けて	1
1 計画策定の背景・目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画策定に向けた体制と取り組み	5
第2章 鹿屋市の現状と将来予測	9
第1節 鹿屋市の現状	10
1 位置・地勢	10
2 人口の動向	11
3 地域別の状況	19
4 地域活動団体の動向	24
5 地域のつながりの変化	26
第2節 地区診断結果	30
第3節 鹿屋市の将来予測	38
1 将来人口推計	38
2 年齢別人口の推計	39
第3章 地域福祉計画の目指す姿	41
第1節 現状および将来予測から見えてきたこれからの鹿屋市	42
1 人口の推移から見えてきた地域別の将来像	42
2 地域のつながりから見えてきた地域別の将来像	43
3 福祉サービス需要と供給から見えてきた地域別の将来像	44
4 本市地域福祉関係の取り組みイメージ図	45
第2節 鹿屋市地域福祉計画の目指す姿	46
1 計画の基本理念	46
2 計画の基本目標	47
3 体系図	48
4 重点プロジェクト	50
第4章 施策展開	55
第1節 絆をつなぐ地域づくり	56
1 心と心がつながる地域づくり	56
2 ふれあいを創造する仕組みづくり	64
3 地域交流の促進	68

第2節 生きがいを持って暮らせる地域づくり	74
1 生きがいづくりと社会参加の推進	74
2 健康づくり・介護予防等の推進	80
第3節 安心して暮らせる地域づくり	86
1 移動の自由の確保	86
2 必要なサービスの確保	90
3 既存組織のネットワーク化	102
4 サービス受給者の人権擁護	106
第4節 地域福祉推進のための仕組みづくり	110
1 地域福祉推進に向けた体制づくり	110
2 地域福祉推進の役割と連携について	118
3 計画の評価および進捗管理の仕組みづくり	119
第5章 地域別計画	121
第1節 地域別計画の基本的方向	122
1 地域別計画の考え方	122
2 地域・地区の区分	122
第2節 地域別計画	123
1 鹿屋・高隈地区	123
2 鹿屋東地区	124
3 第一鹿屋・花岡地区	125
4 田崎・大始良・高須地区	126
5 吾平地区	127
6 輝北地区	128
7 串良地区	129
第6章 資料編	131
1 鹿屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱	132
2 策定委員会委員名簿	133
3 アドバイザー	134
4 関係団体ヒアリングについて	135
5 地域座談会について	139
6 庁内関係各課ヒアリング	140
7 ワークショップについて	141

第 1 章 計画策定に向けて





1 計画策定の背景・目的

我が国において、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容しつつあります。少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけ、高齢者、障がい者などの生活上の支援を要する人は一層厳しい状況におかれています。

また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

このような中で、「子ども」、「高齢者」などのライフステージや、「性別」、「障がいの有無」などにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で「支えあい、助け合い」ながらお互いを尊重し、それぞれが生きがいを持って生活するとともに、安心して暮らし続けていくことができる地域社会の実現が求められています。

鹿屋市地域福祉計画は、地域の高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている市民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を送れるようなしくみをつくるもので、本市が地域福祉施策を推進するための基本的な方向性を示すものとし、あわせて地域福祉の推進主体である地域住民、社会福祉施設、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会等の地域福祉に関する取組みの方向性を示すものとします。

～ 地域を取り巻く様々な課題 ～

- 少子高齢化が急速に進んできた・・・
- 世帯の小規模化・多様化、地域のつながりが低下してきた・・・
- 個人のライフスタイルも多様化してきた・・・
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、要援護者が増加してきた・・・
- 地域における生活課題も更に増加している・・・
- 公的サービスのみでは対応が困難になってきた・・・

地域ごとの課題を踏まえ、地域の実情に合った対応が必要



住民による支えあい・助け合いと公的サービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要

そのためには・・・

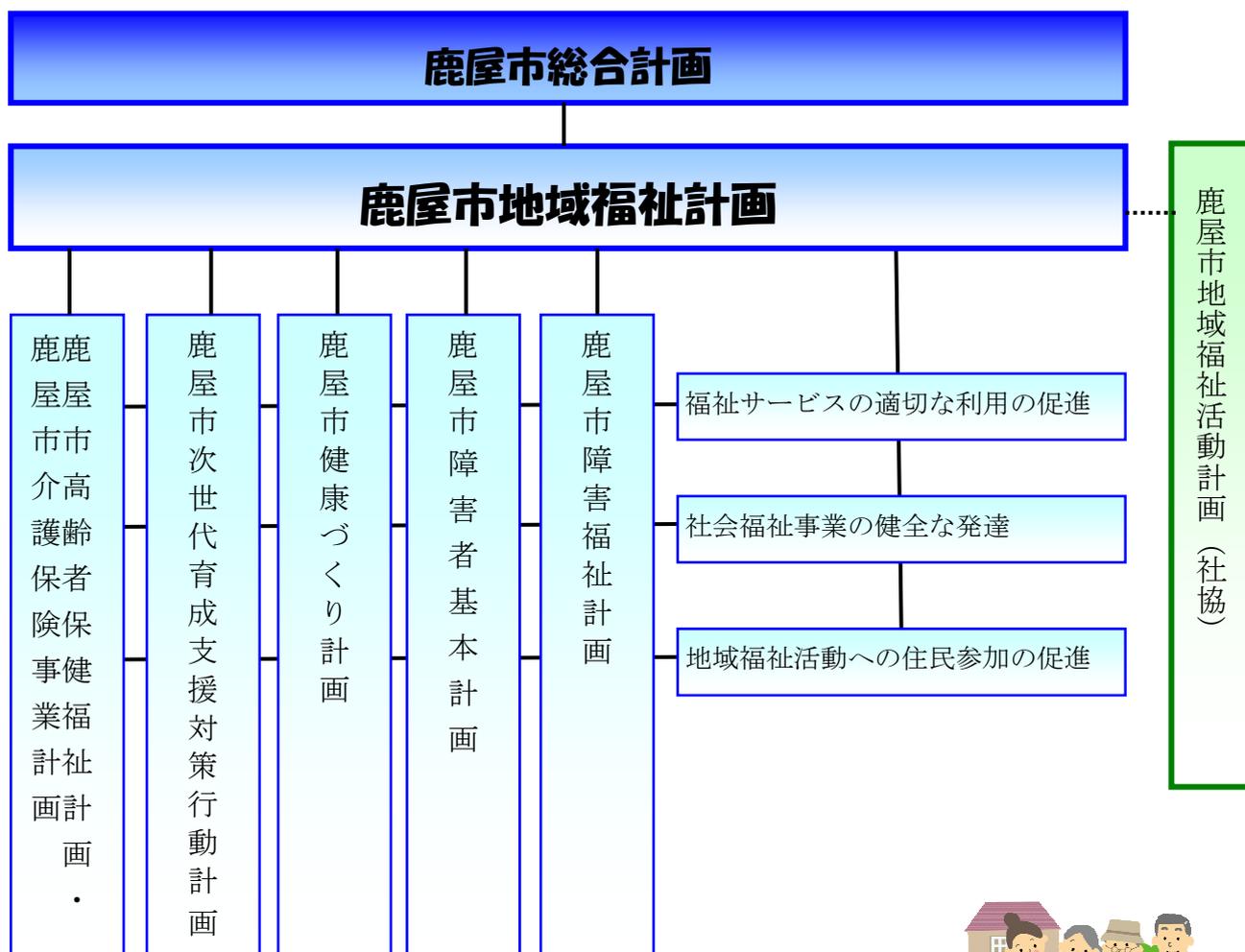
新たな福祉コミュニティの創造

2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める計画で、下表に記載した福祉関係の個別計画に基づく施策を、地域において総合的に推進するうえでの理念と、地域の福祉力を高めるための施策について提示するものです。

また、地域福祉計画は、本市の進むべき方向と望まれる将来像を掲げた鹿屋市総合計画と、福祉に関する諸法律に基づく個別の計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者基本計画、次世代育成支援対策行動計画等）との中間に位置する、鹿屋市総合計画と個別福祉計画との中二階的存在であるといえます。よって、鹿屋市総合計画と個別福祉計画との整合性や連携を図りながら計画を策定しました。

今後、根拠法を異とするこれらの個別計画に関しては、本計画の分野別計画としての位置づけを持たせながら、必要に応じて計画の見直し・策定を行っていくこととします。





3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 25～34 年度の 10 ヶ年間とします。

なお、計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて3年から5年の間で見直しを行うものとします。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
総合計画(基本構想)	基本構想																
総合計画(基本計画)	前期					後期											
地域福祉計画						第1次											
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			第4期		第5期		第6期		第7期		第8期						
次世代育成支援 対策行動計画	前期			後期													
障害者基本計画	第1期																
障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期													
健康づくり計画		第1次(改訂版)					第2次(前期)			第2次(後期)							
地域福祉活動計画 (社協)						第1次											

社会福祉法第 107 条 (市町村地域福祉計画)

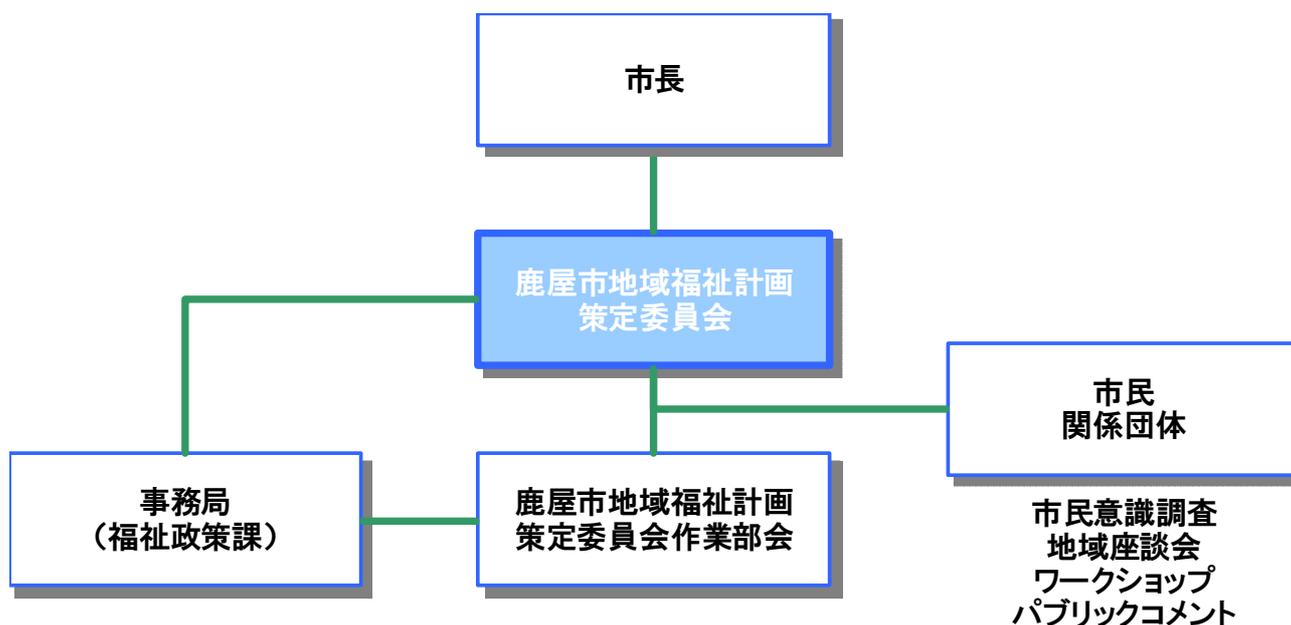
第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画策定に向けた体制と取り組み

(1) 計画策定の体制

本市では、地域福祉施策の計画的推進を図るため、「鹿屋市地域福祉計画策定委員会」を開催して社会情勢の変化や法・制度等の改正、また鹿屋市における福祉を取り巻く環境について、総合的に協議を行い、本計画を策定しました。



鹿屋市地域福祉計画策定委員会	構成	学識経験者・保健医療・福祉関係・各種団体・公募の市民
	役割	計画を策定するに当たり、基本的な方針及び事項を検討・協議し市長に報告する。
鹿屋市地域福祉計画策定委員会作業部会	構成	福祉政策課長補佐・子育て支援課長補佐・高齢福祉課長補佐・健康増進課長補佐・健康保険課長補佐
	役割	委員会により付議された計画に盛り込むべき事項を検討し、その経過及び結果を委員会に報告する
事務局	構成	福祉政策課長・課長補佐・管理係長・担当者
	役割	計画策定に係る事務及び各課との連携・調整を行う。



[計画策定の体制]

① 鹿屋市地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容にするためには、市民組織や社会福祉関係事業者、一般市民等といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される鹿屋市地域福祉計画策定委員会において計画の策定を行いました。

② 鹿屋市地域福祉計画策定委員会作業部会

行政運営上の意見の集約・調整を目的とする鹿屋市地域福祉計画策定委員会作業部会を設置し、調査・検討を行いました。

③ 事務局（福祉政策課）

福祉政策課内に設置された事務局では、計画策定に関連して行われた会議の準備や、各種会議等の運営に必要な諸資料の作成、議事の記録や、アドバイザーとの調整等を行いました。

[市民参画の体制]

① 市民意識調査の実施

地域福祉に関するさまざまな市民の現状や意向等を把握し、本市における地域福祉の現状や課題、ニーズ等を抽出し、地域福祉計画策定の基礎資料作成のために実施しました。

② 関係団体ヒアリング調査

福祉全般に関して鹿屋市内で活動を行っている、関係機関に対して地域福祉の現状や課題、ニーズ等を抽出し、地域福祉計画策定の基礎資料作成のために実施しました。

③ 地域座談会

地域福祉計画の基本となる7地区における現状や課題の整理に向けて、地域座談会を開催し、地域福祉について説明した上で、本計画の内容についても説明し、行政と地域住民の意見交換を行い意見・要望のとりまとめや問題解決について話し合いました。

④ ワークショップの開催

市民意識調査、関係団体ヒアリング、地域座談会等から地域の問題点を確認し、解決するために、行政と市民組織や社会福祉関係事業者、一般市民等といった幅広い関係者からなるメンバーにより、意見交換を行い意見・要望のとりまとめや問題解決に向けた計画の推進について話し合いました。

⑤ パブリックコメントの実施

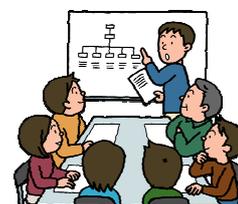
計画策定における、市民の多様な意見・要望等を把握するとともに、計画策定の公正・透明性の確保のため、平成24年12月21日から平成25年1月21日まで計画素案によるパブリックコメント手続きを実施し、寄せられた意見についても計画書の参考とさせて頂きました。

(2) 計画策定の主な取り組み

本計画策定に向けた主な取り組みを時系列で表すと以下の通りとなります。

平成23年度		
H23. 6. 27	先進地研修（南さつま市）	南さつま市役所
H23. 7. 14	先進地研修（日南市）	日南市役所
H24. 2. 13 ～ 2. 28	市民アンケート	対象：3,000名
H24. 3. 23	第1回 策定委員会	庁議室

平成24年度		
H24. 5. 7	第2回 策定委員会	
H24. 5. 25 ～ 6. 30	関係団体へのヒアリング	鹿屋市内41団体
H24. 5～7	現状分析及び課題抽出	
H24. 7. 25 ～ 8. 28	地域座談会	全16回開催
H24. 8. 23	庁内ヒアリング	庁内関係係長を対象
H24. 10. 2	第3回 策定委員会	
H24. 10～	計画（案）作成	
H24. 11. 9	ワークショップ	参加者25名
H24. 12. 14	第4回 策定委員会	
H24. 12. 21 ～H25. 1. 21	パブリックコメント	
H25. 2. 14	第5回 策定委員会	
H25. 3	計画決定	





(3) 計画策定委員会の概要

策定委員会の開催

平成24年3月23日から平成25年2月14日まで全5回開催し、計画策定に関する様々な事項について協議しました。

策定委員会		
第1回	開催日	平成24年3月23日
	講演	地域福祉計画の特徴について（鹿児島国際大学 高橋教授）
	協議内容	地域福祉計画と地域福祉活動計画について 計画策定スケジュールについて
第2回	開催日	平成24年5月7日
	協議内容	市民アンケートの結果について 今後の取り組みについて 地域福祉に関する課題について
第3回	開催日	平成24年10月2日
	協議内容	地域福祉計画策定に向けた取り組みについて 地域福祉に関する現状分析について 現状分析を踏まえた地域福祉の取り組みについて
第4回	開催日	平成24年12月14日
	協議内容	ワークショップの報告について 鹿屋市地域福祉計画（素案）について パブリックコメントについて
第5回	開催日	平成25年2月14日
	協議内容	パブリックコメントの結果について 鹿屋市地域福祉計画（案）について

なお、本計画を策定するにあたっては、高橋信行教授（鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科（大分県別府市出身））にアドバイザーに就任して頂き、国の動向、先進事例の紹介、鹿屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）策定の地域福祉活動計画との連携のあり方や具体的な施策の展開方法など、計画全般にわたるアドバイスを頂きました。

第2章 鹿屋市の現状と将来予測





第1節 鹿屋市の現状

1 位置・地勢

鹿屋市は、本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置し、大隅地域の交通・産業・経済・文化の拠点となっています。

市域北部には、日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隅山系が連なっています。

また、その南側には、国営第1号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続いています。

市域西部は、錦江湾に面しており、美しい海岸線が見られ、さらに、市域南部は、神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっています。

本市は、陸と海の交通要衝地である立地特性を生かしたまちづくりを進めており、大隅地域の拠点都市として発展してきました。また、東九州自動車道や大隅縦貫道、国道504号など高速・広域交通網が順次整備されつつあり、空港や域内外の拠点施設へのアクセス道路として産業の活性化や交流の促進など大きな経済効果が期待されています。

市花「ばら」	市木「クス」
	

2 人口の動向

(1) 総人口の推移

わが国では、世界にも例をみないスピードで少子高齢化が進んでおり、「超高齢社会」が到来していると言われていますが、鹿屋市における高齢化には、地域に応じてふたつの側面があります。

ひとつは、若い世代（主に高校を卒業して進学・就職のため）が地域から出ていくことによる高齢化があり、特に農山村部においては人口の流出が顕著になっています。

一方、周辺自治体を含む農山村部から都市部へ移転してきた人が、次第に高齢化していく側面もあります。

本市では、この2つの側面を持った高齢化現象が同時に進行してきたという特性があります。

なお、近年の本市住民基本台帳における人口の推移は、平成20年に105,205人だった総人口は、平成24年に104,601人となり、604人の減少を示しています。しかし、後期高齢者だけをみると、平成20年に13,126人から平成24年に14,850人となり、1,724人の増加となっています。

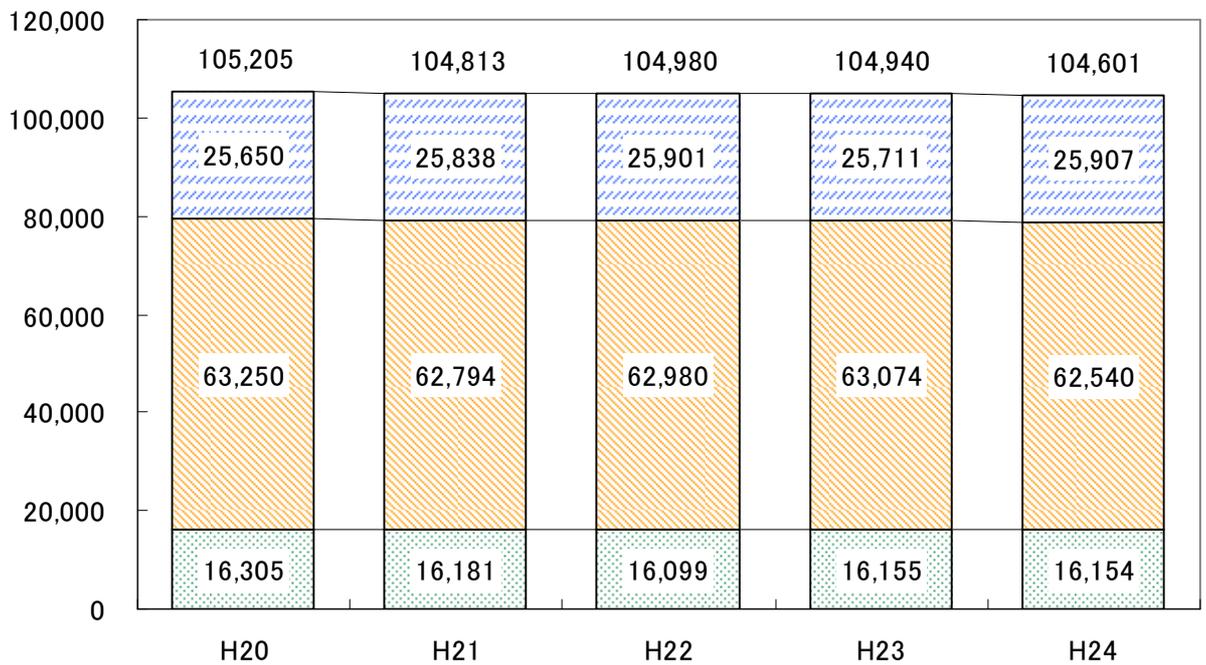
また、本市の特徴として国・県と比較して、年少人口割合が高く、平成23年度の国が13.1%、県が13.7%に対して、本市は15.4%となっています。

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
年少人口 (0～14歳)	16,305	15.5	16,181	15.4	16,099	15.3	16,155	15.4	16,154	15.4
生産年齢人口 (15～64歳)	63,250	60.1	62,794	59.9	62,980	60.0	63,074	60.1	62,540	59.8
老年人口 (65歳以上)	25,650	24.4	25,838	24.7	25,901	24.7	25,711	24.5	25,907	24.8
前期高齢者 (65～74歳)	12,524	11.9	12,277	11.7	11,773	11.2	11,168	10.6	11,057	10.6
後期高齢者 (75歳以上)	13,126	12.5	13,561	12.9	14,128	13.5	14,543	13.9	14,850	14.2
合計	105,205	100.0	104,813	100.0	104,980	100.0	104,940	100.0	104,601	100.0

※ 各年3月末住民基本台帳



□年少人口 □生産年齢人口 □高齢人口



(参考)

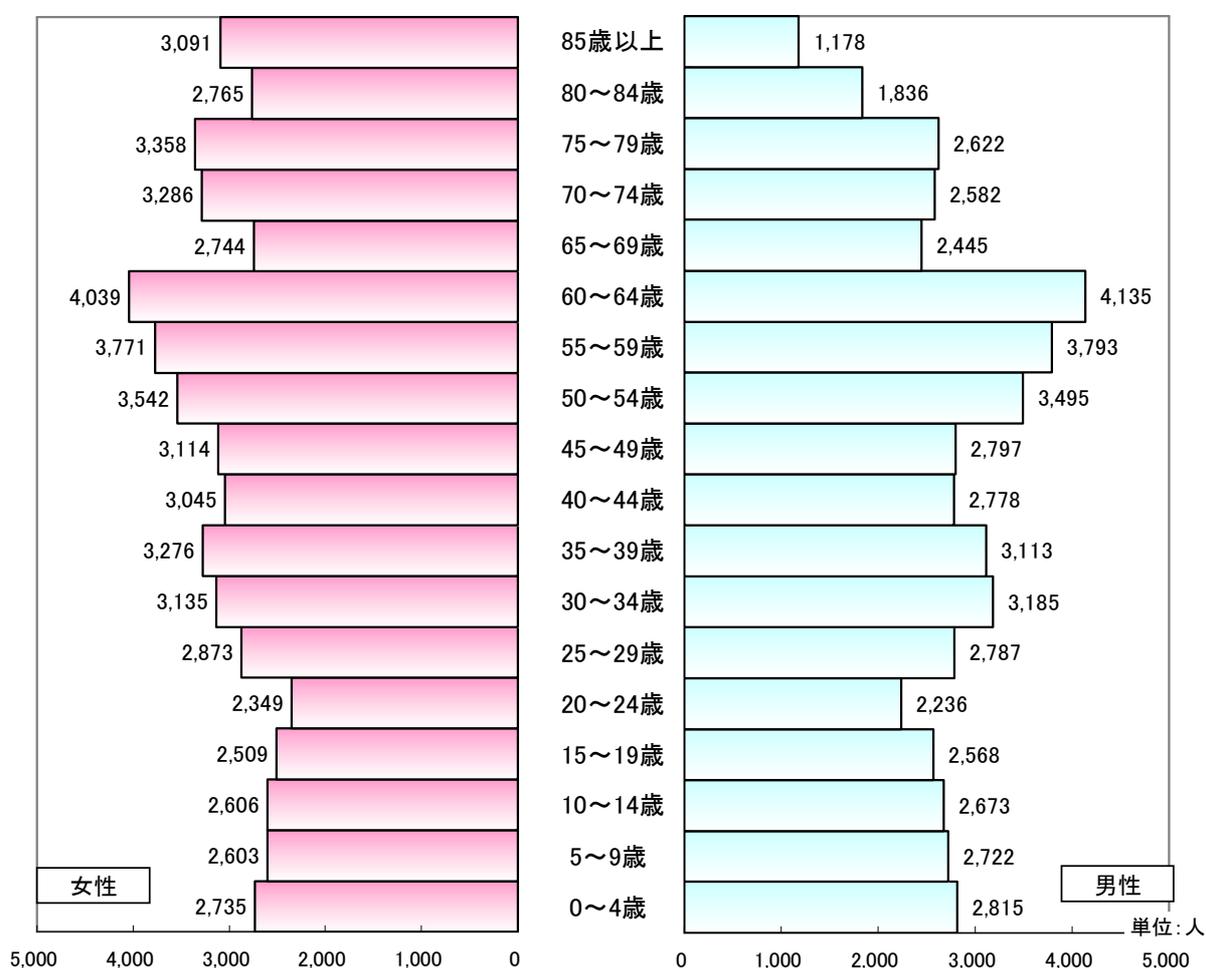
区分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 23 年 (推計値)
全国	総人口(千人)	123,611	125,570	126,926	127,768	128,057	127,799
	0~14 歳	22,486	20,014	18,472	17,521	16,803	16,705
		18.2%	15.9%	14.6%	13.7%	13.2%	13.1%
	15~64 歳	85,904	87,165	86,220	84,092	81,032	81,342
		69.5%	69.4%	67.9%	65.8%	63.8%	63.6%
65 歳以上	14,895	18,261	22,005	25,672	29,245	29,752	
	12.0%	14.5%	17.3%	20.1%	23.0%	23.3%	
鹿児島県	総人口(千人)	1,798	1,794	1,786	1,753	1,706	1,698
	0~14 歳	357	320	281	252	233	232
		19.9%	17.8%	15.7%	14.4%	13.7%	13.7%
	15~64 歳	1,140	1,120	1,101	1,066	1,016	1,016
		63.4%	62.4%	61.7%	60.8%	59.8%	59.8%
65 歳以上	299	354	403	435	450	450	
	16.6%	19.7%	22.6%	24.8%	26.5%	26.5%	

※ 国勢調査および総務省推計値

(2) 人口ピラミッドの様子

男女ともに「60～64歳」に大きなふくらみをもち、それ以下の年代では減少しています。また、女性については、「70～79歳」にも大きなふくらみがあります。一方、子を産み育てていく年代のうち「20～24歳」に小さな歪みができていますが、県外・市外への進学・就職による流失と推察されます。

この形は一般に「ひょうたん型」と呼ばれ若い人口が多く流出する日本の農村部の典型的な形となっています。また、全国的には団塊の世代が高齢者の年代となることにより、超高齢社会が到来するとされていますが、本市における人口ピラミッドはすでに、その様子を顕著に見てとれる形となっています。



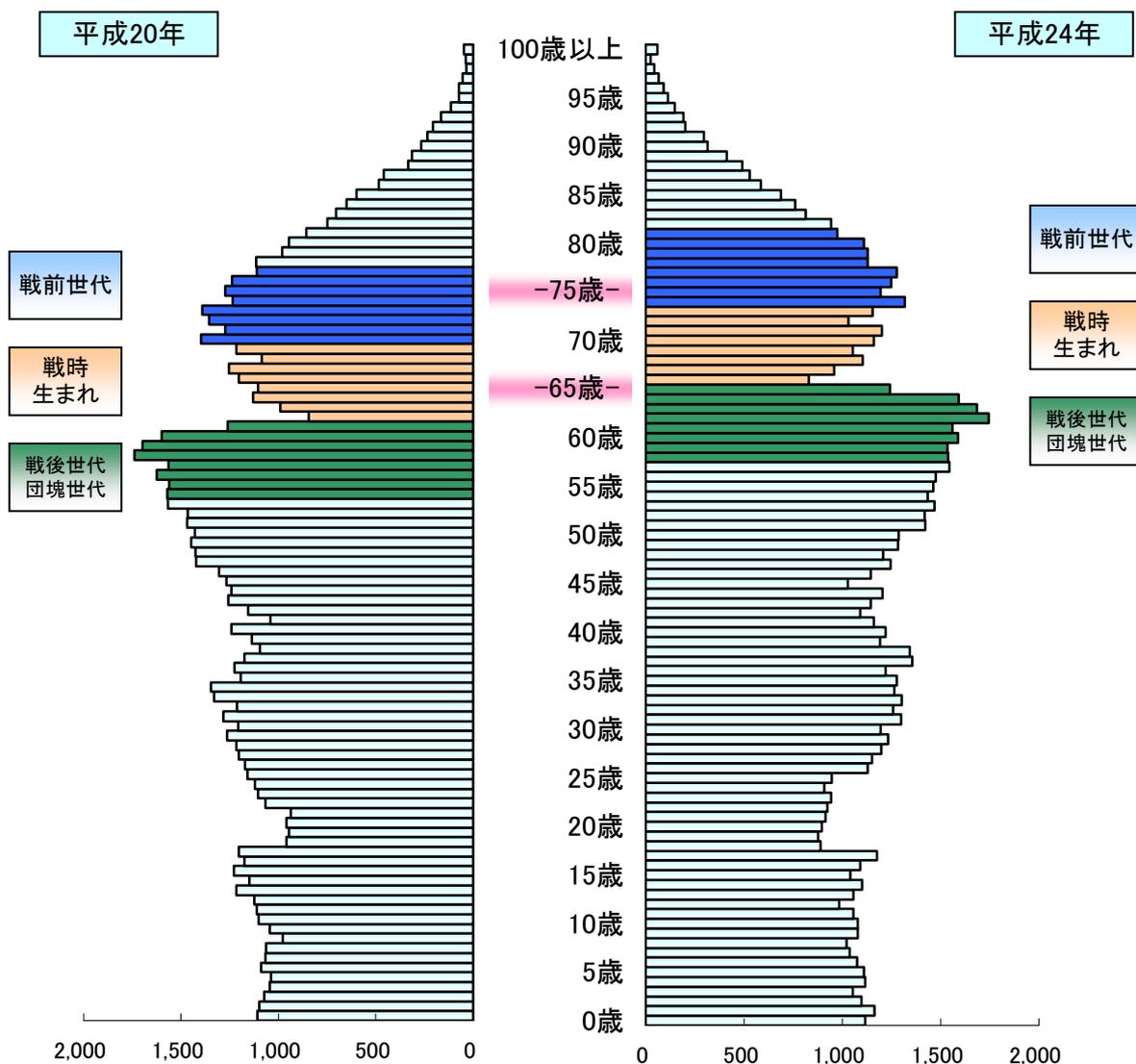
※ 平成24年3月住民基本台帳



(3) 人口ピラミッドによる年齢別の推移

時代背景を勘案して以下の3つに人口を区分して、その推移に着目するために人口ピラミッドを作成しました。

平成20年と比較すると平成24年には、戦後世代・団塊世代のピークが前期高齢者になりかけている様子と、戦前世代のピークが後期高齢者となっている様子が伺えます。

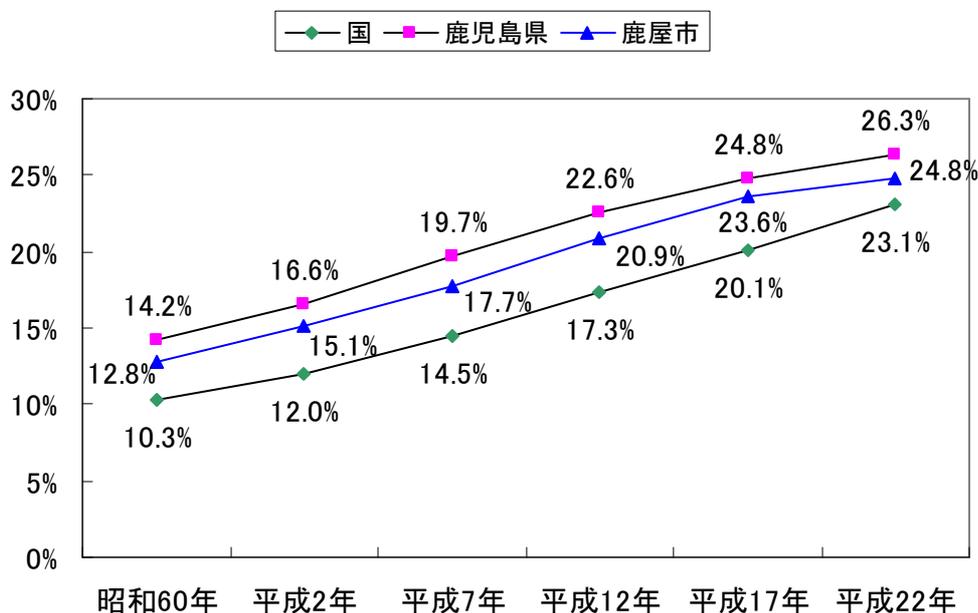


※ 各世代は、8年間刻みとしました

戦前世代・・・昭和6～13年生まれ 戦時生まれ・・・昭和14～21年生まれ 戦後世代・・・昭和22～29年生まれ

(4) 高齢化率の推移

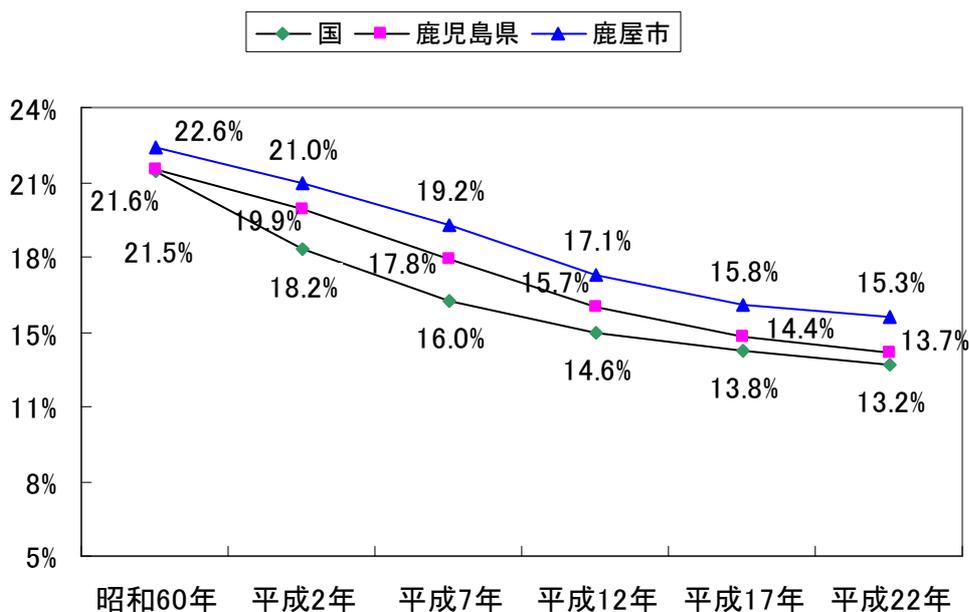
高齢化率は、本市は国よりも高くなっていますが、県よりは低く、平成22年でみると、国が23.1%、県が26.3%に対して、本市は24.8%となっています。



※ 国勢調査

(5) 年少人口比率の推移

年少人口比率は、本市は国・県よりも高く、平成22年でみると、国が13.2%、県が13.7%に対して、本市は15.3%となっています。



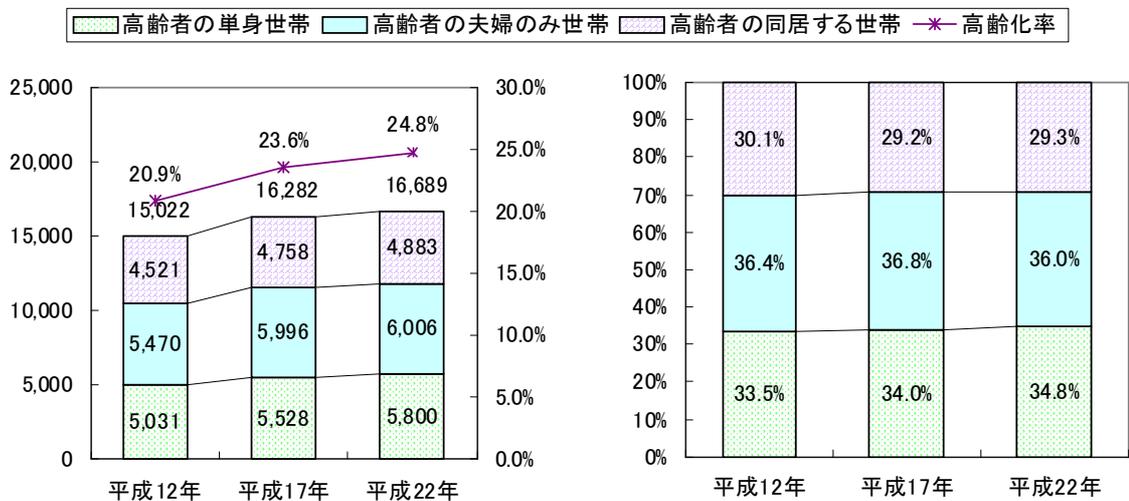
※ 国勢調査



(6) 高齢者世帯の推移

国勢調査による高齢者世帯の様子は、平成12年の15,022世帯から平成22年に16,689世帯に増加しています。これは、本市人口の高齢化に伴う高齢者が住む世帯の増加と考えられます。

しかし、高齢者世帯だけを「高齢者単身」、「高齢者夫婦のみ世帯」、「高齢者の同居する世帯」に分けてみると、高齢者の単身世帯割合は増加し続けており、平成12年の33.5%から平成22年の34.8%と1.3ポイントの増加となっているなど、本市においても、高齢者の単身世帯はその数とともにその割合も増加しています。



	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	42,734	43,642	44,260
高齢者世帯	15,022	16,282	16,689
高齢者の単身世帯	5,031	5,528	5,800
高齢者の夫婦のみ世帯	5,470	5,996	6,006
高齢者の同居する世帯	4,521	4,758	4,883
高齢化率	20.9%	23.6%	24.8%

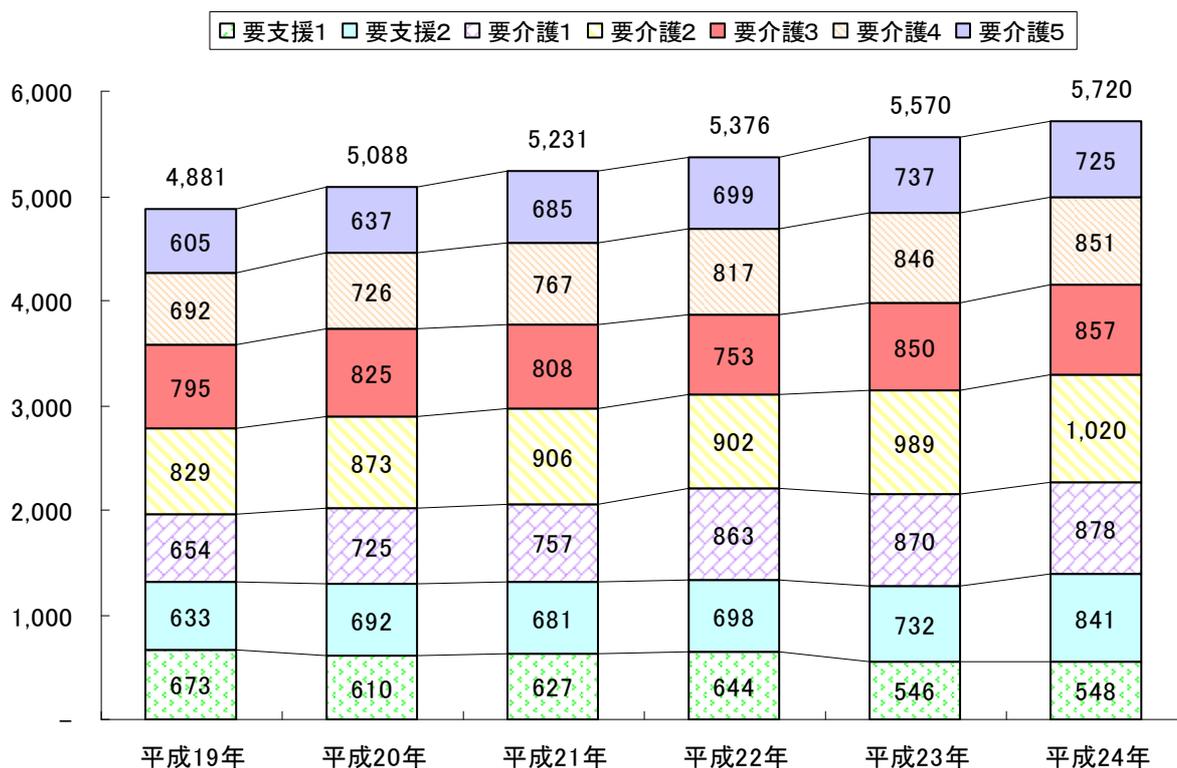
※ 国勢調査

(7) 要介護度別認定者数の推移

介護保険事業報告による、要介護度別認定者数の推移は、平成19年に4,881人だった認定者数は、年々増加し続け平成24年には5,720人となっています。

介護度別にみた内訳では、軽度とされる要支援1～要介護1よりも、中重度とされる要介護2以上の方の増加が見受けられます。

なお、平成24年の認定者出現率を国・県と比較すると国平均が18.0%、鹿児島県が21.0%に対して、鹿屋市は21.7%となっています。



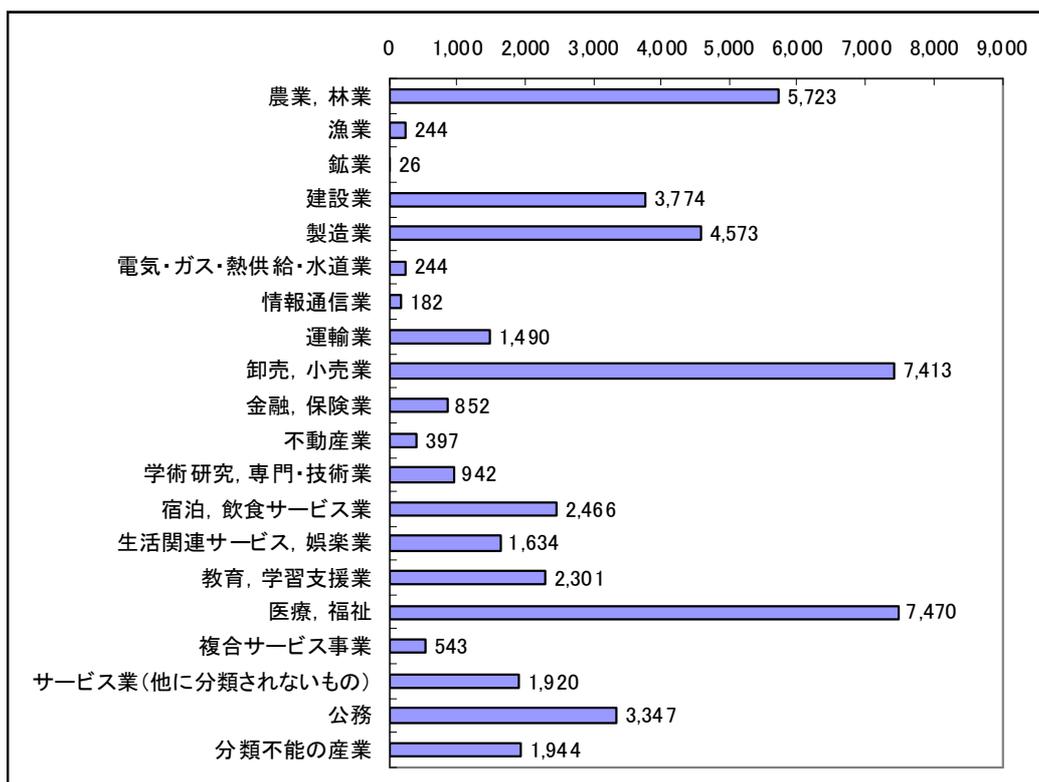
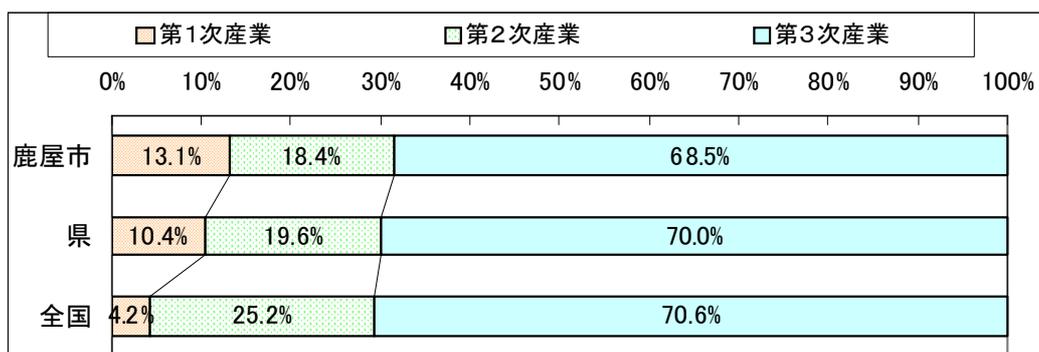
※ 各年10月1日現在



(8) 就業別人口の比較

平成 22 年の国勢調査による本市の就業状況は、第 1 次産業の比率が 13.1%、第 2 次産業が 18.4%、第 3 次産業の比率が 68.5%となっています。

全国・県と比較すると、第 1 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低くなっていることが特徴となります。

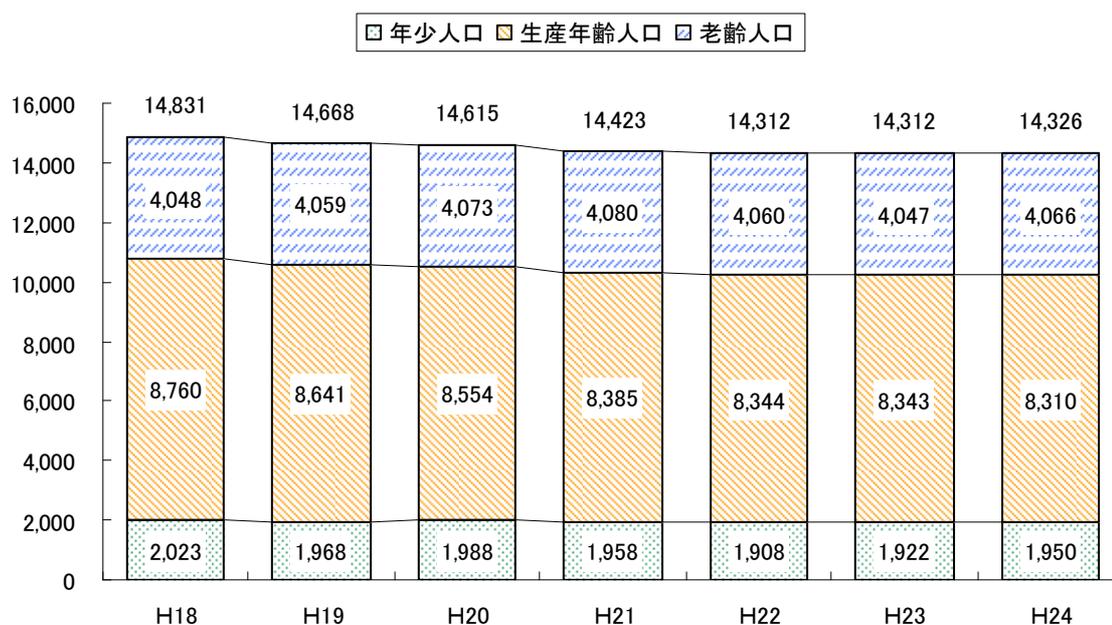


3 地域別の状況

(1) 年齢区分別人口の推移

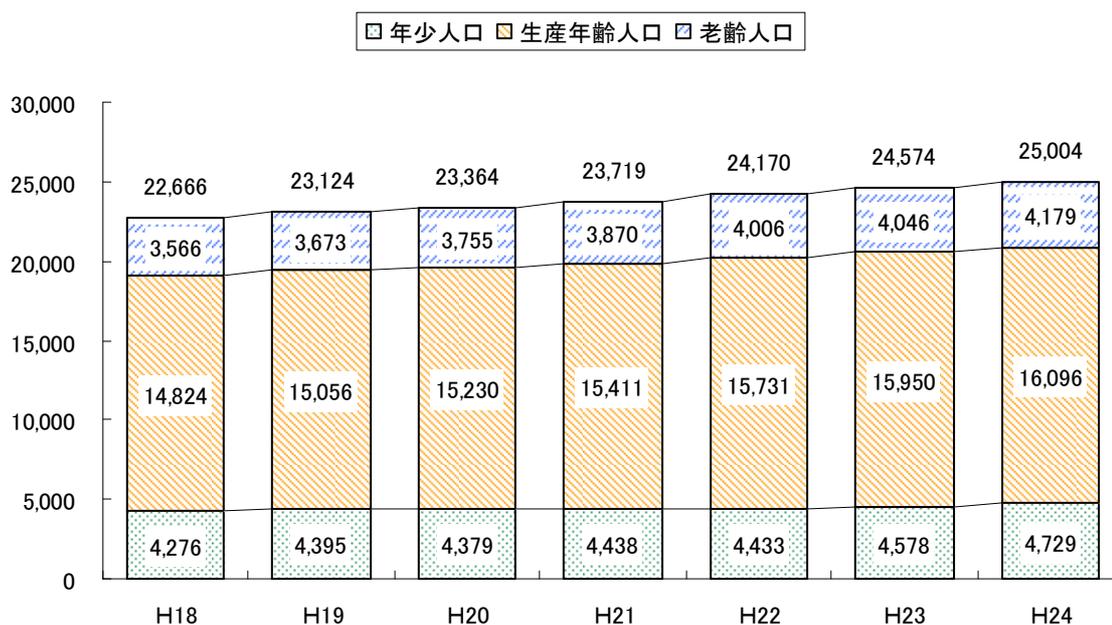
①鹿屋・高隈地区

他の地区と比較するとあまり人口の増減がありません。しかし、生産年齢人口の減少が見受けられます。



②鹿屋東地区

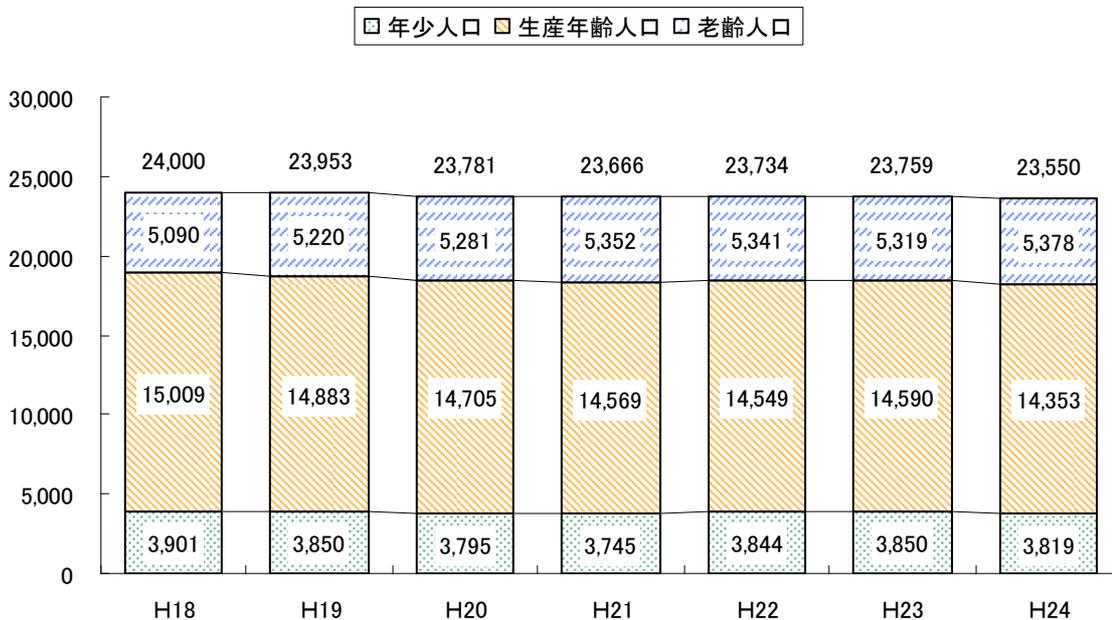
本地区のみが、人口が増加し続けています。本市の年少人口割合が大きく減少していないのは、本地区の年少人口が増加し続けていることに起因します。





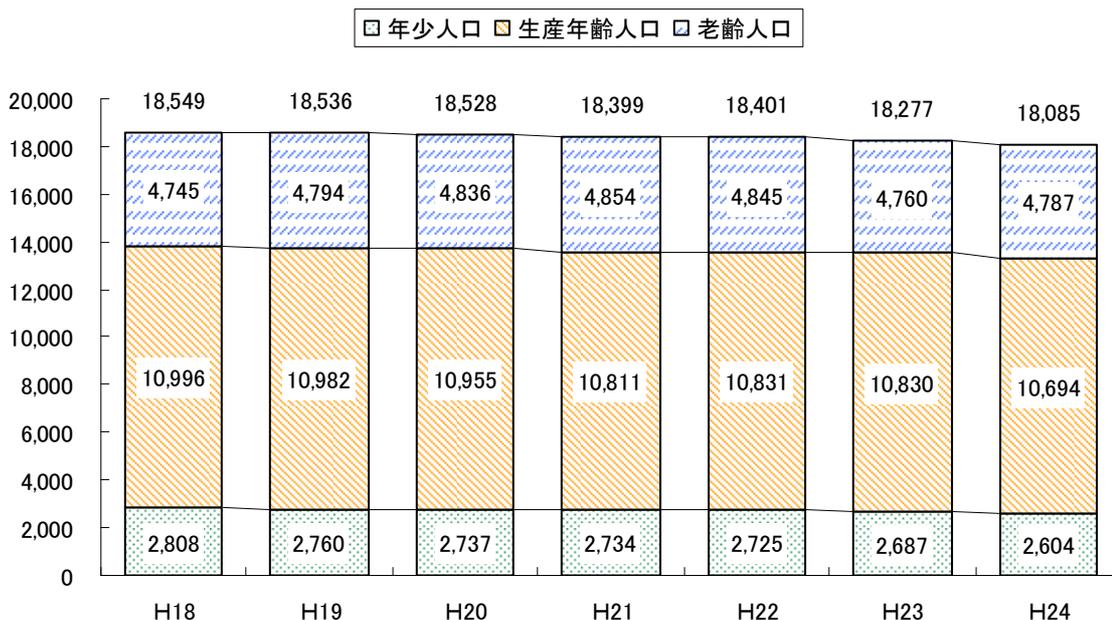
③第一鹿屋・花岡地区

他の地区と比較するとあまり人口の増減がありません。しかし、平成18年と比較すると平成19年の高齢者人口の増加が目立ちます。これは、この時期に高齢者施設が建設されたことも一因となります。



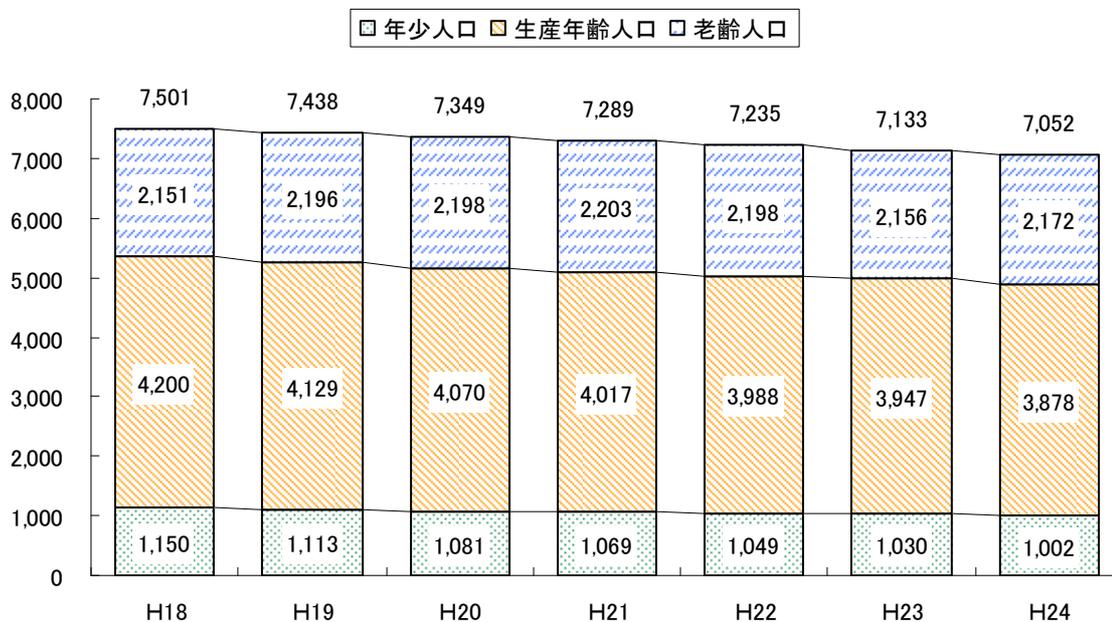
④田崎・大始良・高須地区

他の地区と比較するとあまり人口の増減がありません。しかし、年少人口の減少が見受けられます。



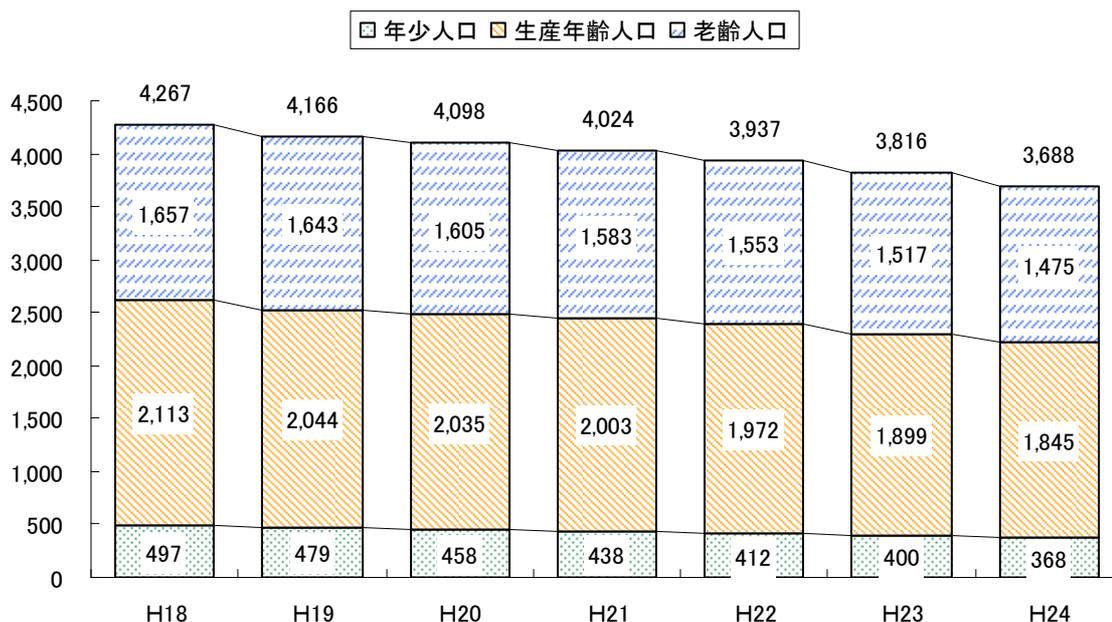
⑤吾平地区

他の地区と同様に、緩やかな人口減少が続いていますが、年齢区分別に見ると、生産年齢人口の急激な減少が見られることと、高齢人口の増減がないことが特徴となります。



⑥輝北地区

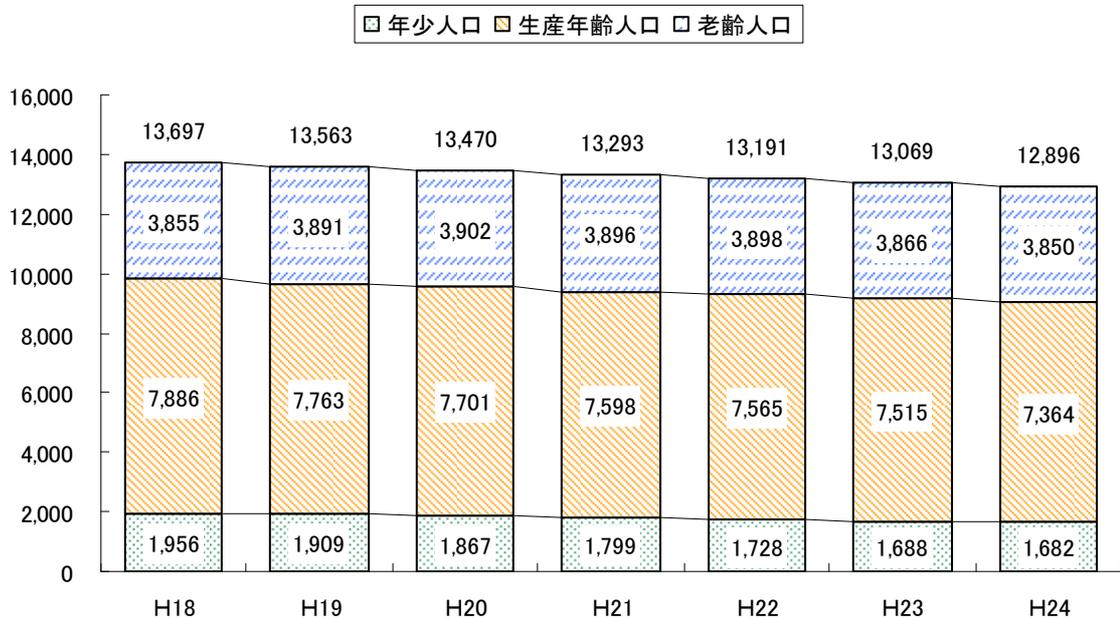
他の地区と比較して、急激な人口減少が見受けられます。すべての年齢区分で減少が見受けられます。





⑦串良地区

他の地区と同様に、緩やかな人口減少が続いていますが、年齢区分別に見ると、年少人口と生産年齢人口の減少が見られることと、高齢人口の増減がないことが特徴となります。



(2) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者の地区別状況は、以下のとおりとなります。高齢者人口に対する割合では、輝北地区が最も高く 23.8% となっていました。

	認定者数	高齢者人口	対高齢者割合
鹿屋・高隈地区	933	4,066	22.9%
鹿屋東地区	810	4,179	19.4%
第一鹿屋・花岡地区	1,185	5,378	22.0%
田崎・大始良・高須地区	1,026	4,787	21.4%
吾平地区	467	2,172	21.5%
輝北地区	351	1,475	23.8%
串良地区	845	3,850	21.9%
鹿屋市全体	5,617	25,907	21.7%

※ 平成 24 年 3 月末現在

(3) 障害者手帳保持者の状況

障害者手帳保持者の地区別状況は、以下のとおりとなります。人口に対する割合では、輝北地区が最も高く 9.5%となっていました。

	保持者数	総人口	対人口割合
鹿屋・高隈地区	830	14,326	5.8%
鹿屋東地区	938	25,004	3.8%
第一鹿屋・花岡地区	1,111	23,550	4.7%
田崎・大始良・高須地区	1,216	18,085	6.7%
吾平地区	436	7,052	6.2%
輝北地区	349	3,688	9.5%
串良地区	725	12,896	5.6%
鹿屋市全体	5,605	104,601	5.4%

※ 平成 24 年 3 月末現在

(4) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯の地区別状況は、以下のとおりとなります。世帯数に対する割合では、鹿屋・高隈地区が最も高く 3.0%となっていました。

	保護世帯数	総世帯数	対世帯数割合
鹿屋・高隈地区	206	6,974	3.0%
鹿屋東地区	180	11,419	1.6%
第一鹿屋・花岡地区	243	11,351	2.1%
田崎・大始良・高須地区	125	8,238	1.5%
吾平地区	44	3,121	1.4%
輝北地区	36	1,746	2.1%
串良地区	100	5,725	1.7%
鹿屋市全体	934	48,574	1.9%

※ 平成 24 年 3 月末現在



4 地域活動団体の動向

(1) 町内会の状況

町内会の状況については、平成 19 年度からの町内会再編により、それまでの 308 団体が、平成 20 年度に 213 団体となり、平成 24 年度は 206 団体となっています。加入率は、平成 20 年度の 76.1%から平成 24 年度には 77.4%となり、1.3 ポイント上昇しています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
町内会数	213 団体	213 団体	213 団体	212 団体	206 団体
総世帯数	43,752	44,157	44,823	43,865	43,123
加入世帯数	33,283	33,447	35,129	33,835	33,365
加入率	76.1%	75.8%	78.4%	77.1%	77.4%

※ 各年 4 月 1 日現在

(2) 高齢者クラブの状況

本市で活動している高齢者クラブの推移については、平成 21 年度に 137 クラブでしたが、平成 23 年度は 128 クラブとなるなど、高齢者クラブ数、会員数ともに減少しています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者クラブ数	137 クラブ	131 クラブ	128 クラブ
会員数	6,623 人	6,339 人	6,094 人

※ 高齢者保健福祉計画より

(3) 特定非営利活動法人の状況

本市で活動している特定非営利活動法人（NPO 法人）数の推移については、平成 20 年度に 39 団体でしたが、平成 23 年度は 56 団体となっています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
NPO 法人数	39 団体	44 団体	49 団体	56 団体

※ 各年 3 月末現在

(4) シルバー人材センターへの加入と就業の状況

シルバー人材センターへの加入数と就業数の推移については、平成 22 年度は就業延人数 23,809 人、会員数 698 人でしたが、平成 23 年度は、就業延人数・会員数とも減少しています。

なお、作業依頼については、企業からの依頼件数が減少する傾向にあります。

また、会員数の減少理由としては、これまでは「加齢のため作業困難」になり退職することが大半でしたが、近年では、「収入増に向けて、他業種への就職」という理由が増えています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就業延人数	21,550 人	21,550 人	23,809 人	20,517 人
会員数	700 人	680 人	698 人	665 人

※ 各年 3 月末現在



5 地域のつながりの変化

これまでの地域社会の中では、自分一人や家族で問題を解決できない場合、隣近所で相互に助け合うことで、解決してきました。地域は生活を営む上で重要な役割を果たしてきましたが、近年、経済環境や社会環境の変化、人々のライフスタイルや意識の変化などにより、地域の繋がり希薄化が進んでいると言われています。

ここからは、本市において地域がどのように変化しているのかを分析しました。

(1) 地域社会の変化

かつての鹿屋市の地域は、農村を中心とした村社会でした。人口が集中していたのも、農村地域であり、生活や経済の形態もまだ小さい社会の中ですべてが集約されていました。地域生活は家庭単位では成り立たず、冠婚葬祭の手助けや、田畑での田植え、収穫などの共同作業（労働）、日常的に困ったときの助け合いなどの相互扶助に基づく地域の人間関係（絆）により営まれていました。

やがて、全国的な高度経済成長の流れの中で都市形成が進み、産業化・都市化・情報化の進行や交通網の発達等による生活圏の拡大、消費生活の変化等により、地域生活の単位は旧来の農村単位ではなく、個別化した家庭単位と変化しました。

ライフスタイルの変化による市民意識の変化については、市民意識調査により、次のような傾向が明らかとなっています。

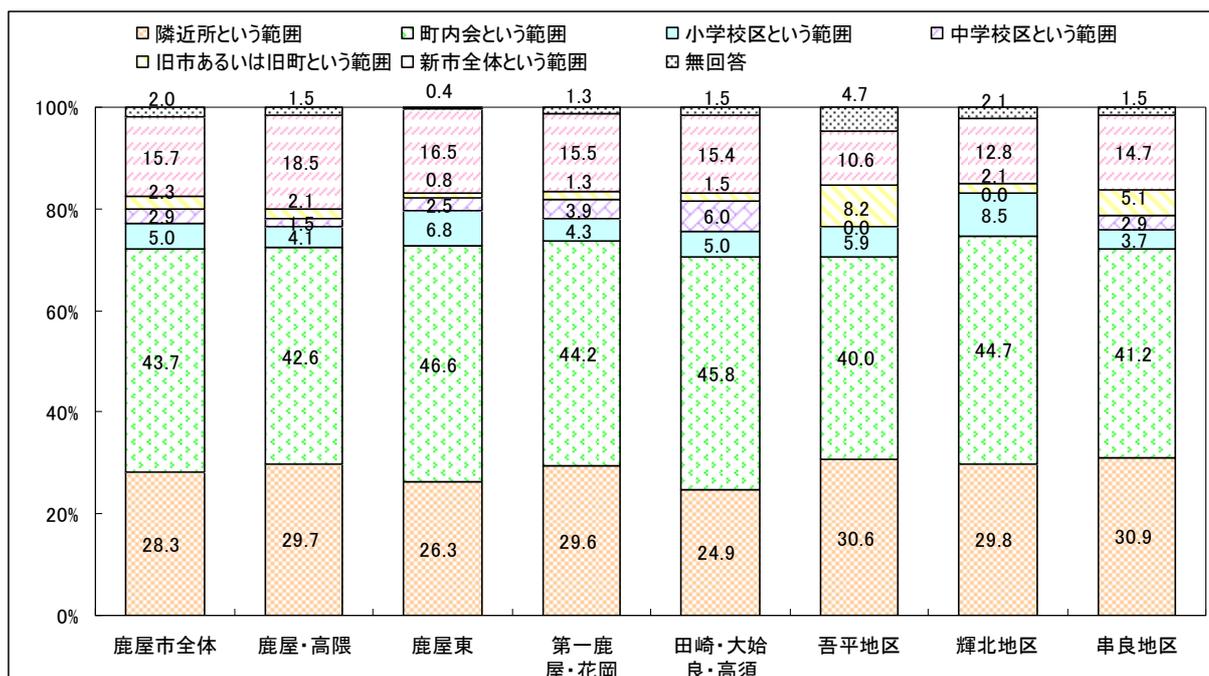


(2) 支えあい・助け合う地域に対するイメージについて

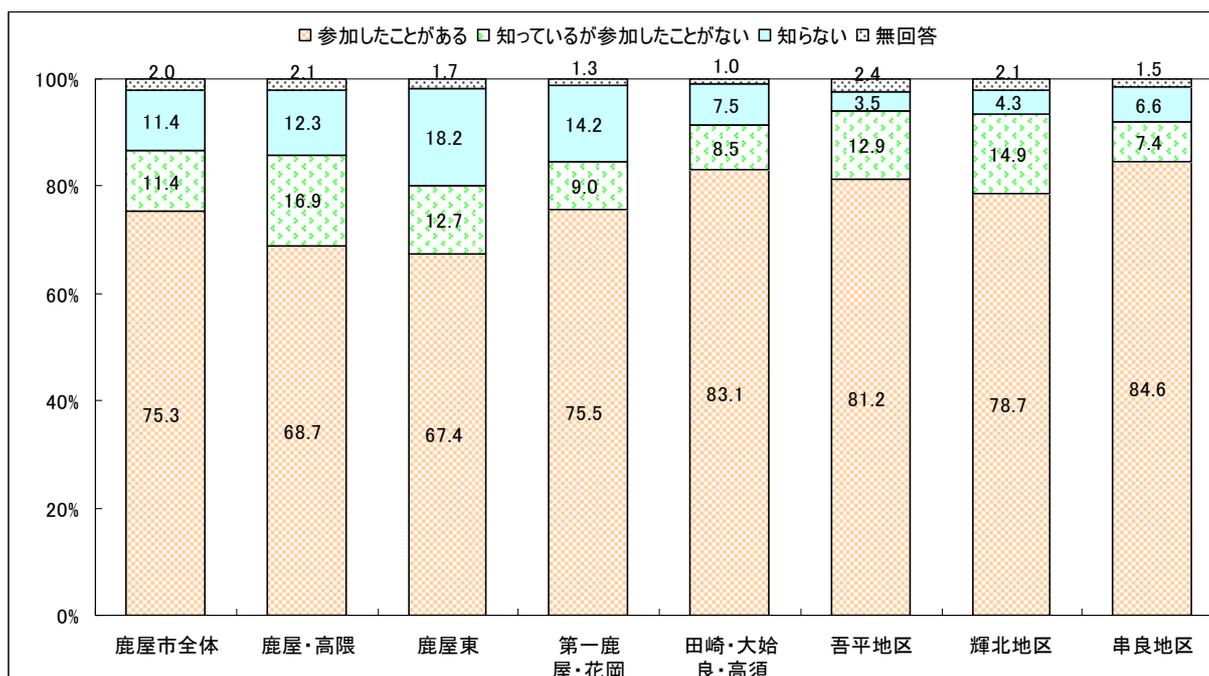
市民意識調査によると、支えあいの範囲としては、「町内会」と「隣近所」という範囲が多くなっていますが、地区別に見ると吾平、串良地区では、「旧町」が多く、輝北地区では「小学校区」という範囲が他と比較して多くなっています。

また、地域の行事・活動等への参加経験は、田崎・大始良・高須、吾平、輝北、串良地区で参加したことがあるという回答が多くなっています。

あなたの考える「支えあい・助け合う地域」の範囲について



地域の行事・地域活動等への参加経験について





一方、福祉サービスを提供している、または利用している方へのヒアリングやグループインタビューによると、鹿屋市の地域イメージは次のようになっていました。

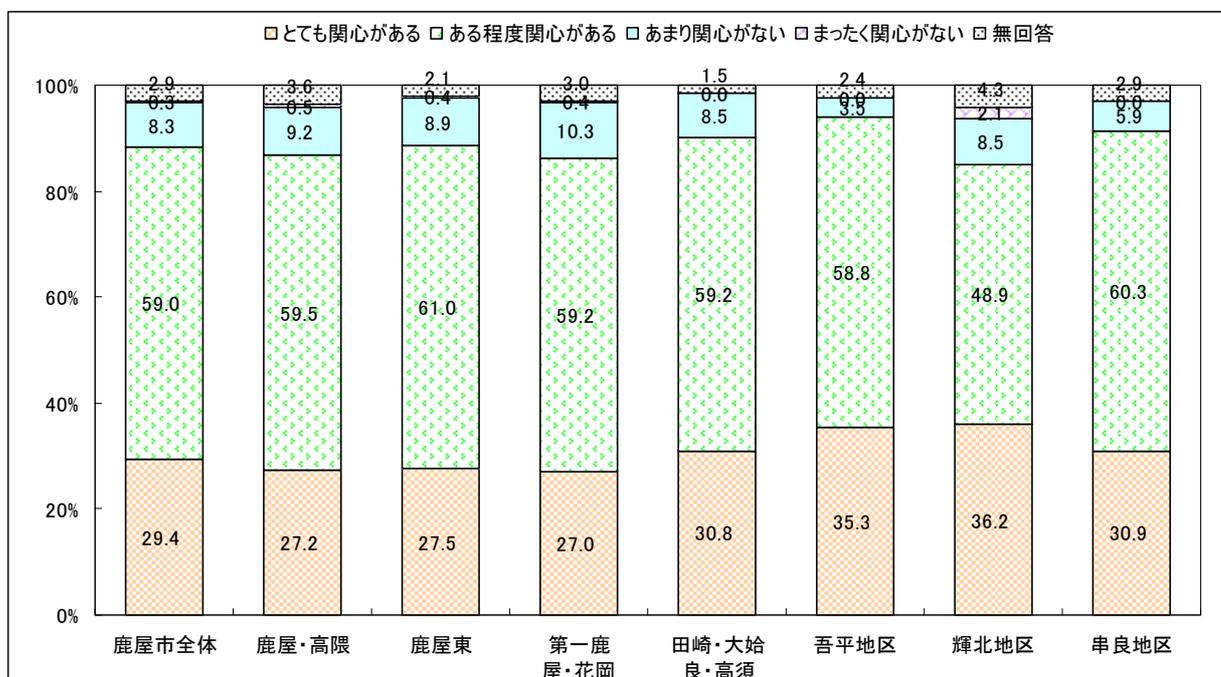
1 地域生活を送る上で感じること	
よい印象	<ul style="list-style-type: none"> ①. 地域の中で病院、金融機関、学校、商店などが充足していることで、地域に対するよいイメージが定着している地域がある。 ②. 町内会活動が活発であることが、住民の地域に対する良いイメージ（住みやすい地域である）という評価につながっている。 ③. 町内会活動が活発であること、地域の見守り活動があることで、地域に対する愛着が湧き、ますます活動が盛んになっている。
悪い印象	<ul style="list-style-type: none"> ①. 働き先がないことにより若者が地域から離れざるを得ない現状は、地域にとっても活気を失うことにもつながり問題である。 ②. 地域の中のコミュニケーションが失われていくことにより、活動頻度の低下、新たなリーダーの不在、住民間の温度差が生まれている。 ③. 地域に学校が存在することで、学校（教職員）と地域の連携が、地域の交流・活動の維持につながっている現状に対して、学校の統廃合問題は地域の交流・活動の維持に直結してしまう。
2 ライフステージ別の地域福祉に対するニーズ	
子育て期	<ul style="list-style-type: none"> ①. 出産前は、産科が不足しているという声が多い一方、出産後のサポートは充実しているという印象を持つ方が多く、今後も継続してほしいという声も多かった。 ②. つどいの広場で得た交流の機会、関係性をさらに育てていきたいというニーズが多い。車を運転し、遠くまででかけることを苦とせず、交流の場を求めている。 ③. 以前であれば地域のつながり、交流が活発で、自然発生的に地域と子育て家庭の交流・助け合いの機会が得られたが、家族・親族や地域との繋がりが気迫となり、つどいの広場が必要になっている状況もある。 ④. 子育て世代は、車での移動により比較的大きな会場で、一斉に健診を受けるなどのサービスを受けることが多いため、日程や会場までの交通、さらには多くの人が集まることで待ち時間が長くなるなど、不便さを感じる場面が多い。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ①. 体操の健康教室など、地域の集まりに対する満足度やニーズが高いことから、今後も行政が積極的に地域に出向いてサポートしてほしい。 ②. 地域展開の介護予防教室の雰囲気は、他人と競争するのではなく、自分のペースでできることや、周囲の理解があることが、参加の意欲を引き立てている。

3 その他

- ①. 同じ地域でも、自分で運転することができるかどうかで、住みやすい地域だと感じる方と、他方で住みにくい地域だと感じているなど、イメージが大きく違うことがある。
- ②. 自由な移動（交通手段の確保）は、すべての世代に共通する課題となっている。
- ③. 上手に行政サポートを受けている人にとっては、住みやすいまちというイメージにつながっている傾向があった。
- ④. 一部地域では、学校の統廃合問題にからみ、地域の存続が大きな問題として意識されていることから、行政として可能な支援を充実する必要がある。
- ⑤. 地域活動に住民が参加することで、活動は活発になるが、参加しないことで、活動が失われ利便性は低下するため、住民側の参画意欲も必要である。

最後に、「高齢者や子ども、障がいのある人、その他の様々な社会的立場の弱い人々を取り巻く地域の福祉課題への関心」については、「関心がある（とても関心がある＋ある程度関心がある）」とした方が88.4%で、この関心が行動に変化していくように、より多くの市民が困ったときには助け合える人間関係、地域社会を築くことは地域福祉の目標でもあります。

社会的立場の弱い人々をとりまく地域の福祉課題に対する関心



これらのことから、今後も「同じ地域に住む市民同士が、お互いに知り合い、話し合う」ことのできる人間関係を築くことができる地域としていくことを、地域福祉を推進していく上での最重要課題として捉え、重点的に取り組んでいく必要があります。



第2節 地区診断結果

地域福祉計画では、市民生活に密着した生活課題や福祉に関する課題を発見し、市民・地域・行政が一体となって解決へ導いていくことを目指しています。

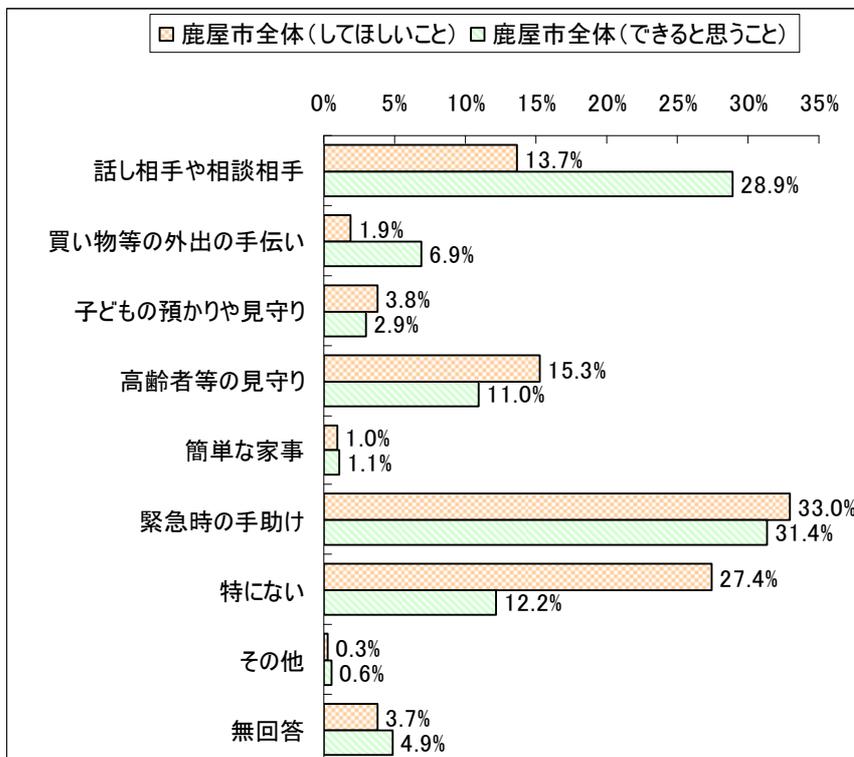
今回、鹿屋市では、地域福祉計画を策定するにあたり、7つの地区を設定しています。

7つの地区には、それぞれ異なった地域特性があるため、鹿屋市全体のニーズを把握して、計画を策定していくことと併せて、この地区に焦点を当て、それぞれの異なった地域課題を把握し、それぞれの地域資源をうまく活用する形で、解決へ導いていくことが重要です。

ここでは、現状課題分析の一環として、7つの地域の特徴を人口動態、福祉サービスの利用状況、市民意識調査の結果、地区座談会の結果等を総合してその特徴をまとめました。

参考：市民の地域見守り活動の需要と供給バランス（本市全体）

市民意識調査では、地域の見守り活動について、「してほしいと思うこと」と「できると思うこと」という二つの側面で、調査を実施しました。



してほしいと思うこと

(オレンジの網掛け)

「緊急時の手助け」が3割程度、「話し相手や相談相手」と「高齢者等の見守り」がともに15%程度

できると思うこと

(黄緑色の網掛け)

「話し相手や相談相手」と「緊急時の手助け」がともに3割程度

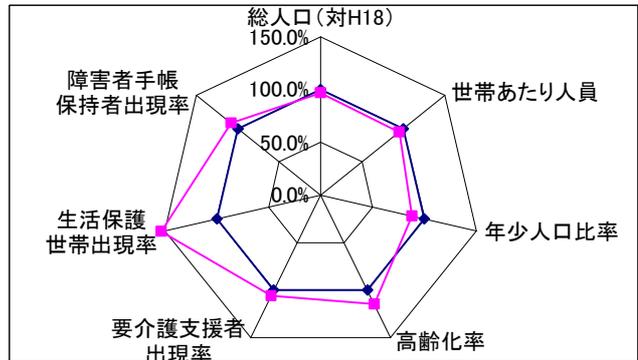
地区診断 鹿屋・高隈地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	6,796 人
2	女性	7,530 人
3	総人口	14,326 人
4	年少人口	1,950 人
5	生産年齢人口	8,310 人
6	高齢人口	4,066 人
7	世帯数	6,974 世帯
8	世帯あたり人員	2.1 人
9	年少人口比率	13.6 %
10	高齢化率	28.4 %
11	要介護支援	927 人
12	生活保護	206 世帯
13	障害者手帳	830 人

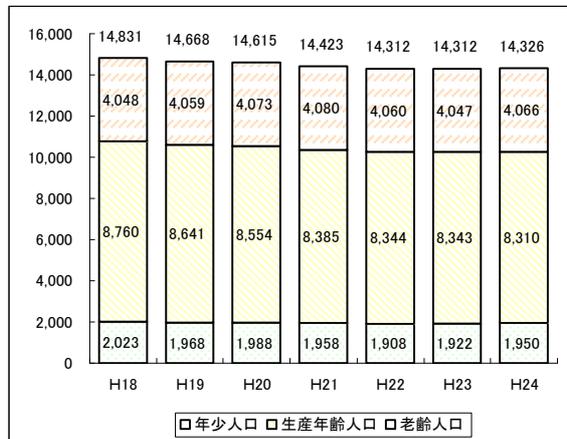
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳：各年3月末

本地区では、生活保護世帯の出現率が、高くなっています。これは、一般的に生活保護世帯の多くが借家・アパート等に居住していることから、比較的アパート等が充実している地域に集まりやすいこと、本地区は病院等が近くにあり、利便性が高いことなどから、生活保護世帯の割合が高くなっていると考えられます。

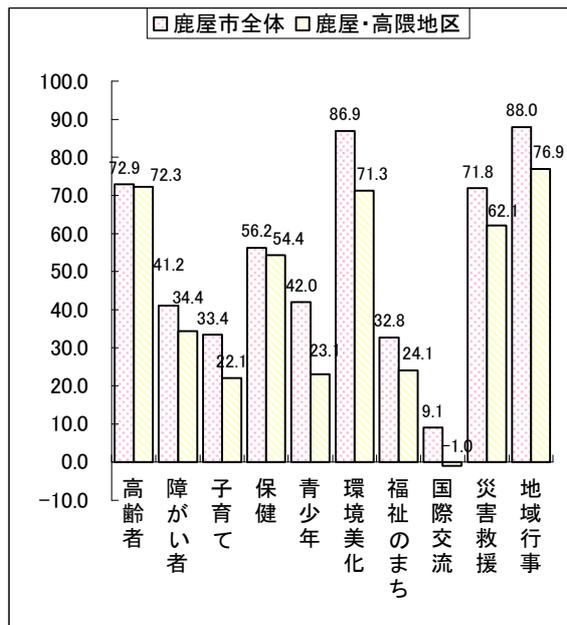
人口の推移では、他の地区と比較するとあまり人口の増減がありません。しかし、生産年齢人口の減少が見受けられます。

地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況が低い傾向にあり、ほぼすべての分野において地域活動への参加が少なくなっています。

地域の見守り活動の需給バランスは、「してほしいこと」は特にないという意見が最も多くなっています。それ以外では、緊急時の手助けが多くなっています。

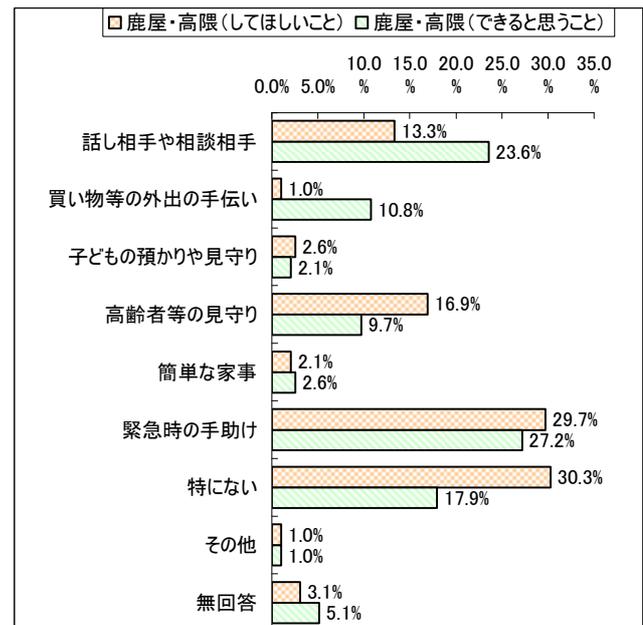
一方、「できると思うこと」は、緊急時の手助け、話し相手や相談相手が上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、緊急時の手助け、高齢者の見守りとなります。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果



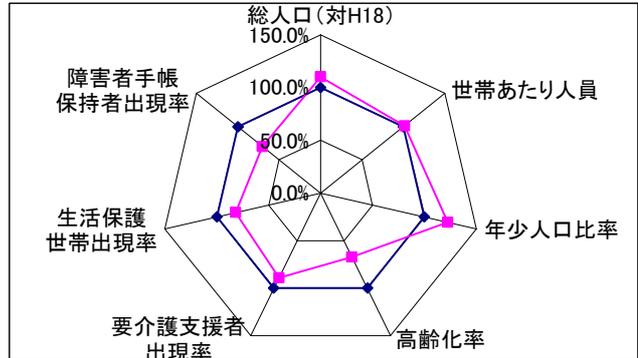
地区診断 鹿屋東地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	11,940 人
2	女性	13,064 人
3	総人口	25,004 人
4	年少人口	4,729 人
5	生産年齢人口	16,096 人
6	高齢人口	4,179 人
7	世帯数	11,419 世帯
8	世帯あたり人員	2.2 人
9	年少人口比率	18.9 %
10	高齢化率	16.7 %
11	要介護支援	804 人
12	生活保護	180 世帯
13	障害者手帳	938 人

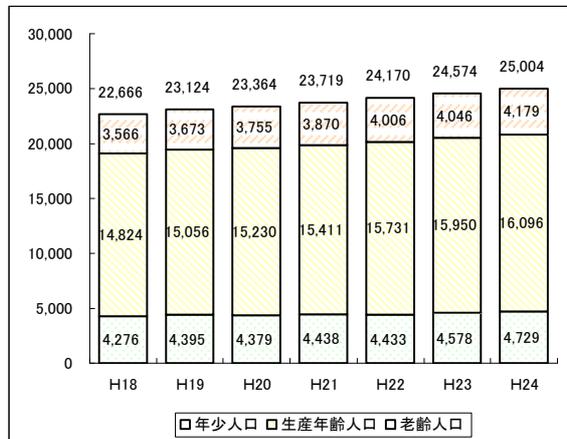
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳:各年3月末

本地区では、総人口と年少人口比率が高く、高齢化率、要介護支援者、生活保護世帯、障害者手帳保持者の出現率が低い地域となっています。

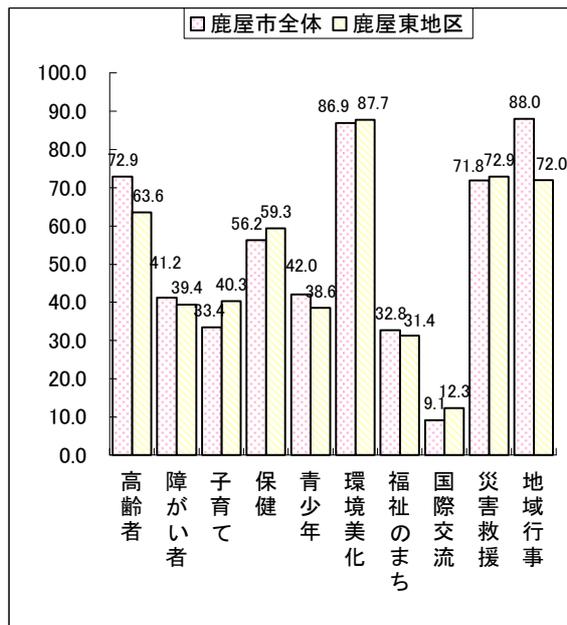
人口の推移では、7つの地区の中で本地区のみが人口が増加し続けています。なお、本市の年少人口割合が大きく減少していないのは、本地区の年少人口が増加し続けていることに起因します。

地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況が低い傾向にあります。年少人口が多い地区であることから、子育て支援に関する地域活動への参加が高くなっています。

地域の見守り活動の需給バランスは、「してほしいこと」は特になくという意見が最も多くなっています。それ以外では、緊急時の手助けが多くなっています。

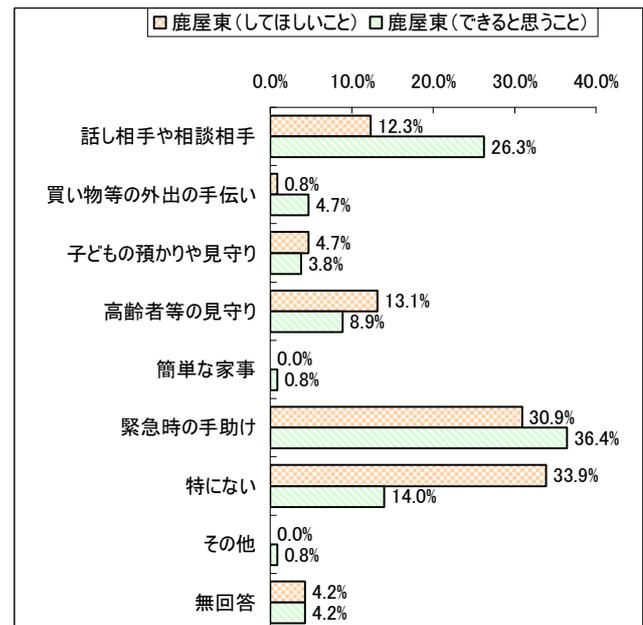
一方、「できると思うこと」は、緊急時の手助け、話し相手や相談相手が上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、高齢者の見守りとなります。なお、子どもの預かりや見守りに対するニーズは、他の地区と比較しても高い方ではありませんでした。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果

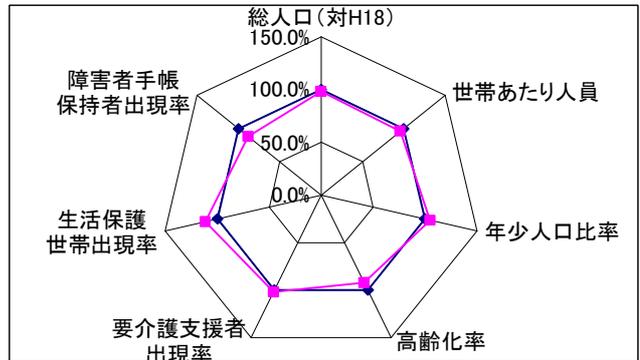
地区診断 第一鹿屋・花岡地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	11,268 人
2	女性	12,282 人
3	総人口	23,550 人
4	年少人口	3,819 人
5	生産年齢人口	14,353 人
6	高齢人口	5,378 人
7	世帯数	11,351 世帯
8	世帯あたり人員	2.1 人
9	年少人口比率	16.2 %
10	高齢化率	22.8 %
11	要介護支援	1,177 人
12	生活保護	243 世帯
13	障害者手帳	1,111 人

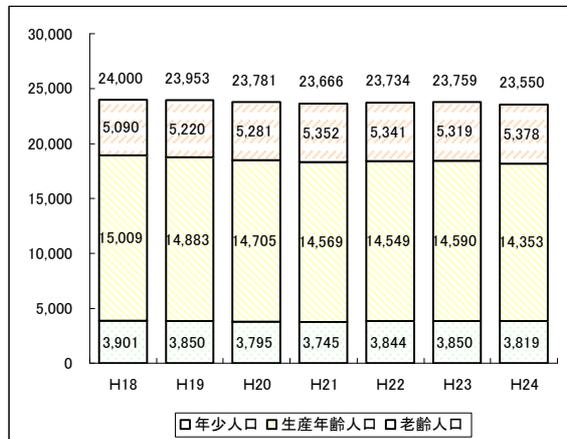
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳：各年3月末

本地区では、総人口の比率が高くなっています。

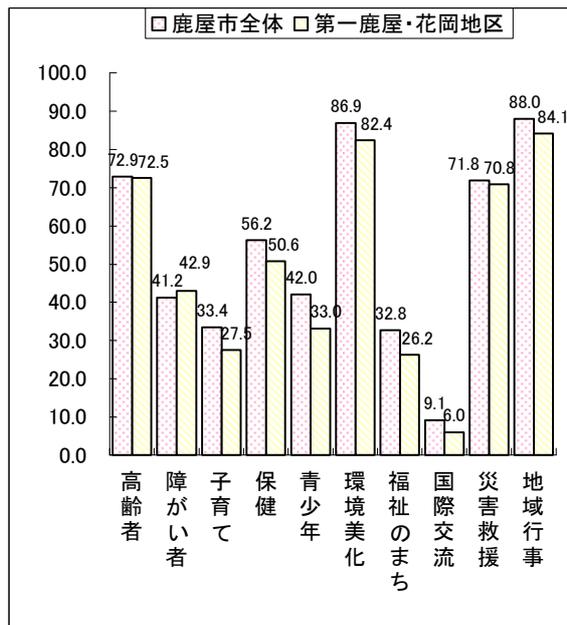
人口の推移では、他の地区と比較するとあまり人口の増減がありません。しかし、平成18年と比較すると平成19年の高齢者人口の増加が目立ちます。これは、この時期に高齢者施設が建設されたことも一因となります。

地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況が低い傾向にあり、「子育て」、「保健」、「青少年」などの項目で特に低くなっています。

地域の見守り活動の需給バランスは、「してほしいこと」は緊急時の手助けが多くなっています。

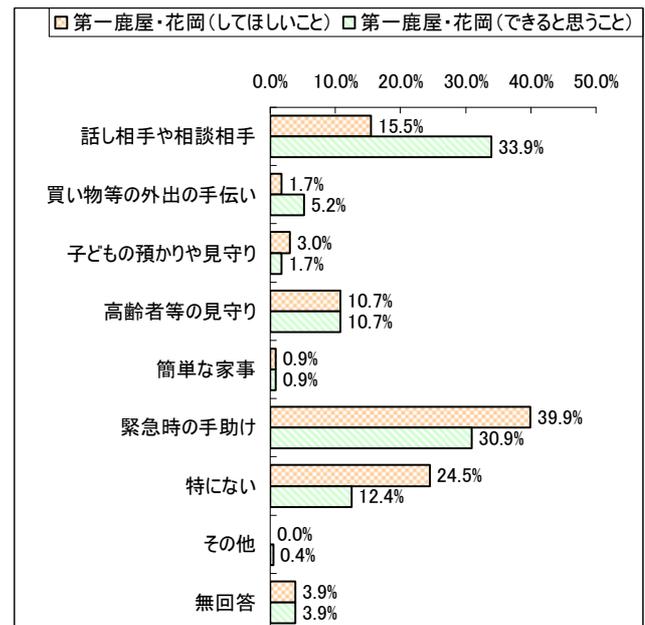
一方、「できると思うこと」は、話し相手や相談相手、緊急時の手助けが上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、緊急時の手助けとなります。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果



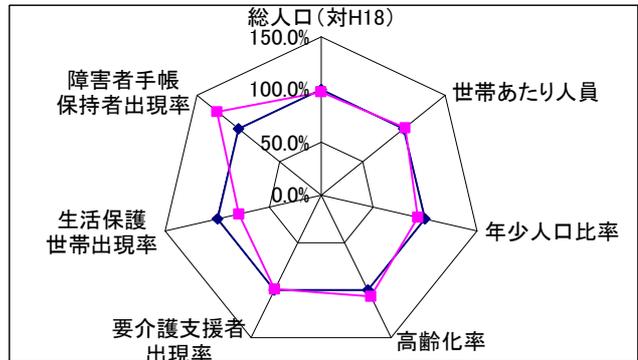
地区診断 田崎・大始良・高須地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	8,527 人
2	女性	9,558 人
3	総人口	18,085 人
4	年少人口	2,604 人
5	生産年齢人口	10,694 人
6	高齢人口	4,787 人
7	世帯数	8,238 世帯
8	世帯あたり人員	2.2 人
9	年少人口比率	14.4 %
10	高齢化率	26.5 %
11	要介護支援	1,019 人
12	生活保護	125 世帯
13	障害者手帳	1,216 人

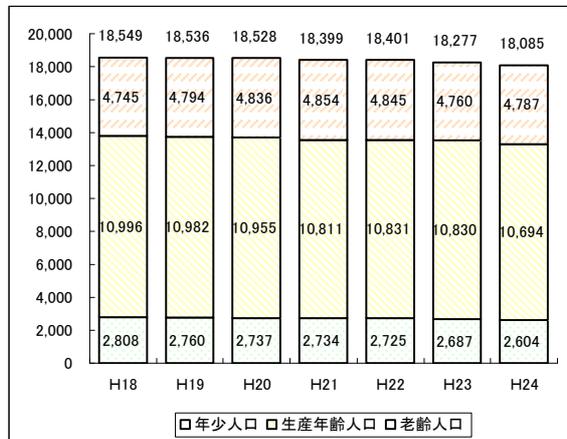
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳：各年3月末

本地区では、総人口と障害者手帳保持者出現率が高く、生活保護世帯出現率が低くなっています。障害者手帳保持者の出現率が高い要因として、本市内でも老人福祉施設や障害福祉施設が多く集まっている地区となっていることも一因と考えられます。

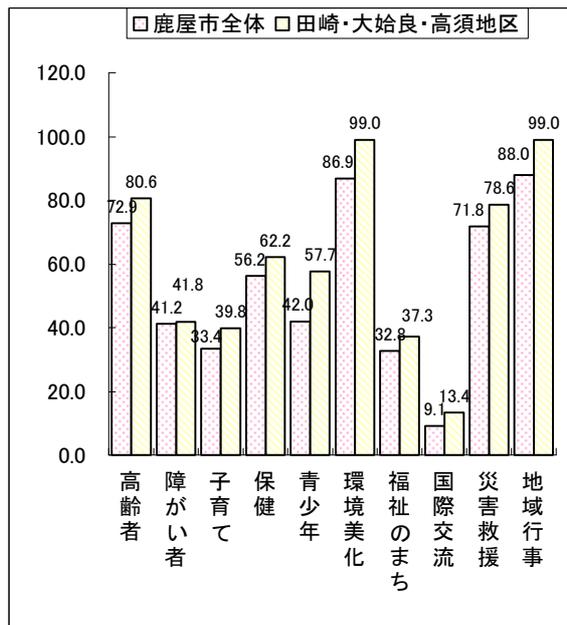
人口の推移では、他の地区と比較するとあまり人口の増減がありません。しかし、年少人口の減少が見受けられます。

地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況がすべてにおいて高い傾向にあり、地域活動が盛んであると言えます。

地域の見守り活動の需給バランスは、「してほしいこと」は緊急時の手助け、高齢者の見守りが多くなっています。

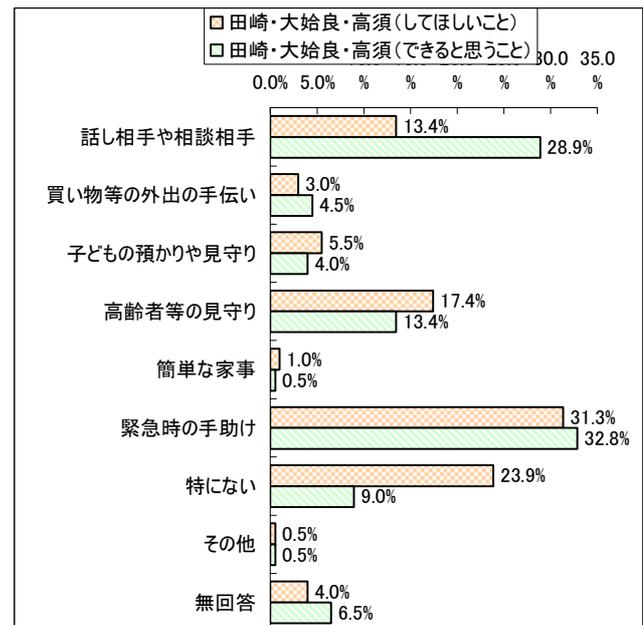
一方、「できると思うこと」は、緊急時の手助け、話し相手や相談相手が上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、高齢者の見守り、子どもの預かりや見守りとなります。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果

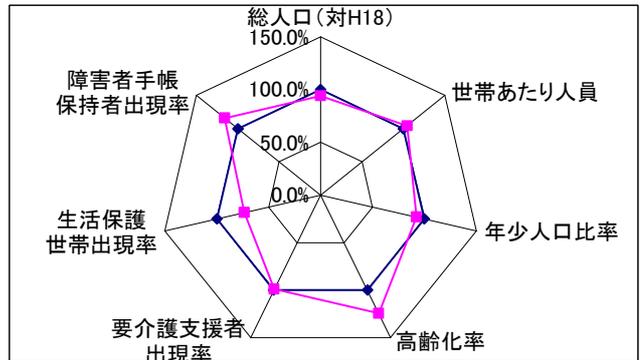
地区診断 吾平地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	3,343 人
2	女性	3,709 人
3	総人口	7,052 人
4	年少人口	1,002 人
5	生産年齢人口	3,878 人
6	高齢人口	2,172 人
7	世帯数	3,121 世帯
8	世帯あたり人員	2.3 人
9	年少人口比率	14.2 %
10	高齢化率	30.8 %
11	要介護支援	464 人
12	生活保護	44 世帯
13	障害者手帳	436 人

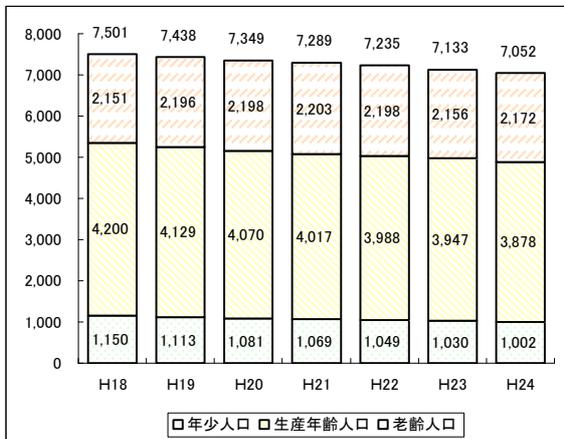
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳：各年3月末

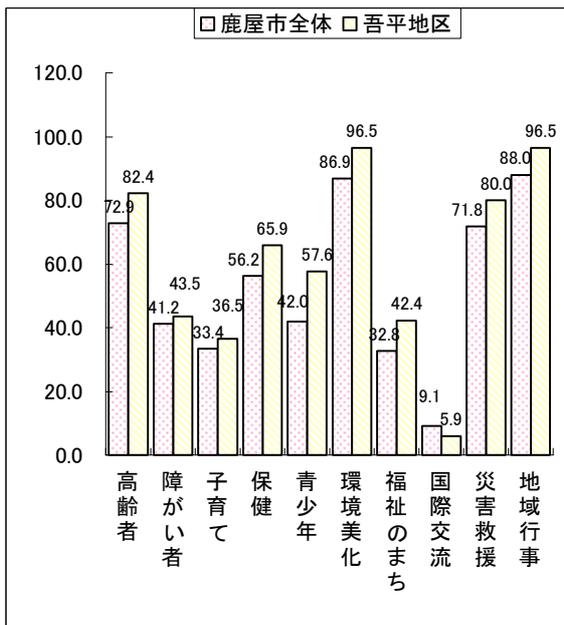
本地区では、高齢化率、障害者手帳保持者出現率が高く、総人口、生活保護世帯出現率が低くなっています。障害者手帳保持者の出現率が高い要因としては、高齢化率が高いこと＝身体障害者手帳保持者の出現率が高いことが要因と考えられます。

人口の推移では、他の地区と同様に、緩やかな人口減少が続いていますが、年齢区分別に見ると、生産年齢人口の急激な減少が見られること、高齢人口の増減がないことが特徴となります。地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況が高い傾向にあり、地域活動が盛んであると言えます。

地域の見守り活動の需給バランスは、「してほしいこと」は特にないという意見が最も多くなっています。それ以外では、緊急時の手助けが多くなっています。

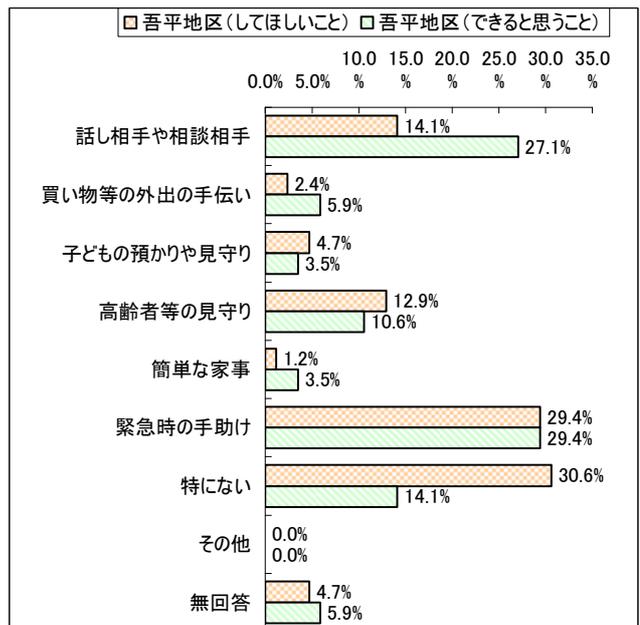
一方、「できると思うこと」は、緊急時の手助け、話し相手や相談相手が高い傾向にあり、緊急時の手助け、話し相手や相談相手が上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、高齢者の見守りとなります。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果



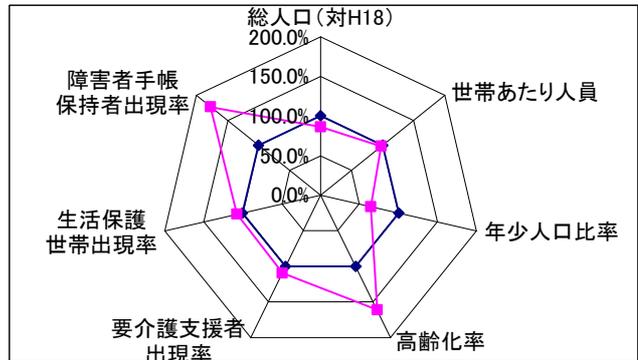
地区診断 輝北地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	1,790 人
2	女性	1,898 人
3	総人口	3,688 人
4	年少人口	368 人
5	生産年齢人口	1,845 人
6	高齢人口	1,475 人
7	世帯数	1,746 世帯
8	世帯あたり人員	2.1 人
9	年少人口比率	10.0 %
10	高齢化率	40.0 %
11	要介護支援	348 人
12	生活保護	36 世帯
13	障害者手帳	349 人

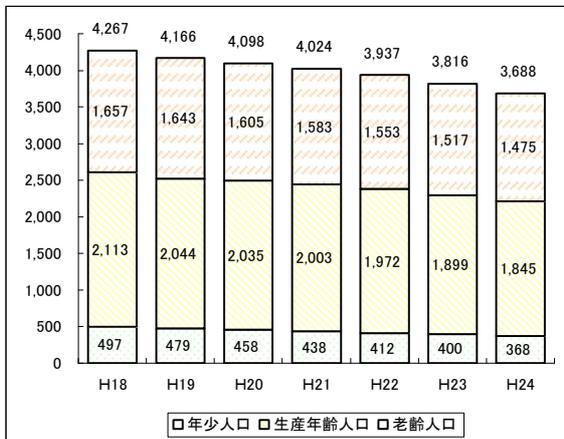
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳:各年3月末

本地区では、高齢化率、障害者手帳保持者出現率が高く、総人口、生活保護世帯出現率が低くなっています。障害者手帳保持者の出現率が高い要因としては、高齢化率が高いこと＝身体障害者手帳保持者の出現率が高いことが要因と考えられます。

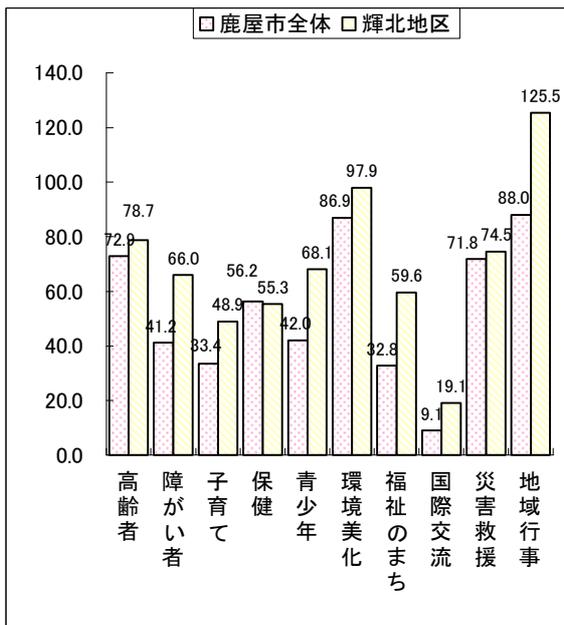
一方、総人口と年少人口の比率が非常に低いことと、人口推移においても、他の地区と比較して、急速な人口減少が見受けられ、すべての年齢区分で人口が減少しています。

地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況がすべてにおいて高い傾向にあり、地域活動が盛んであると言えます。本地区は、地域行事への参加が非常に高いことと、青少年に対する地域活動への取り組みが、7つの地区の中で高くなっていることが特徴です。

地域の見守り活動の需給バランスは、本地区において、「してほしいこと」は緊急時の手助け、高齢者の見守り、話し相手や相談相手が多くなっています。

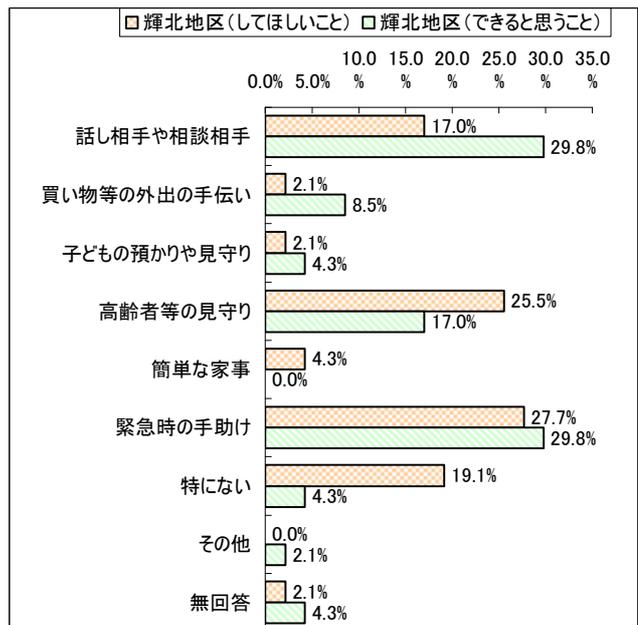
一方、「できると思うこと」は、他の地区と比べてどれも高い割合となっていることが特徴であり、その中でも、緊急時の手助け、話し相手や相談相手、高齢者の見守りが上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、高齢者の見守りとなります。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果

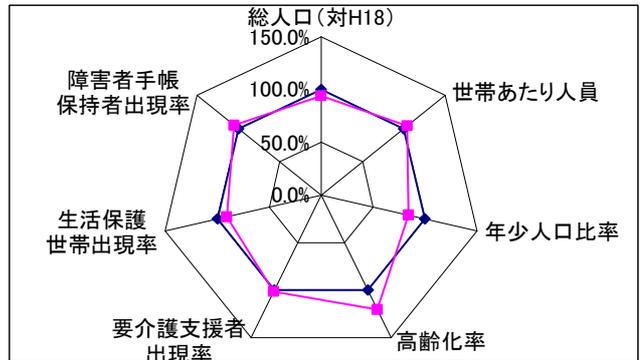
地区診断 串良地区

基礎データ

番号	内容	データ
1	男性	6,096 人
2	女性	6,800 人
3	総人口	12,896 人
4	年少人口	1,682 人
5	生産年齢人口	7,364 人
6	高齢人口	3,850 人
7	世帯数	5,725 世帯
8	世帯あたり人員	2.3 人
9	年少人口比率	13.0 %
10	高齢化率	29.9 %
11	要介護支援	839 人
12	生活保護	100 世帯
13	障害者手帳	725 人

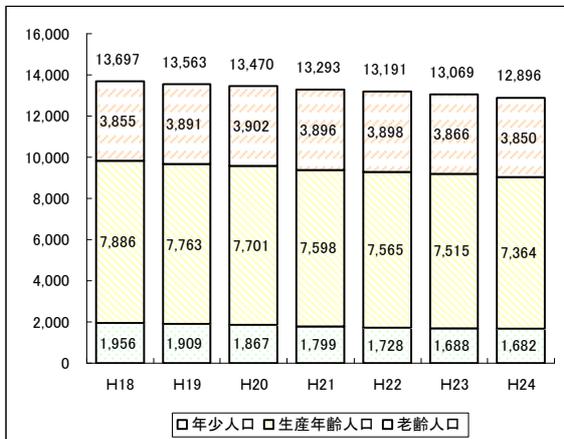
平成24年3月末現在

基礎データの指標化



平成24年3月末現在

人口の推移



住民基本台帳:各年3月末

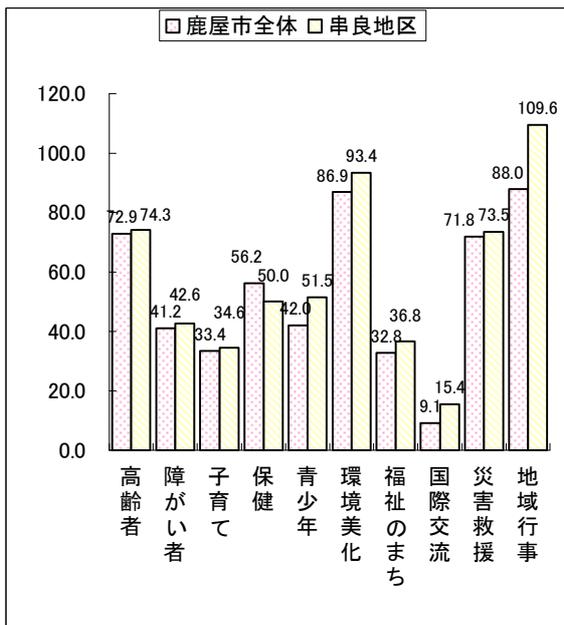
本地区では、高齢化率が高くなっています。

人口の推移では、他の地区と同様に、緩やかな人口減少が続いていますが、年齢区分別に見ると、年少人口と生産年齢人口の減少が見られること、高齢人口の増減がないことが特徴となります。地域活動への参加状況の指標化では、地域活動への参加状況が高い傾向にあり、比較的域活動が盛んであると言えます。

地域の見守り活動の需給バランスは、「してほしいこと」は緊急時の手助けが多くなっています。

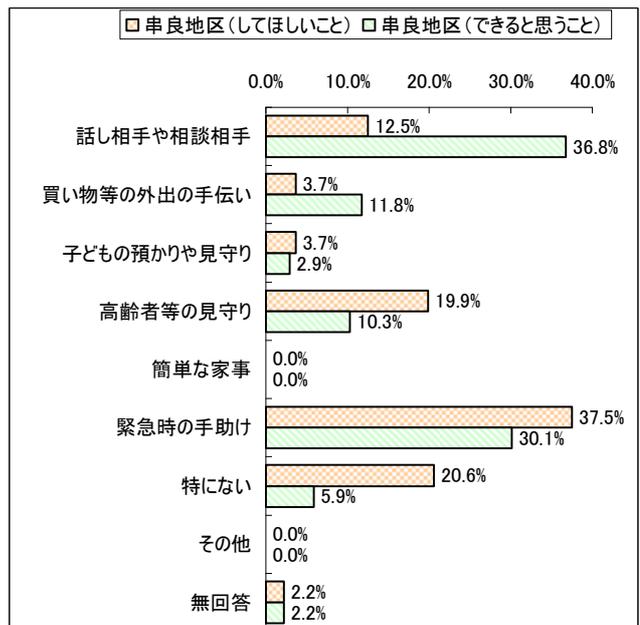
一方、「できると思うこと」は、話し相手や相談相手、緊急時の手助けが上位となっています。地域活動を行う上で、ニーズに対して不足していると考えられるのは、緊急時の手助け、高齢者の見守りとなります。

地域活動への参加状況の指標化



(「活動中」3点、「経験有」2点、「参加したい」1点、「思わない」-1点として指標化)

地域の見守り活動への需要と供給バランス



市民意識調査結果

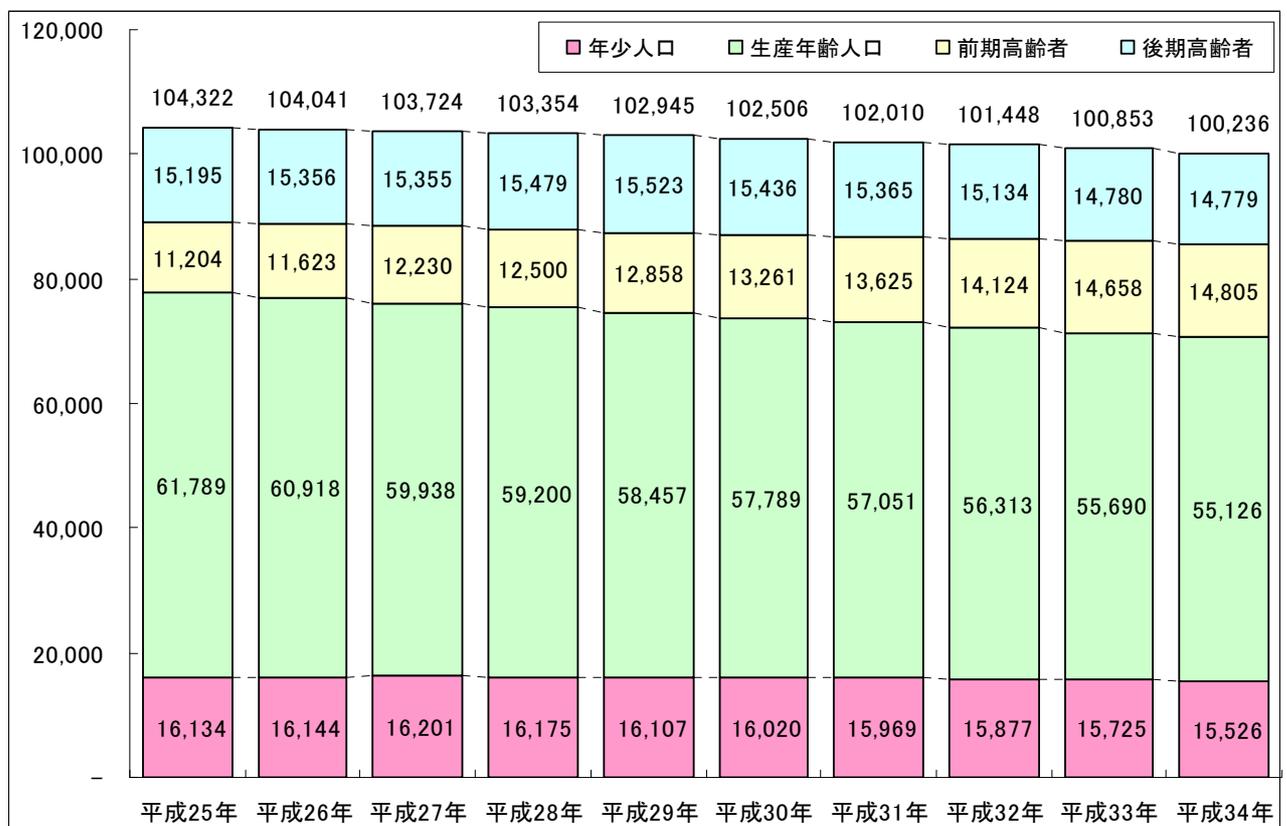


第3節 鹿屋市の将来予測

1 将来人口推計

本市住基人口を使用した※コーホート変化率法による人口推計は、平成25年の104,322人から微減し続け、計画最終年となる平成34年度には100,236人と4,086人の減少と推計されます。

要介護認定者や障害者手帳保持者の出現率の高い後期高齢者は、平成25年度の15,195人から微増し、平成29年度までは増加傾向を示しますが、計画最終年となる平成34年度には14,779人と416人の減少と推計されます。



※コーホート変化率法とは、自然動態と社会動態を分離せず1つの要因としてある一定の期間の人口の推移を基礎として変化率を計算し、その変化率は将来も変化しないものと仮定して行う推計手法です。

2 年齢別人口の推計

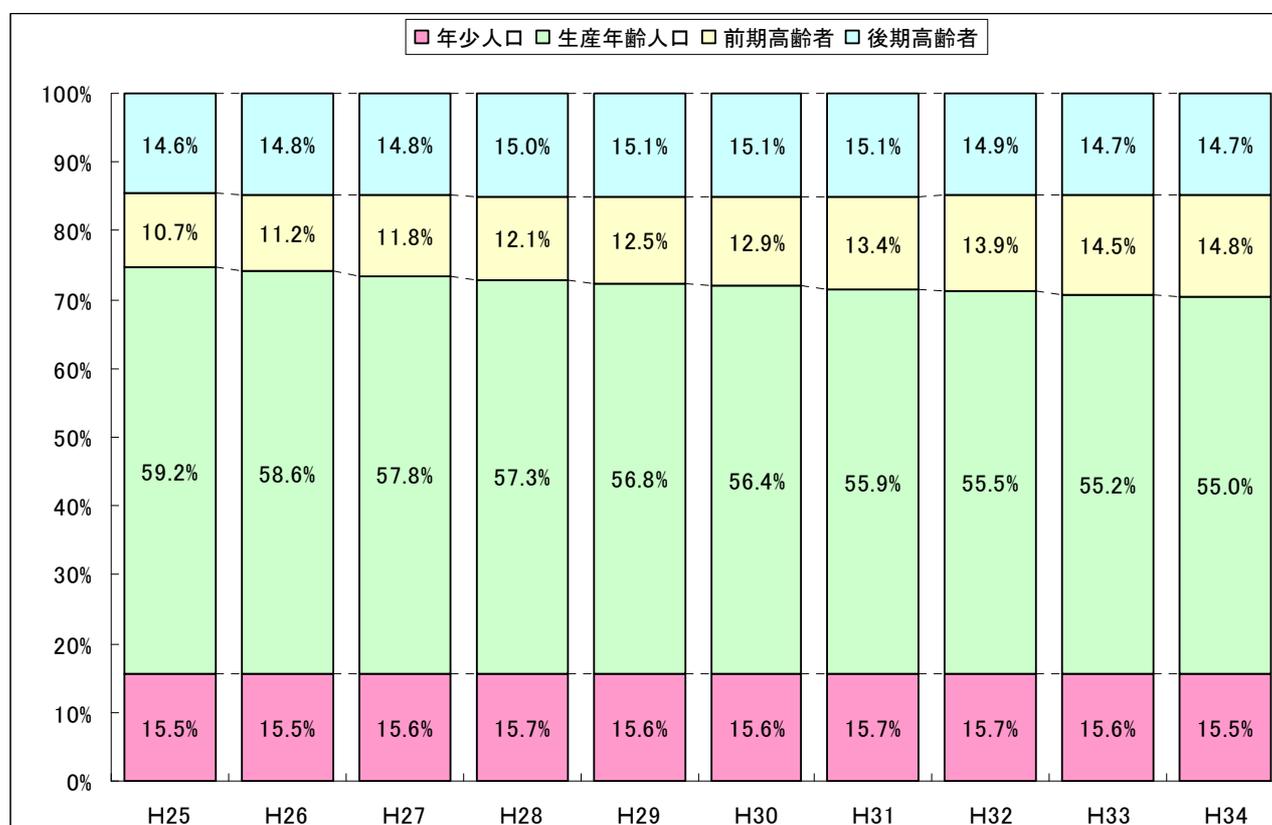
(1) 年齢区分別人口割合の推計

前述の人口推計を基に、年齢区分別人口割合の推計についてまとめました。

年少人口はほぼ一定に推移しますが、生産年齢人口は、平成25年の59.2%から平成34年には55.0%と4.2ポイントの減少と推計されます。一方高齢人口は、平成25年の25.3%から平成34年には29.5%と4.2ポイントの増加と推計されます。

総人口が減少する推計に対して、高齢人口の割合が増加した理由としては、団塊の世代と呼ばれる方々が、前期高齢者となっていくことに起因します。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
年少人口	15.5%	15.5%	15.6%	15.7%	15.6%	15.6%	15.7%	15.7%	15.6%	15.5%
生産年齢人口	59.2%	58.6%	57.8%	57.3%	56.8%	56.4%	55.9%	55.5%	55.2%	55.0%
高齢人口	25.3%	25.9%	26.6%	27.1%	27.6%	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%	29.5%
前期高齢者	10.7%	11.2%	11.8%	12.1%	12.5%	12.9%	13.4%	13.9%	14.5%	14.8%
後期高齢者	14.6%	14.8%	14.8%	15.0%	15.1%	15.1%	15.1%	14.9%	14.7%	14.7%



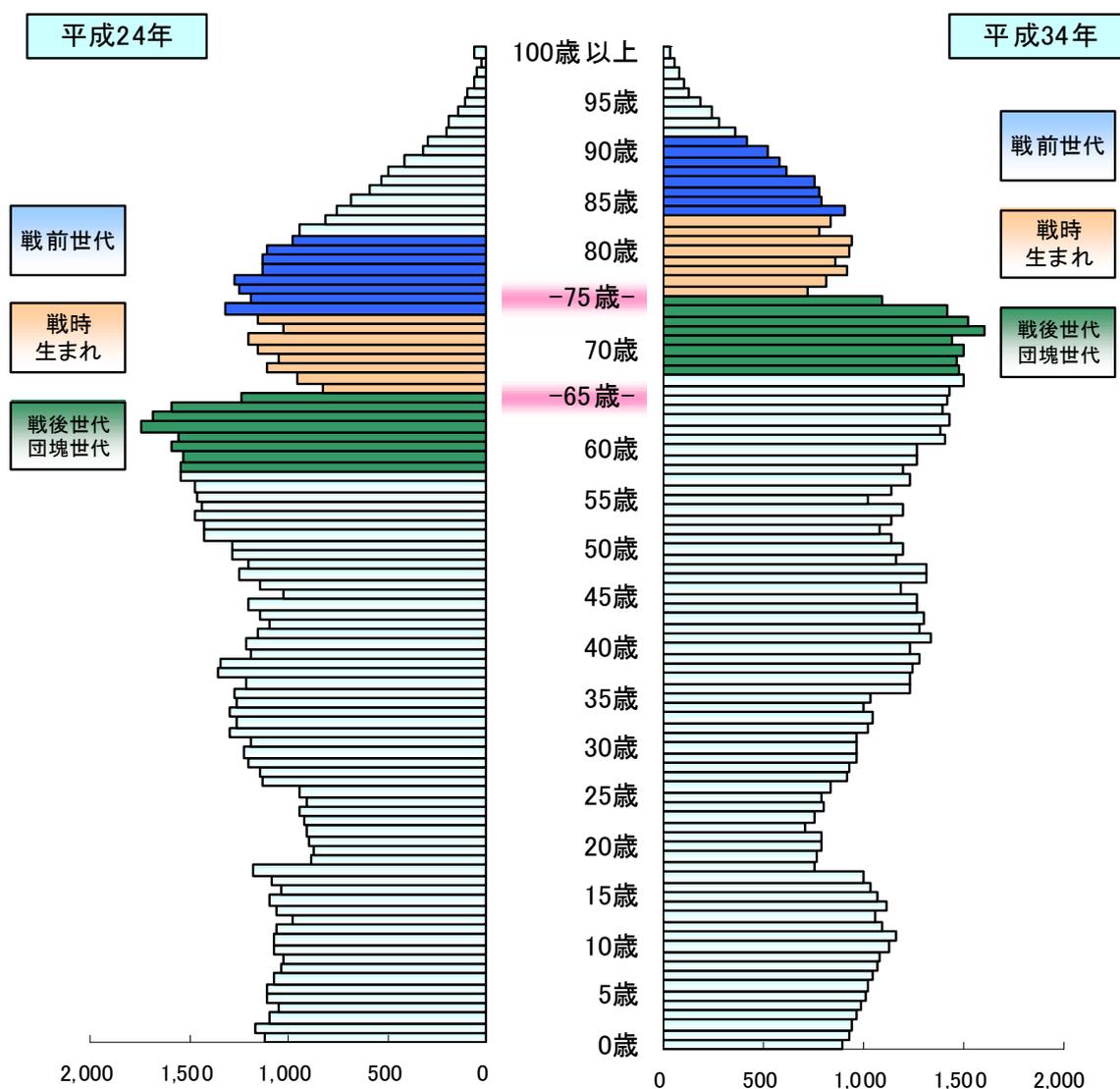


(2) 人口ピラミッドによる年齢別人口の推移

時代背景を勘案して以下の3つに人口を区分して、その推移に着目するために人口ピラミッドを作成しました。

平成24年と比較すると、平成34年には少子高齢化の進展が伺えます。本市では、18歳をさかいに人口流出がみられるため、今後は子どもを産み育てる世代が減少し、その結果出生数の減少が推計されています。

また平成34年には、戦時生まれ・戦前世代が完全に後期高齢者となっている様子と、戦後世代・団塊世代が前期高齢者になり、前期高齢者人口はこのころがピークとなる様子が伺えます。



※ 各世代は、8年間刻みとしました

戦前世代・・・昭和6～13年生まれ 戦時生まれ・・・昭和14～21年生まれ 戦後世代・・・昭和22～29年生まれ

第3章 地域福祉計画の目指す姿





第1節 現状および将来予測から見えてきたこれからの鹿屋市

1 人口の推移から見えてきた地域別の将来像

本市全体では総人口は減少し、高齢者が増加する様子が伺えましたが、地域別に見ると、一様の変化をみせるとは言えず、地域の特徴が現れていると考えられます。

まず、鹿屋地区の中心市街地の周辺部においては、一時的な人口増加が見られるものの将来にわたる人口増加ではなく、主として30～40歳代の転入者によるものとなっているため、将来人口の推移は減少傾向が続き、特に15歳未満の人口減少が著しくなっています。

20～30年後には、地域全体の人口が減少する中で、高齢者の人口が増加する傾向にあります。地域に必要な公共施設のニーズも、開発当初は小中学校を中心とした子育て・教育分野でしたが、現在では、高齢者に対する見守りやユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共交通などの分野に変化しています。

このことから、現在は人口が増加している地域となっている場合も、今後はゆるやかな人口減少とともに、高齢化が進むことが予測される地域となります。

一方、人口が急激に減少している地域としては、輝北・串良・吾平地区などが挙げられますが、これらの地域では、以下のような特徴が見えてきました。

- 1 世代交代が困難となりつつある
- 2 地域活動の中心的な役割である「町内会」の運営が困難となりつつある
- 3 地域での見守り・支えあいの活動が困難となりつつある

これらの地域においては、集落の自治、生活道路の管理、冠婚葬祭など共同体としての機能が衰えつつあります。

つまり、人口が増加している地域においては、主として子育て世代が増加する傾向にあるので、子育てに関する支援が求められています。一方で、高齢化が進展する地域では、ひとり暮らしの高齢者などへの対応が求められています。そして、どの地域においても、核家族化が進むことや社会環境の変化により、地域コミュニティが希薄になっていることから、地域の自治とともに、相互扶助・絆のちからを再確認することが重要となっています。

2 地域のつながりから見えてきた地域別の将来像

近年の社会構造の変化や、ライフスタイルの変化、さらには、鹿屋市の地域性を考慮すると、「地域福祉計画」では、めざすべき地域福祉・地域社会の構築には、市域が広い鹿屋市内の都市部と、旧町を中心とした農村部とで地域活動等に大きな違いがあったこと、都市部においては転入者が多く都市特性を背景とする近所づきあいの希薄化が問題であること、一方農村部では、旧来の相互扶助による様々な共同作業が困難になりつつあること及び、少子高齢化・限界集落化などの課題に対する対策が必要であることがわかりました。

また、市民意識調査では、支えあい・助け合いの範囲を隣近所または町内会と回答した方が7割を超えており、市民意識の中で支えあいは、「町内会が最小単位」として考えられていると言えます。しかし、本市ではいくつかの中学校区をひとまとめにした行政区を基本として、様々な保健・福祉・医療・介護サービスの供給体制を確保してきたことから、行政が考えるサービス供給体制の充実と、市民意識におけるサービス確保や見守りに対する安心感との乖離があると言えます。

こうした本市の抱える地域特性と市民意識における課題は、地域住民の支えあい活動により、既存のサービス供給体制と市民生活との間を埋めていくことが重要です。

そのため、都市部においては、「助け合いが可能となる緊密な人間関係」を築くためのステップとして、地域の人と「知り合う」こと、そして「共に楽しみ・遊ぶ」ことができる人間関係づくりに向け「コミュニケーションのきっかけをつくる」ことが必要です。

一方、農村部においては、「地域のことは地域で解決する」ための互助の精神によるボランティアやNPOなど、地域を支えていくために必要なマンパワーが求められています。

そうした地域性を加味した観点から、隣近所とのつきあいの親密度を向上させていくことこそが、「地域福祉計画」に描かれた人間関係の深化を進め、理想とする地域福祉・地域社会を構築していくための指標として捉えておく必要があります。



3 福祉サービス需要と供給から見えてきた地域別の将来像

福祉サービスの需要と供給を考える上で重要なことは、サービスの提供は市民のライフステージに応じて行われていることです。

ライフステージの「出逢い・結婚～子育て期」では、主として子育て支援計画に基づいたサービスの提供が行われていますが、子どもを産むための産科医不足が本市の大きな課題となっています。しかし、子どもを育てていくことにおいては、未就園児を対象とした「つどいの広場」の充実、就園児には待機児童が0人であることなど、市民から一定の評価を得ている面もあり、本市だけではなく、国・県や関係機関との連携や、広域的なサービス提供の視点を持つことが重要となります。

ライフステージの「青壮年期」に対しては、生きがいつくりや住み続けていきたいと思える地域づくりの視点を持って、生涯学習や市民活動の充実を図ることが重要です。同時に、地域の担い手の中心として活躍することが期待されます。

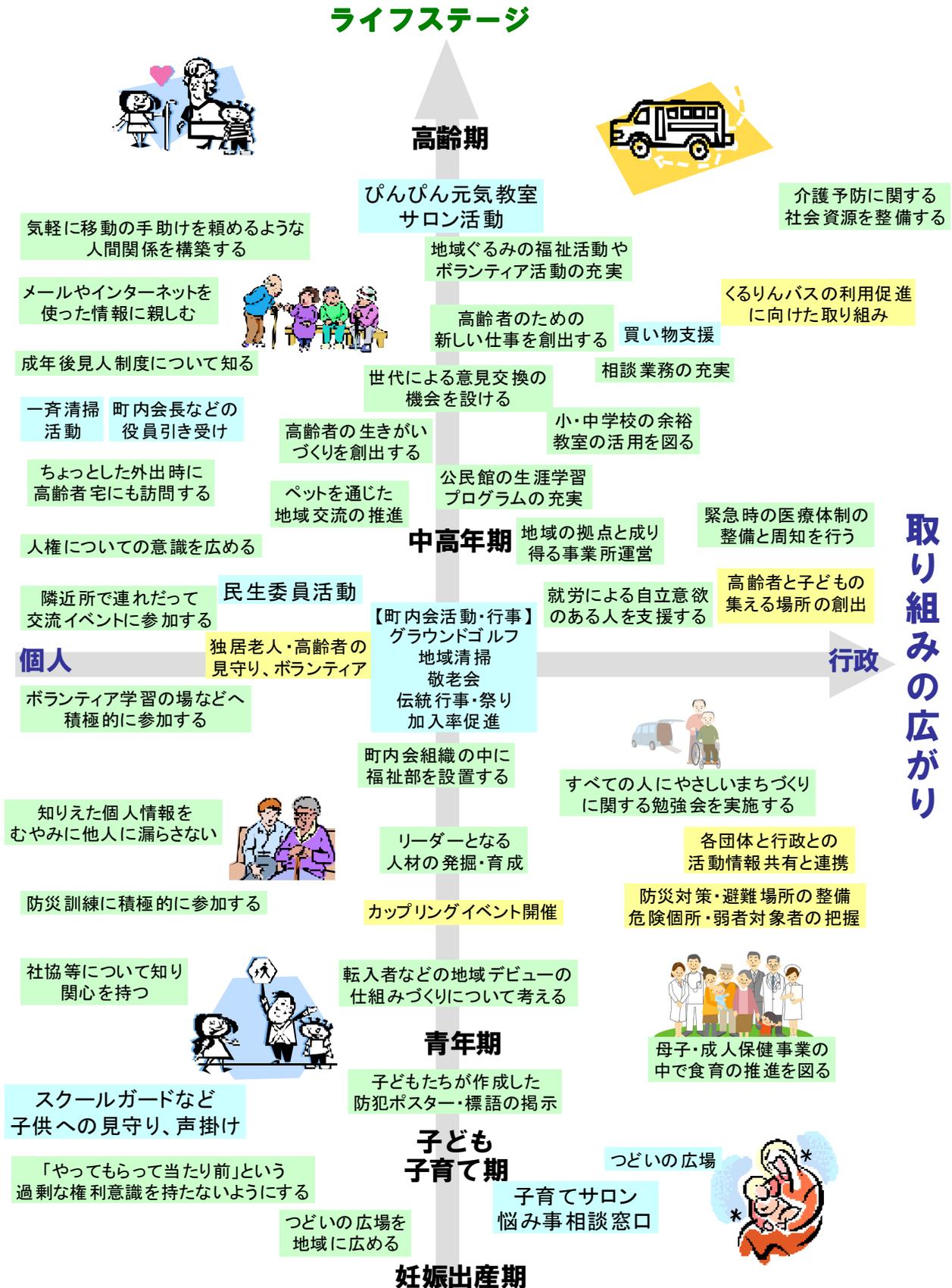
ライフステージの「高齢期」には、移動手段の限られている高齢者にとっては、自ら足を運べる範囲ですべてが充足していることを望んでいる様子が伺えます。

ライフステージに限定することなく、すべての市民が自らの意志でいきいきと生活し活動できる、健やかな地域社会づくりを目指したサービス提供の視点が重要です。

一方、本市は大隅地区の中心であり、本市ならではの地域特性として、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ、生涯学習県民大学講座等、本市特有の機関・施設等が充実し、近隣市町における重要なサービス提供の拠点となっています。

そのため、本市だけのサービス需要ではなく、近隣市町を含めた広域的（潜在的）なサービス需要を見据えた提供体制を整える視点が求められています。

4 本市地域福祉関係の取り組みイメージ図





第2節 鹿屋市地域福祉計画の目指す姿

1 計画の基本理念

本市では、鹿屋市総合計画において「ひと・まち・産業が躍動する『健康・交流都市 かのや』」を将来都市像とし、基本目標の一つに「地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり」を掲げ、生涯にわたる健康づくりや介護の支援、高齢者・障がい者の社会参加を促進するため、保健・医療・福祉の各分野が連携を図り、住民相互の交流や助け合いを通じ、市民一人ひとりが健康づくりを実践し、自立した生活を送れる地域社会の形成を目指しています。

しかしながら、「市民意識調査」の結果等から、本市の目指す地域福祉・地域社会における健やかで心のかようまちづくりはまだ道半ばといった状況です。

よって、本計画においては、本市総合計画の基本目標を目指す将来像として、市民の地域参加を進めていくため、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを進めます。

基本理念

地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

基本理念の実現に向けて、すべての市民が生涯にわたって健康でいきいきと生活できるよう、市民一人ひとりの健康づくりへの支援を総合的に実施することや、地域社会において多様な社会活動に参加するなど、自立した生活を送れる地域社会の形成が求められています。

このため、地域福祉活動の拠点を明確にしつつ、地域の見守り活動を充実し、介護予防への取組を強化・推進することにより、自立した生活を送ることができる仕組みづくりを目指します。

また、子育て支援に係る子どもを産み育てる環境づくりと将来像を再確認するとともに、自殺者対策、障がい者の高齢化に対する将来設計、ボランティア育成などを総合的に推進します。

2 計画の基本目標

地域福祉を推進していくための基本的な方向性として、4つの目標を設定します。

4つの柱はそれぞれが、相互に関連を持ちながら人間関係（コミュニケーション）が深くなっていくことと、地域活動がより効果的で実効性のあるものとして推進されていくことをイメージして設定しました。

基本目標

- (1) 絆をつなぐ地域づくり
- (2) 生きがいを持って暮らせる地域づくり
- (3) 安心して暮らせる地域づくり
- (4) 地域福祉推進のための仕組みづくり

一人ひとりの絆が生きがいを育み、
生きがいが安心と自立につながり、
安心と自立がすべての市民にいきわたる

(1) 絆をつなぐ地域づくり

みんなの暮らしをみんなで支え合うため、地域で生活するすべての人の心と心がつながり、ふれあえるような、絆をつなぐ地域づくりを目指します。

(2) 生きがいを持って暮らせる地域づくり

住み慣れた地域での暮らしを支えるため、各種生きがいづくりや健康づくりの活動を推進し、生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

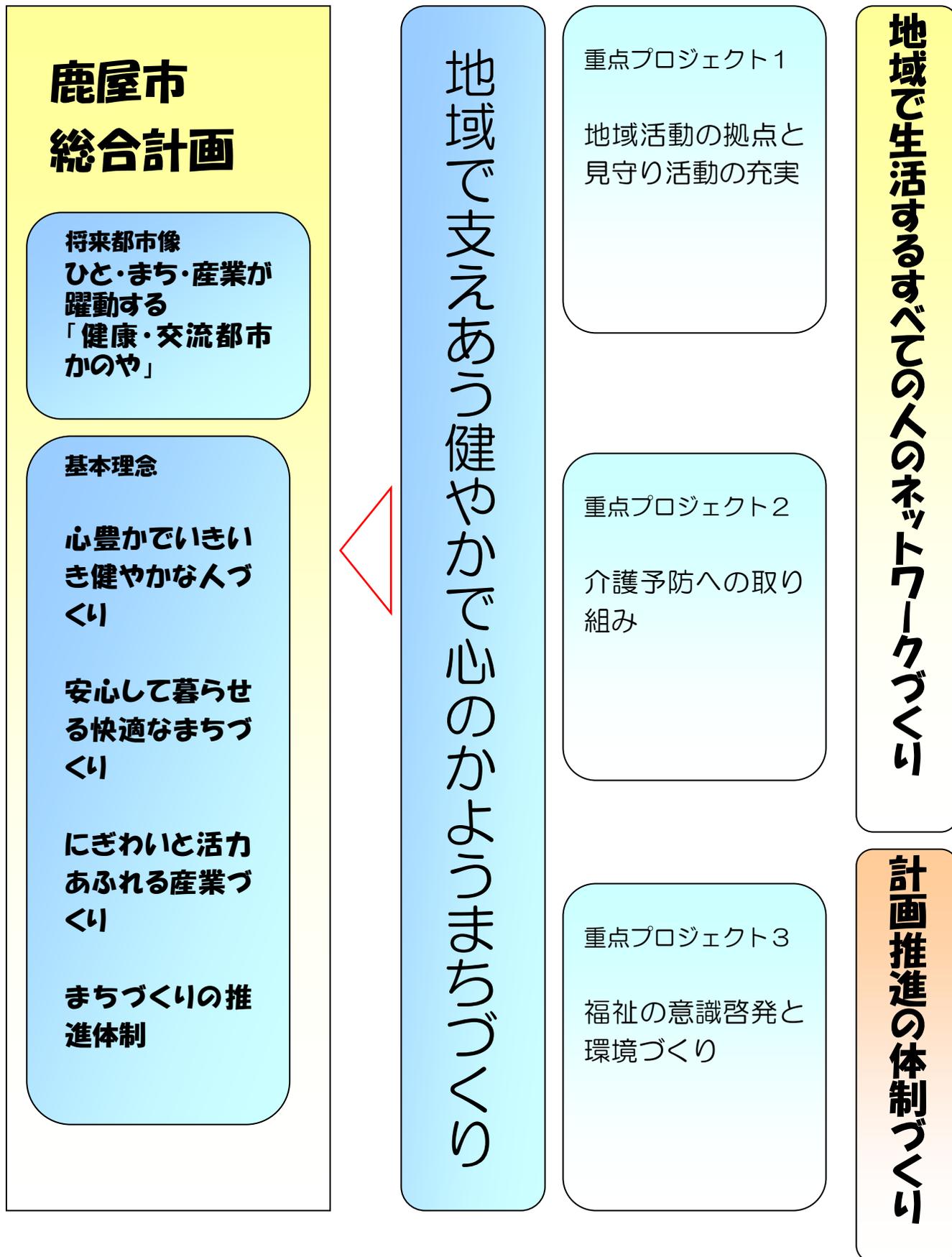
だれもが安全で快適に暮らせる環境をつくるため、移動の自由や必要なサービスが確保され、すべての人が安心してその人らしい生活を送ることができる地域づくりを目指します。

(4) 地域福祉推進のための仕組みづくり

多様な担い手が協働して地域福祉を支えるため、事業の推進体制を確立するとともに、計画の進捗等を管理する体制を構築するなど、地域福祉を総合的に推進するための仕組みづくりを目指します。



3 体系図



絆をつなぐ 地域づくり	心と心がつながる 地域づくり	福祉に対する意識の変革
		ボランティア意識の啓発
		家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実
		動物と共生できるまちづくり
	ふれあいを創造する 仕組みづくり	出会いの仕組み・きっかけづくり
		地域情報の発信・交換
地域交流の促進	世代間交流の活性化	
	立場を超えた交流の活性化	
	地域交流イベントの支援	

生きがいを持って 暮らせる 地域づくり	生きがいづくりと 社会参加の推進	生涯学習の推進
		ボランティア活動・サークル活動の支援と推進
		起業・就業の支援
	健康づくり・介護 予防等の推進	健康づくりへの取り組み
		介護予防への取り組み
		子どもたちの健やかな成長を支援する取り組み

安心して 暮らせる 地域づくり	移動の自由の確保	移動手段の確保
		ユニバーサルデザインによるまちづくり
	必要なサービスの 確保	社会福祉協議会による地域福祉活動の充実・強化
		市民活動・ボランティア団体等の活性化と組織化
		優良な事業者の育成
		地域医療体制の充実
	既存組織の ネットワーク化	災害時における要援護者支援体制の充実
		地域包括ケア体制の構築
サービス受給者の 人権擁護	地域コミュニティ等を活用した支え合いのネットワーク化	
	個人情報保護と情報の共有化	
		権利擁護の推進と見守り体制の充実

地域福祉 推進の ための 仕組み づくり	地域福祉推進に 向けた体制づくり	鹿屋市のコミュニティ
		地域資源の有効活用
		福祉人材の育成とネットワーク化
		個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進
	地域福祉推進の役割と連携について	
	計画の評価および進捗 管理の仕組みづくり	進捗管理と評価の体制づくり
進捗管理と評価の方法		

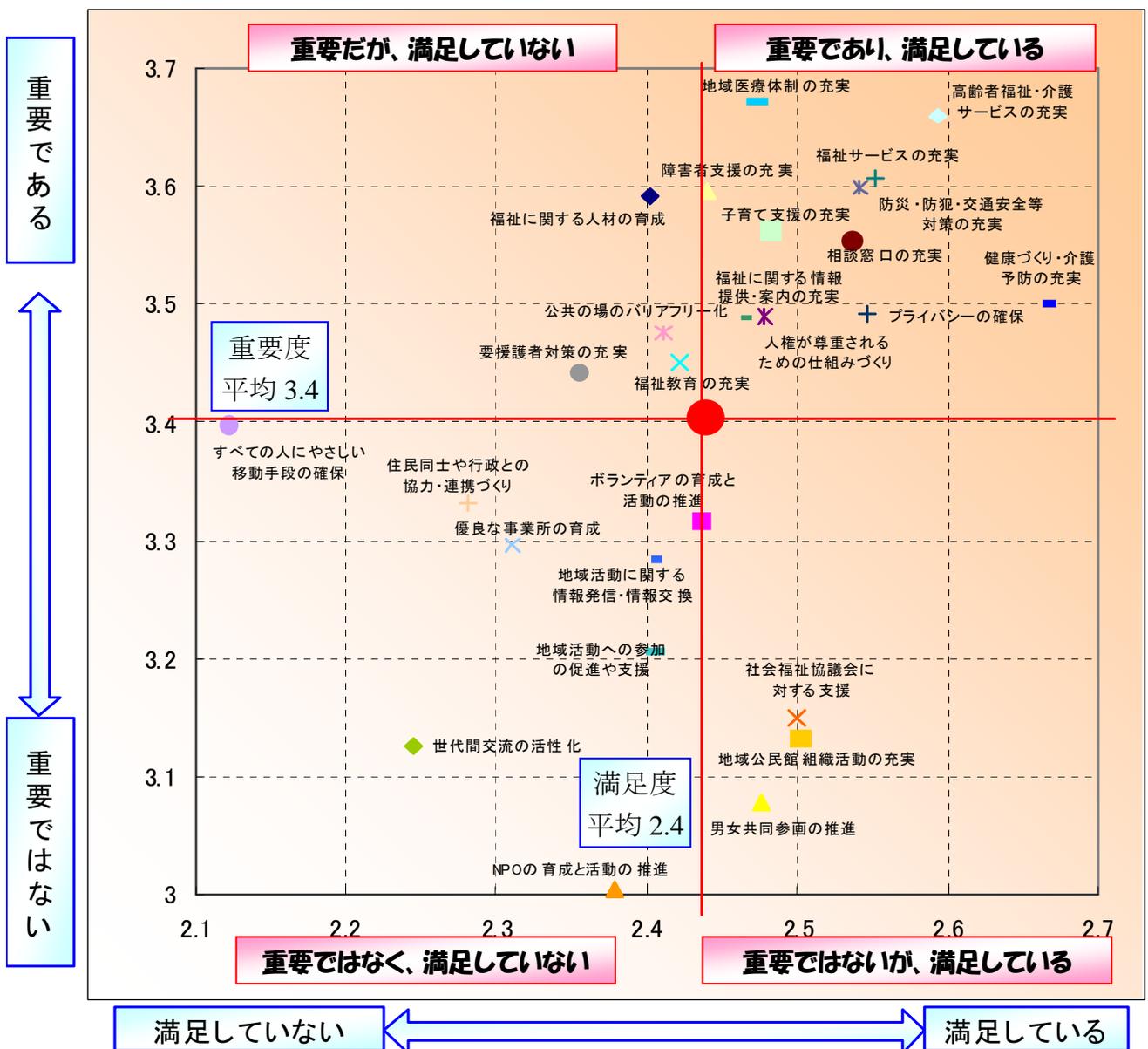


4 重点プロジェクト

「重点プロジェクト」は、本計画において、政策分野の異なる事業を一体的かつ集中的に展開することで、地域福祉に関するさまざまな資源の「選択と集中」を図りながら分野を横断した総合的な成果を上げることを目指すものです。

本計画の基本理念、基本目標を踏まえた上で、今後に重点的に取り組むべき施策について、市民意識調査において「重要だが、満足していない」とされた「福祉に関する人材育成」、「公共の場のバリアフリー化」、「要援護者対策の充実」、「福祉教育の充実」や、地域座談会、ワークショップ等の議論を踏まえて設定しました。

(参考) 市民の福祉施策への満足度と重要度の相関関係 (市民意識調査から)



(1) 重点プロジェクト 1 地域活動の拠点と見守り活動の充実

地域で生活するすべての人が、家族や地域をはじめとする社会の構成員としての役割を持ち、かつ、その認識を深めながら、自らの選択に基づき自分らしく生活できる拠点としての地域の環境づくりが必要です。

また、本市は台風の常襲地帯にあり、保水力の低いシラス台地の土壌であるなど、災害が発生しやすい環境にあるため、災害時に援護を必要とする方(災害時要援護者)を地域で見守り、支援する体制・仕組みを作るには、普段から住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域のつながりやネットワークを作っていくことが前提となります。

そのため、本プロジェクトにおける地域住民との協働による支援体制づくり等の過程を通じて、自助・共助・公助が織りなす助け合いの和(輪)＝共助社会が広がるとともに、地域における見守り等の助け合いの活動の中で、新たな出会いとさらなる親交の深まりが助長されるよう努めていきます。

さらに、地域ネットワークを構成する行政や関係機関などすべてが、地域の一員としてそれぞれの立場から、地域のあり方について考え役割を担いながら、地域にふさわしいネットワークづくりを目指していきます。

評価指標	計画策定時の状況	目標(目指す姿)
町内会加入率	77.4% (平成24年度)	80.0%
子ども会加入率	小学校 79.4% 中学校 33.5% (平成21年度)	小学校 80.0% 中学校 40.0%
あんしん地域ネットワーク推進協議会設置数	8箇所 (平成23年度)	9箇所 (平成27年度)
ふれあい活動(レクリエーション)開催数	105回 (平成21年度)	120回
福祉避難所に関する民間福祉施設との協定締結箇所数	0箇所	要件を満たす全ての民間福祉施設と協定を締結
高齢者やこども、障がいのある人、その他の様々な社会的立場の弱い人々を取り巻く地域の福祉課題への関心がある人の割合	88.4% (平成23年度)	90.0%
つどいの広場の延べ利用者数	20,845人 (平成23年度)	28,300人 (平成27年度)



(2) 重点プロジェクト 2 介護予防への取り組み

介護予防の周知啓発に向けて、すべての健康づくり運動は、高齢期の介護予防につながるという認識の下、若いうちからの生活習慣は、すべて高齢期までつながっているという意識を市民がもつように働きかけていきます。

同時に、高齢者に対しては、比較的元気な高齢者が自主的に行う介護予防だけではなく、地域や各種団体が一体となった介護予防事業の展開を目指していきます。

そのため、地域包括ケアの中心となる鹿屋市地域包括支援センターと、鹿屋市保健相談センターなど関係機関が協働して、介護予防への取り組みをより一層充実したものとしていきます。

また、移動手段の限られている高齢者にとって、身近な生活圏域での介護予防教室の開催を推進します。

さらには、介護予防に対する目標を設定し評価を行うことで、地域の実情に即した介護予防活動が根付くことを目指します。

評価指標	計画策定時の状況	目標（目指す姿）
高齢者介護予防活動の開催場所		高齢者のより身近な生活圏域で開催する
介護予防教室の開催数	657 回	770 回
介護予防教室への参加者数	9,649 人	10,900 人
二次予防対象者の介護予防事業への参加率	41%	50%
地域福祉に関する実感として、「健康づくり・介護予防の充実」に満足している人の割合（「満足」と「やや満足」の合計）	31.0% (平成 23 年度)	40.0%



(3) 重点プロジェクト 3 福祉の意識啓発と環境づくり

地域福祉の考え方には、「すべての市民が福祉の担い手であるとともに、受け手でもある」という認識の上に成り立っており、「行政任せ」から「自分が主体、地域が主体」となった福祉への意識変革が重要となります。

また、高齢社会対策基本法に基づき、国が示した「高齢社会対策大綱」によると、戦後生まれの人口が多い世代が65歳となり始めた今、「人生65年時代」を前提とした高齢者の捉え方についての意識変革をはじめ、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティや生活環境の在り方、高齢期に向けた備え等を「人生90年時代」を前提とした仕組みに転換させる必要があるとされています。

しかし、市民意識調査によると、多くの市民には「福祉」という言葉のイメージや実務に対しては、「行政が中心となって行う、サービスを必要としている人のためのもの」という意識が強いようです。

一方で「社会的立場の弱い人々を取り巻く地域の福祉課題への関心」については、「関心がある」とした方が88.4%となっていることから、この関心が行動に変化していくような、より多くの市民が困ったときには助け合える人間関係、地域社会を築くことが、本プロジェクト達成の第一歩と言えます。

その上で、より多くの市民が福祉の担い手となるべく、地域で生活するすべての人のライフステージにあわせた見守りや安否確認の声かけ、災害時の手助けを中心とした活動に対して、自分にあった時間・内容で活動ができ、自分の仕事や特技を活かして活動ができるように努めるとともに、友人や家族と一緒に活動しやすい雰囲気づくりや、家族や職場の理解が得られやすい環境づくりを行います。

同時に、より専門性の高い知識や技術を習得できるよう、関係機関と協働で取り組みます。

評価指標	計画策定時の状況	目標（目指す姿）
鹿屋市社会福祉協議会のボランティア登録人数	団体:27 団体 1,171 人 個人:41 人 (平成 23 年度)	団体:35 団体 1,300 人 個人:100 人 (平成 27 年度)
介護支援ボランティア制度の登録人数	20 人 (平成 24 年 11 月現在)	200 人 (平成 27 年度)
地域行事のお手伝いをしたことがある人の割合(「今活動している」と「参加したことがある」の合計)	38.5% (平成 23 年度)	40.0% (市民意識調査)
地域リーダー育成人材登録者	26 人 (平成 24 年 4 月 1 日現在)	30 人

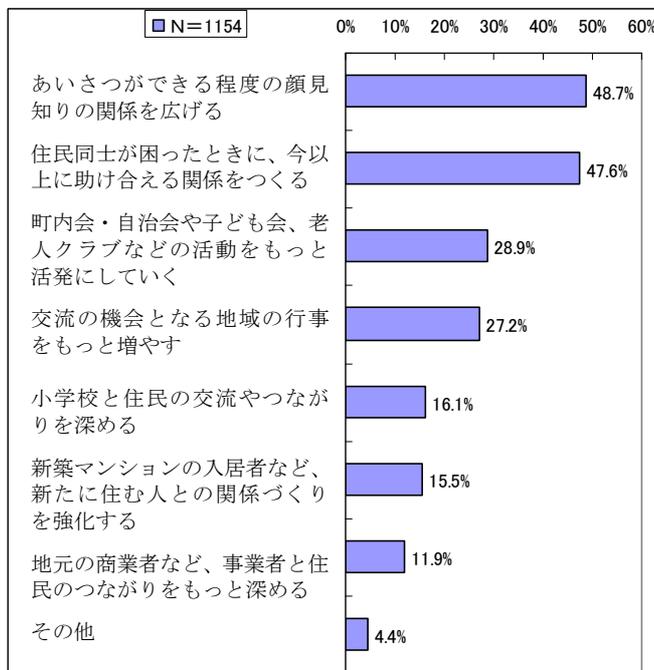


(参考) 地域活動への参加を促進するために (市民意識調査から)

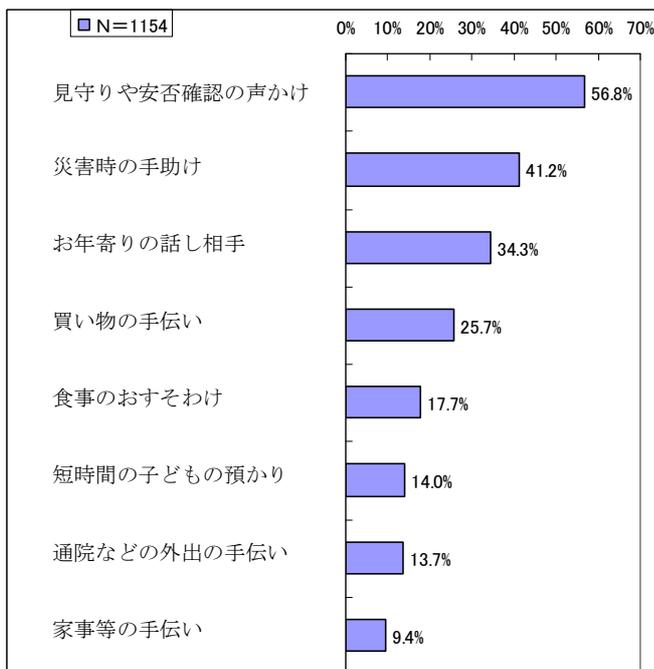
地域活動への参加を効果的に促進するためには、あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げることや、住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくり、見守りや安否確認の声掛け、災害時の手助けを中心とした活動に対して、自分にあつた時間や内容で活動できることが重要となります。

また、自分の仕事や特技を活かして活動ができること、友人や家族と一緒に活動しやすく、また家族や職場の理解が得られやすい環境づくりを行うことが求められています。

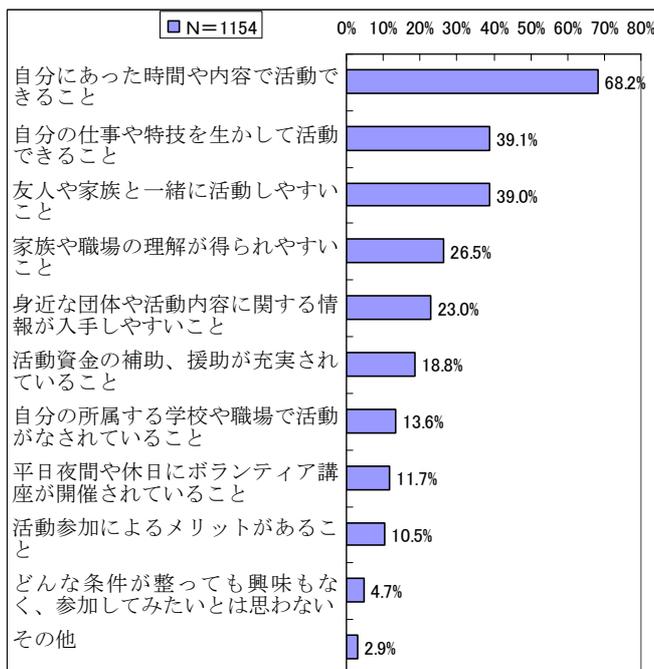
地域の活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか



隣近所に、介護や子育て等で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。



どのような条件が整えばNPOやボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。



第4章 施策展開





第1節 絆をつなぐ地域づくり

1 心と心がつながる地域づくり

(1) 福祉に対する意識の変革

①現状・課題

我が国では、全国的に従来の福祉における支援体制（サービスの供給体制）を整えるため、法や制度に基づいた展開を行ってきました。

しかし、法や制度で支援を整理していくことを繰り返してきた結果、「家族や地域による支えあい」の力が失われてきたとも言われています。例えば、近所の高齢者宅を自然と見守っていくような地域の雰囲気なくなったことや、町内会を中心とした防犯・防災に向けた取り組みが弱体化していることなどです。

地域福祉は限定された福祉サービスの中で完結するものではなく、地域が中心となり、行政分野を横断し、法や制度にこだわらない支えあいの中で育まれることが必要となっています。

そのため、多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中にある、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がい者などの困っている人たちのもの。自分には無関係」という意識を取り除いていくことがスタートだと言えます。

また、近年は生活スタイルが、便利さを求めることやプライバシーを確保することを重視する方向へと変化してきています。さらには集団よりも個人を重視する価値観が次第に強まってきたことで、人間関係が希薄になり、他人を思いやる心が薄れ、市民の地域社会に対する関心や連帯感も薄れつつあります。

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが「全ての市民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある」という認識のもと、福祉に対する意識を「他人任せの福祉」から「自らが携わる福祉」へと変革していくことが必要となります。

本市に暮らす市民一人ひとりが地域に対して関心をもち、地域における生活課題が自分の課題であると考えてもらうことが、地域福祉を推進する第一歩となってきます。

②取り組みの方向性

既に地域で活動しているサークル、団体等のリーダーに働きかけることで、メンバーに地域福祉の考え方を啓発し、福祉に対しての意識の変革を図ります。また、地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、地域で何ができるのかを考えて、行動できるようにするため、講座や講演会等を実施していきます。

なお、意識の変革は行政の職員にも必要となることから、行政としても職員の意識変革に取り組んでいきます。さらに行政の役割として、総合的でわかりやすい施策を展開し、周知していきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に対して興味・関心を持ち、福祉に関するイベントに積極的に参加するとともにボランティア活動にも関心を持つ ○ 地域の一員として自らの持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける ○ 地域の先輩の話を聞く場を設ける ○ 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める ○ 地域福祉という考え方を身近に感じられるような地域に密着した福祉活動を展開する ○ 地域の既存団体の組織運営に関する意識変革に取り組む ○ 地域で活動しているサークルのリーダーを巻き込みメンバーの意識変革に努める ○ 地域の各種既存団体が共に地域福祉に対する意識変革に取り組む
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の視点から総合的でわかりやすい施策を展開する ○ 市民を対象に福祉学習の機会を設ける ○ 職員の福祉に関する意識変革に取り組む

④成果指標

	現状	目標
社会的立場の弱い人を取り巻く地域の福祉課題に関心のある(とても関心がある+ある程度関心がある)市民の割合(市民意識調査)	88.4% (平成 23 年度)	90.0%以上 (10 人中9人以上)



(2) ボランティア意識の啓発

①現状・課題

本市では、これまでたくさんの福祉サービス事業所、ボランティア団体、NPO法人等により、様々なサービスが提供されてきました。その中で言えることは、地域にとって本当に必要なサービスを生むのは行政でもサービス事業者でもなく「困っている当事者」だということであり、その解決の糸口を探りながら活動を続けてきたのが、サービス事業所に従事する方や、ボランティア団体等に従事してきた方たちであるということです。

そのためにも、地域福祉活動、ボランティア活動などに対する市民の参加意識を啓発することは、地域福祉を推進する上で大変重要なことですが、地域に無関心人や地域とのつながりを拒否する人などの意識を変えることはたいへん難しい課題です。

市民意識調査でも近所の人とのつきあいの程度について、20～40歳までの若い世代では、「会えばあいさつを交わす程度」のつきあいが半数以上となっており、「困っているときに相談する、助け合う」ような関係性は高齢者と比較すると薄れてきています。

しかしながら、人々の様々な生活課題を解決していくには、人々の意識変革に加え、地域において自発的に課題を解決しようとする力の向上が必要であることから、地域のつながり・ネットワークの構築が重要となります。地域のネットワークを構築していくには地域ぐるみでの福祉活動やボランティア活動などがきっかけになると考えられることから、まずはそういった活動に誰もが気軽に参加できる、ということが重要です。

さらには、高齢社会対策大綱の中で福祉に厚みを持たせる「新しい公共」として位置づけられたボランティアや、NPOなどを支えていくボランティアをやってみたいという気持ちがあっても、なかなか一步を踏み出せないという方いることから、どんなボランティア活動が必要とされているのかなど、ボランティア活動について十分な情報を提供することも必要です。

②取り組みの方向性

困っている当事者が地域に存在し、その方たちの支えとなることができる地域福祉活動やボランティアを身近に感じ、気軽に参加できるよう、社協の活動と連携を深め、ボランティア入門講座をはじめとする地域の身近な場所でボランティアについての学習・活動ができる機会を設けるとともに、さまざまな機会を捉えてボランティア情報の提供を行います。

また、地域におけるボランティアニーズの把握に努め、ボランティア団体などとのコーディネート機能の効率化、強化を図ります。

さらにNPO、ボランティア活動への参加意識を啓発するとともに、NPO、ボランティア団体の立ち上げ、活動を支援します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や行政が開催するボランティア学習の場などへ積極的に参加する ○ 日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○ 新しい地域活動やボランティアの項目を提案する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア情報を提供する ○ ボランティアニーズの把握に努める ○ ボランティアに関する提案を受け止める仕組みづくりを進める ○ 社協のボランティアセンターのボランティア活動に関する相談窓口を周知する ○ 地域住民に対するボランティア学習の機会を設ける ○ 地域ぐるみでの福祉活動やボランティア活動に気軽に参加できる機会を設ける ○ 福祉施設によるボランティア講習会を開催する ○ ボランティア団体の立ち上げ・運営についてのノウハウを提供する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動への参加意識の啓発を図る ○ ボランティア団体の立ち上げを支援する ○ ボランティア活動に関する情報の提供を行う ○ 職員のボランティア意識の啓発を図る

④成果指標

	現状	目標
地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支えあい、助けあいの必要性を感じる(とても必要+ある程度必要)市民の割合(市民意識調査)	95.2% (平成 23 年度)	98.0%以上
地域の行事や活動について、以前と比べて関心を持つようになった市民の割合(市民意識調査)	21.3% (平成 23 年度)	25.0%以上 (4人に1人以上)



(3) 家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実

①現状・課題

かつては、町内会を中心として、「婦人会」「高齢者クラブ」「子ども会」などが活発に活動をしていた結果、地域に自然発生的に社会教育の場が形成され、それが例えば子どもたちの活動の場や機会だけでなく、集団生活を行う上での規範を学ぶ場となっていました。さらに、家庭だけでなく地域の温かい見守りのなかで行われていたしつけや生活習慣の形成等が、近年では正しく行われる機会を得られないまま育つ子どもたちも見受けられます。

こうした状況を考えると、他人の個性や気持ちを理解し、ふれあおうとする意識を地域活動などの日常生活の場において、学ぶ機会があることはとても重要であると言えます。

そのため、社協が中心となってこれらの地域活動に代わる機会として、小学校高学年の児童を対象としたボランティアのリーダー研修会や、中学校・高校の生徒を対象とした体験学習、また市民へのボランティア意識の浸透を目的としてボランティア入門講座及び出前講座等を実施しています。

さらに、ボランティア活動に関する情報を提供し、新たなニーズの把握やボランティアの掘り起こしに努めるとともに、市民ニーズに対して、柔軟にボランティアを派遣できるようにするため、ボランティアセンター機能の充実に努めています。

②取り組みの方向性

「他人の個性や気持ちを理解し、ふれあおうとする心」の育成は、あいさつをはじめとする適切な生活習慣を身につけて、日常生活を送ることにより育まれることから、日常生活における家庭での教育が重要になってきます。家庭教育では親の役割は非常に重要であるため、親に対するサポートも必要となることから、地域全体で子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

また、教育委員会や学校PTAなどの協力を得ながら、地域に愛着を持ち、地域に貢献できる人材育成を目指して、中高生を対象としたワークショップ等を開催します。

さらに、現在実施している福祉教育が、家庭教育・学校教育・社会教育の一環として広く市民に親しまれるように、家庭・学校・社会教育や生涯学習の場で学ぶことができるプログラムを充実するとともに、広く市民に周知広報を行っていきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や行政が開催する福祉学習の機会へ積極的に参加する ○ 大人は地域の子どもたちの見本になるよう心がける ○ 隣近所の人への挨拶を心がける ○ 他人を理解し、ふれあうことを心がける
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちを温かく見守る地域を創る ○ 子どもたちが福祉活動に参加する機会を考える ○ 地域の福祉教育力を高める ○ P T Aとの連携を図る ○ 教育委員会や学校 P T Aなどの協力を得ながら、中高生を対象として人材育成を目指したワークショップ等を開催する ○ 地域資源を活用した福祉教育を実施する ○ 社会福祉事業者による地域住民を対象とした福祉教育イベントを実施する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の心を育むための家庭教育に関する情報及び学習の機会を提供する ○ 福祉教育を広く市民に親しまれるよう家庭・学校・社会教育や生涯学習の場で学べるプログラムを充実する ○ 福祉体験学習・ふれあい教育を推進する ○ 学校教育や社会教育の場に知識や経験が豊富な高齢者を講師として登用する ○ 公民館の福祉プログラムの充実を図る ○ 出前講座の拡充を図る

④成果指標

	現状	目標
ボランティアスクールの延参加者数	446 人 (平成 22 年度)	600 人 (平成 27 年度)
福祉教育の充実に満足している (満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	20.3% (平成 23 年度)	25.0%以上 (4人に1人以上)



(4) 動物と共生できるまちづくり

①現状・課題

動物とふれあうことによって育まれる命を大切に思う心や優しい気持ちは、相互に助け合う暖かい心に通じていることから、地域福祉を推進するためのベースとなると考えられます。

一方、盲導犬・聴導犬・介助犬（以下「補助犬」という）を受け入れる地域社会の理解は十分とは言えず、身体障害者補助犬法の一部改正（平成19年12月）に対応するためには、補助犬とともに一人でも出かけられ、お店や交通機関を自由な選択で利用できるような地域づくりが求められています。

現在、障がい者の自立と自由な選択をサポートする盲導犬・聴導犬・介助犬については、利用希望者に対してその数が追いついていない現状があります。近年の科学技術の進歩により、盲導犬ロボットの開発も一部で進められていますが、実用化にはまだまだ時間を要するようです。

また、日常生活の中で地域の人々の自然な出会いとして、ペットを介した出会いは意外に多く、動物とふれあうことで人に癒しと安らぎを与える効果があることから、動物との共生も地域福祉を推進していく上で重要になってきます。

②取り組みの方向性

地域内での人と動物の共生に向けて、飼い主のマナー向上を目指すほか、補助犬の普及に努め、利用者が生活しやすいまちづくりを目指し、市民及び各事業者への啓発を図ります。

学校や福祉施設などにおいては動物とふれあう機会を設けることや、飼い主同士がコミュニケーションをとれるよう、ペットをつれて集まることができる施設に関する情報を発信するなど、市民と動物の共生を目指します。

③取り組みの内容

市民が取り組み （自助）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼い主としてのマナー向上に努める ○ 動物の愛護及び管理について、正しい知識を習得する ○ 補助犬についての正しい知識を持つ ○ 補助犬利用者を理解し、支援する意識を持つ ○ 補助犬育成のために協力する
地域が取り組み （共助）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットを通じた地域交流の推進を図る ○ ペットの散歩がてら、近隣の高齢者等の見守りを行う ○ 学校や福祉施設などで動物とふれあう機会を設ける ○ 飼い主同士がコミュニケーションを図れるよう、ペットをつれて集まれる施設の情報を発信する ○ 困り事を含め地域のペットに関する情報の収集・発信を行う ○ 補助犬及び利用者についての正しい知識の普及啓発を行う ○ NPO等による補助犬の育成を促進する ○ 事業者の補助犬の受け入れを促進する
行政が取り組み （公助）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物の愛護及び管理の考え方について、広く普及啓発に努め、市民の合意形成を図る ○ 飼い主のマナー向上に向けた講習会等を実施する ○ 補助犬及び利用者についての正しい知識・情報を発信する ○ 「身体障害者補助犬法」に基づき事業者に対して、補助犬の受け入れについて啓発する ○ 小学校において動植物に関心を持ち、生き物への親しみを育むとともに、大切に作る心を養う教育を実施する

④成果指標

	現状	目標
希望者への身体障害者補助犬の給付	—	1頭でも多くの補助犬を給付する



2 ふれあいを創造する仕組みづくり

(1) ふれあいの仕組み・きっかけづくり

①現状・課題

相互に助け合いが行われる地域づくりのためには、地域の人を知り、地域に関心を持つこと、そして仲間をつくり、地域に愛着を持つことが大切ですが、市民意識調査等の結果において近所づきあいは薄くなっている傾向にあります。

また、本市は、大隅地区の中心として近隣市町からの転入が多くなっています。さらに、自衛隊があることから同規模の市と比較しても転入・転出者が多いことが特徴です。そのため、本市を第二の故郷として実感できるような地域への愛着、コミュニケーションの形成が図りにくいなどの要因により、地域コミュニティの形成が難しい地域も少なくありません。

これらの地域で、地域における出会いを活性化するためには、何よりもまず、市民がより多くの時間を地域で過ごせるようなライフスタイルを確立することが大切となるため、地域での生活時間を確保できるような「ワーク・ライフ・バランス」の推進が重要です。

同時に、今後は、団塊の世代が定年を迎え、地域で過ごす時間が増えると考えられるため、そうした市民の持つ知識、技術などを活かした様々な活動が充実することで、地域に出会いのきっかけができると期待されています。

一方で、本市には「やねだん」の愛称で全国的にも先進地として知られている柳谷地区をはじめ、吾平地区、笠之原地区など支えあい・助け合いの精神にあふれた地域コミュニティもあります。

本市では、「地域コミュニティ協議会」を概ね中学校区単位で設置し、地域の身近な課題解決や地域活性化に向けて、地域が一体となって取り組む組織づくりを行うこととしており、その中で共生・協働社会を支える取り組みが実施され、「住んでよかった、住み続けたい」と実感できる地域づくりを支援します。

②取り組みの方向性

地域の人を知り、地域に関心を持つために、地域の中に気軽に参加できるコミュニケーションの場を設けるとともに、地域の中で地域の人々の交流の中心となる人材を発掘・育成し、市民への周知を図ります。

さらには「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を周知する一方、地域への愛着心が育まれるよう、ふれあいのきっかけとなるような様々な活動を通じて市民、学校、企業などと連携して魅力あるまちづくりを進めます。

また、モデル地区でのまちづくり・地域活性化に向けた協議や取り組みを研究することで、本市の地域特性を踏まえた地域福祉のあるべき姿や、全市的な活動につながるように、関係機関と情報を共有し協働していきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方・生き方に地域とのつながり含めて考える ○ 地域で過ごす時間を設けるよう工夫する ○ 地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する ○ 愛着の持てる地域づくり・まちづくりに努力する ○ 地域の交流の輪の中に入る ○ 地域活動の主役は、市民一人ひとりであるという自覚を持つ
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座などによって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める ○ 身近な人同士で同じ課題を共有するために小単位の福祉グループ化を検討する ○ 気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなどの充実に努力する ○ 転入者等の地域デビューの仕組みづくりについて考える ○ 地域の中に気軽に集える場をつくる
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う ○ 市民参加のまちづくり活動を推進する ○ 行きたくなるような魅力ある公共施設になるよう努める ○ ワーク・ライフ・バランスに関する情報を収集し、周知する ○ 市民と連携・協力して公共的な課題の解決を目指していく協働について、職員の意識改革を行う ○ 市職員は地域活動の一翼を担う意識を持って活動に取り組む

④成果指標

	現状	目標
近所の人と世間話や立ち話をする、あるいはそれ以上の関係を持った市民の割合(市民意識調査)	59.1%	66%以上 (3人に2人以上)
ほとんど近所付き合いがないとする市民の割合(市民意識調査)	3.9%	2%以下 (現状の半数以下)



(2) 地域情報の発信・交換

①現状・課題

最近、町内会回覧による行政や社協、生涯学習情報の発信に加え、NPOやボランティア団体の情報が広く発信されるようになってきていますが、まだ情報を受け取る側が限られてしまう場合もみられます。

市民意識調査と関係団体ヒアリングの両方において、「福祉に関する情報提供・案内の充実」は、「重要であり、満足できる」と一定の評価を得ていますが、地域におけるネットワークが広がっていない要因として、人と知り合うきっかけとなるイベントなどの情報が、情報を必要としている人に対して十分に到達・浸透していないことも挙げられます。また市民意識調査では、一人暮らし世帯は、「地域の行事や地域活動等の情報を知らない」とした方が26.1%と他と比較して多くなっており、一人暮らしの方へ情報を発信することが必要となっています。

これまでの人と人が会って話すことによる情報伝達は、地域のつながりや人と人とのふれあいの中で、大きな役割を果たしてきましたが、近年では、メールやインターネット等の電子媒体を活用した情報提供も多くなり、さまざまな情報を瞬時に発信できるようになってきました。一方で、携帯電話やパソコン等の操作を苦手としている人が情報を得にくい状況も出てきています。

このような状況の中で、地域の人と共通の話題・認識を持ち、人と人との心をつなぐためには、情報が果たす役割は大きいため、より多くの方が自ら必要とする情報を積極的に収集するだけでなく、より多くの人に対して様々な媒介を通じて情報を発信することが必要です。

②取り組みの方向性

情報の伝達については、既存の紙媒体での情報提供を充実するとともに、メールやインターネットを活用した情報提供に努めることに加え、情報のバリアフリー化を目指し、視覚障害の方や、パソコン等の操作を苦手とする方への対応を行います。

また、防災行政無線等の計画的な整備を行っていくとともに、全市的な情報発信の手段のひとつとして、積極的な活用を行います。

さらに、地域の間人関係を円滑にしていくために、隣近所への声かけの促進や地域の人々が気軽に集える場づくりを進めて、地域情報発信の拡大を目指します。

③取り組みの内容

市民が取り組み 組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○ 広報紙や回覧板等には必ず目を通す ○ メールやインターネットを使った情報に親しむ
地域が取り組み 組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会・自治会の回覧板の一層の活用を工夫する ○ 地域の諸団体による会誌・会報の発行や福祉マップの作成を進める ○ 地域の出来事を紹介する新聞を発行する ○ 地域の情報を一元化しメール・インターネット等の電子媒体による情報発信を行う ○ 住民を対象にパソコン講習会等を開催する ○ 地域にある学校の情報を発信する
行政が取り組み 組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙の一層の充実を図る ○ メール・インターネット等の電子媒体による情報提供を拡充する ○ 市民を対象としたパソコン講習会等を実施する ○ 防災行政無線等の計画的な整備を行う

④成果指標

	現状	目標
放送施設等の整備率	76.4% (平成 24 年度)	防災行政無線へ移行
地域の行事や活動を知らないとした一人暮らしの市民の割合(市民意識調査)	26.1% (平成 23 年度)	20%以下 (5人に1人以下)
福祉に関する情報発信・案内の充実に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	25.3% (平成 23 年度)	33%以上 (3人に1人以上)



3 地域交流の促進

(1) 世代間交流の活性化

①現状・課題

かつては、町内会ごとに異なった社会貢献的な活動や、風習・伝統にもとづいた文化的な活動を通じた世代間の交流が活発に行われていましたが、核家族化や地域コミュニティの崩壊等によって、子どもの頃から日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなってきており、地域や社会と関わる糸口が得られにくくなっています。

また、地域における活動の中心的な立場となっている方の高齢化が進んでおり、次世代を担う人材の発掘・育成が急務となっています。

「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からの世代間の交流が大切であり、そうした体験を通じて各世代の価値観の相違をお互いに認め合うことができ、人々がつながり、地域のコミュニティが活性化します。

また、地域の固有課題を解決するためには、若者と大人がコミュニケーションを図り、地域に関心を持って積極的に議論することで、ともに参画し地域に愛着を持って生活したいと考える若者が増えていくことにつながると考えられます。

こういった地域活動が、社会性や人を思いやる気持ちを育む場となり、他人への思いやりや感謝の心など豊かな人間性を持ったリーダーの育成へとつながることから、世代を超えた市民の交流が大切になってきます。

②取り組みの方向性

町内会ごとに行われている伝統行事等に対して、広く市民が関心を持つような広報啓発を行うとともに、定期的な行事の実施に向けた支援を行います。

また、子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育むため、学校においても高齢者施設の訪問や、地域の協力者を学校応援団として様々な活動に招くなど世代間交流教育を推進します。

さらに、地域の課題解決の場に、町内会を始めとする地域の代表者だけでなく、中高生を交えて広く意見交換を行うことで、中高生と大人がコミュニケーションを図るとともに、若者の参画意識が高まり、地域に愛着を持って地域で生活したいと考える若者が増えていくことを目指します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年上の人に対して尊敬の心を育む ○ 年下の人に対して慈愛の心を育む ○ 地域が行う世代間交流イベントに積極的に参加する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を対象に福祉まつりなどの世代間交流イベントを開催する ○ 世代による意見交換の場を設ける ○ 時代の変化に対応できるよう高齢者のための勉強会を開催する ○ 福祉施設における世代間交流を促進する ○ 地域の子どもに対する声かけを行う ○ 柔軟な発想を持って、新しいことに挑戦する ○ 若者の意見を積極的に取り入れ、世代間の意識の違いをなくす
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統行事等の周知広報や、実施に向けた支援をする ○ 地域が行う世代間交流イベントを支援する ○ 行政が行う各種イベントや施策で世代間交流が図れるよう工夫する ○ 世代間交流教育を推進し子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育む

④成果指標

	現状	目標
子ども会加入率	小学校 79.4% 中学校 33.5% (平成 21 年度)	小学校 80.0% 中学校 40.0%
世代間交流の活性化について、満足している(満足+やや満足)と回答した市民の割合(市民意識調査)	15.0% (平成 23 年度)	20.0%以上 (5人に1人以上)



(2) 立場を超えた交流の活性化

①現状・課題

地域福祉の考え方では、地域住民全てが福祉サービスの「当事者」である担い手・受け手となり得ることから、地域全体で協力・連携しながら地域福祉の推進に努めていかななくてはなりません。

しかしながら、特に知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者や認知症の方に対する認識は大きく歪んでいることも多く、誤った認識から地域においてさまざまなトラブルも発生しています。

一方、本市においては、外国人住民も増えていることから、地域における活動に外国の方を受け入れることと、外国の方に積極的に参加してもらえるように促していくことが重要になってきます。

しかし、市民意識調査では、「国際交流に関する活動」に「参加したいとも思わない」が47.8%となっており、他と比較して突出して高くなっています。

本市総合計画では、近年の国際化の広がりを踏まえ、観光・文化交流など多様な国際交流を進めていくために、国際化に対する意識を高めていくとともに、国際化に対応できる人材の育成を進めていくこととしており、この意識を改革していくためには、地域福祉の枠組みを越えた総合的な対応が求められています。

また、市外から転入してきた新住民と旧住民との間に意識の格差が見られる地域もあります。

地域に住む人々が協力・連携しながら、地域福祉を推進していくためには、さまざまな立場の方が、それぞれの立場（世代や国籍の違い、障がいの有無など）について理解・尊重し、心のバリアフリーを進めることが重要になります。

さらには、全ての市民が人権を尊重するという意識を持ち、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを進める必要があります。

②取り組みの方向性

心のバリアフリーを推進するため、さまざまな立場について正確な知識や情報が得られるように、地域において学習の機会を設けるとともに、専門的な知識・技術を有する福祉事業者や福祉施設によるさまざまなかたちでの情報発信を促進します。

また、地域に暮らす全ての市民相互の理解が深まるよう、新・旧住民間や外国人との交流などを促進するとともに、地域の誰もが気軽に参加できるイベントを拡充していきます。

さらには、このような立場を超えた交流の活性化を図ることが、男女の人権尊重に対する意識を持つことや、市民が広く市民参画を行う機会につながることから、関係機関と連携し積極的に推進します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある方等について理解を深める ○ 生活上起こりうる病気や障がいについて理解を深める ○ 認知症について理解を深める ○ 異文化について理解を深める ○ 困っている方に声をかけて必要に応じて手助けをする ○ 地域で挨拶の輪を広げる ○ 外国人との交流の場に積極的に参加する ○ 地域や行政が行う学習の場に積極的に参加する ○ 人権についての理解を深める
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民を対象に高齢者（認知症）・障害者を理解するための学習会及びサポーター養成講座を開催する ○ 地域に住む誰もがお互いとふれあうことのできる場を設け、またイベントを開催する ○ 福祉施設が専門的知識に基づき正確な情報を提供する ○ 心のバリアフリーについて地域住民の理解を深める
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象に高齢者（認知症）・障害者を理解するための学習会及びサポーター養成講座を開催する ○ 広報紙を活用して高齢者・障がいのある方・外国人等を含めた市民の生活に役立つ情報の提供を行う ○ 市民相互の交流を図る ○ 外国人と市民との交流促進を図る ○ 「かのや男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画による地域づくりの促進を図る ○ 人権についての意識を広める ○ 心のバリアフリーについて市民の理解を深める

④成果指標

	現状	目標
鹿屋市国際交流協会会員数	209 会員 (平成 21 年度)	225 会員
審議会等への女性委員の登用率	20.4% (平成 21 年度)	24.8%
男女共同参画の推進について満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	21.6% (平成 23 年度)	25.0% (4人に1人以上)



(3) 地域交流イベントの支援

①現状・課題

本市を見渡してみたとき、地域内での交流や見守り活動が充実している地域に共通していることは、地域が主体となって実施する町内会の祭り、運動会をはじめとする各種イベントが充実しており、盛大に実施されていることで、地域が活性化しているということです。

地域座談会では、地域生活を送る上で良い印象として、次のような意見がありました。

- 地域の中に病院、金融機関、学校、商店などが充足していることで、地域に対する良いイメージが定着している。
- 町内会活動が活発であることが、住民の地域に対する良いイメージ（住みやすい地域である）という評価につながっている。
- 町内会活動が活発であること、地域の見守り活動があることで、地域に対する愛着が湧き、ますます活動が盛んになっている。

また、町内会の祭りや運動会など、誰でも気軽に自由に参加できるイベントは、地域の中に親しい人のいない方や、地域の間人関係を重荷に思っている方でも比較的参加しやすく、地域における貴重な出会いの場となっています。しかし、現在のそうしたイベントの参加者は、一部の住民に限られることも多く、十分とは言えない状況です。

このため、地域活動を継続していく上で重要な、地域を牽引していくことができるリーダーの育成が求められています。

そのためには、それぞれの地域における住民同士の交流を活性化させ、その上で、地域に対する愛着を持ったリーダーとなり得る人材の育成を図ることが重要です。

②取り組みの方向性

町内会の祭りや運動会などのイベントの活性化を図り、多くの地域住民の参加で地域に対するよいイメージの循環が生まれるような仕掛けづくりを行います。

また、交流イベントの中心となる地域のキーパーソンの発掘・育成をするとともに、さまざまな立場の方が一堂に集えるよう、地域の中にあるさまざまな施設などを巻き込みながら、地域に開かれたイベントの開催を促進します。

さらに、こうしたイベントの拡充に向けて、町内会と地域の施設や団体などの地域資源が良い関係で協働し、行政や社協が地域への後方支援を行えるような関係を築いていきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所で連れ立って交流イベントに参加する ○ 交流イベントの企画・運営に積極的に参加する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊び心ある交流イベントを開催する ○ 学校や福祉施設等を巻き込んだ交流イベントを開催する ○ 交流イベント情報のPRを行う ○ 交流のための地域のキーパーソンを発掘・育成する ○ 交流イベントの拠点づくりを行う ○ さらに広い住民参加の視点から、既存の交流イベントの見直しを図る
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域が実施する交流イベントを支援する ○ 交流イベントへの参加促進のため広報紙やホームページなどによるPRを行う

④成果指標

	現状	目標
地域の行事、地域活動等へ参加経験のある市民の割合 (市民意識調査)	75.3% (平成23年度)	80.0%以上 (5人に4人以上)
地域の行事、地域活動等へ参加経験のある市民のうち、20～30歳代の割合(市民意識調査)	53.3% (平成23年度)	66%以上 (3人に2人以上)



第2節 生きがいを持って暮らせる地域づくり

1 生きがいつくりと社会参加の推進

(1) 生涯学習の推進

①現状・課題

本市では、さまざまな世代の市民一人ひとりが自ら目標を見出し、学習を通して地域への積極的な参加が行われるよう、市民の価値観の多様化に対応した生涯学習プログラムの提供を目指した「鹿屋市生涯学習基本構想」に基づいた、様々な施設で生涯学習事業を実施しています。

また、高齢社会対策大綱においても、「人生90年時代」に対応した生涯学習の推進が重要であるとされ、その中でも「新しい公共」の担い手となる方々への学習機会の提供や、勤労者が自ら目標を持って、学習活動に参加しやすい条件を整備するため、有給教育訓練制度の普及や教育訓練給付金制度の活用など、勤労者個人を直接支援する施策を推進することが求められています。

さらに、生涯学習を学ぶ機会を得ることや、学んで得た知識や技術を発表したり、活用したりする過程は、それぞれが人との出会いや生きがいを見出すチャンスでもあります。生涯学習で得た知識・技術の成果が社会的に認められることは、学習者にとって自己の成長や向上を確認でき、大きな喜びにつながります。

そのうえ、生涯学習で得た知識・技術が地域づくりへと繋がることも期待されることから、地域において学習成果を活かすことのできる環境整備が必要です。

②取り組みの方向性

鹿屋市生涯学習基本構想に基づき、すべての中学校区に生涯学習推進協議会を設置し、公民館等拠点施設のネットワーク化、情報の一元化など、地域に密着した生涯学習社会を目指します。

その中で、鹿屋市の実態として、現在学んでいる趣味的講座から社会的要請の高い課題（例～手話・介護技術、情報処理、外国語・文化、文芸・郷土史など）に興味関心が高く、市民のニーズが高まっていることから、趣味的講座から社会的要請の高い課題・現代的課題・地域独自の課題に関する学習機会の拡充を目指しています。

また、本市ならではの地域特性を活かした活動である、鹿屋体育大学など高等教育機関や国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ、生涯学習県民大学講座等、本市特有の機関・施設等との綿密な連携協力体制による特色ある講座開催を拡充します。

③取り組みの内容

市民が取り組み 組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習に興味関心を持つ ○ 自らの持つ知識・経験を活かし、生涯学び続ける気持ちを持つ ○ 地域で開催されている生涯学習に自発的に参加する ○ 自分にあったテーマや学習方法を見つける ○ 地域活動やボランティア活動の場で実践する
地域が取り組み 組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習情報の発信及びPR活動を行う ○ 町内会・自治会の公民館を活用した生涯学習事業を実施する ○ 高齢者の知識・経験等地域の持つ力を活かした生涯学習事業を実施する ○ 公民館・児童ホーム・福祉センター事業へ参画する ○ 地域による学校支援を行う ○ 総合型地域スポーツクラブを立ち上げる ○ 地域の住民に開かれた事業所づくりを進める ○ 事業所の専門的知識を活かして講演会・フォーラム等を開催する ○ 事業所の利用者を含め高齢者・障害者の暮らしに役立つ情報を発信する
行政が取り組み 組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鹿屋市生涯学習基本構想」を推進する ○ 総合的な生涯学習情報の提供を行う ○ すべての中学校区に、生涯学習推進協議会を設置する ○ 地域に密着した生涯学習社会を目指す ○ 学習機会の拡充を目指す

④成果指標

	現状	目標
生涯学習出前講座受講者数	6,615 人 (平成 21 年度)	8,000 人
市民講座受講者数 (公民館各種講座)	1,796 人 (平成 21 年度)	2,400 人



(2) ボランティア活動・サークル活動の支援と推進

①現状・課題

高齢社会対策大綱においては、地域福祉に厚みを持たせるため「新しい公共」という言葉を用いて、高齢者を含めた市民が積極的に「公」に参画する社会を目指すとされています。この「新しい公共」の担い手は、経済的な側面だけでなく、生きがいや社会参加を重視している団塊の世代を中心とし、雇用にこだわらない社会参加の機会の確保を推進するため、NPO法人、ボランティア団体のほか、町内会・自治会など地域に根付く昔ながらの組織とされています。

しかし、本市は、サラリーマン層が多いため、職場で形成された人間関係のみで生活している方も多く、結果として地域における人間関係が形成されにくい状況が見受けられます。

さらには、隣近所のつきあいや地域での活動への参加を重荷に感じたり、忌避したりする人々も少なくありません。

市民意識調査では、「今までにどのようなNPOやボランティア活動に参加したことがあるか」という質問に対して、「今活動している」と「参加した経験がある」をあわせた割合が高かったのは、「地域行事のお手伝い」(38.5%)、「環境美化に関する活動」(31.6%)などとなっていました。

また、「機会があれば参加してみたい」の割合が高かったのは、「災害時の救援等に関する活動」(69.0%)、「障がいのある人に関する活動」(58.6%)などとなっており、東日本大震災以降、全国的な災害に関するボランティア活動の高まりや、防災訓練等への参加者の増加傾向と同様の結果を示すものとなっています。

しかし、本市で手話や点訳活動を通じて、障がい者をサポートしている団体へのヒアリングでは、支援者の減少、および通訳者の育成が課題となり、会員の定着も難しく、少人数で活動に取り組んでいるなど人材不足が課題となっています。

高齢者クラブについては、高齢者数は増加していますが、加入する人は減少しているため、魅力ある高齢者クラブを目指した具体策を模索している状況です。

こうした状況の中で、個人の趣味や好みに合わせたさまざまなボランティア活動・サークル活動が重要な役割を果たし、隣近所といったいわゆる地縁を超えて、共通の趣味や考え方をもつ人同士の結びつきの場として機能し、地域福祉の新たな担い手である「新しい公共」となることが求められています。

②取り組みの方向性

地域を中心としたサークル活動を活性化していくためには、多くの人に情報を周知することが重要になってくることから、市の広報誌だけでなく、防災無線やインターネット等の活用により幅広い層への情報の発信を行います。

また、サークル活動の場と機会を確保するため、既存施設の有効活用を図り、利用可能な場所と機会についての情報を発信します。

さらには、個別のサークル・ボランティア活動だけでは対応が難しいため、より大きな組織づくりの一環として、サークル・ボランティア団体同士が互いに連携を図れるような支援や、そのとりまとめを行っていけるリーダーの発掘・育成を行います。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサークル活動へ積極的に参加する ○ 誰もが気軽に参加できる地域のサークル活動を立ち上げる ○ サークル活動の自宅での開催を考える
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会・自治会が地域のサークル活動を支援する ○ 町内会・自治会の公民館を地域のサークル活動へ開放する ○ 高齢者クラブ等の既存サークル団体への加入を促進する ○ 遊びを通じて子どもと大人が交流を図れるサークル活動を促進する ○ 地域のサークル情報を発信する ○ 事業者による講習会や見学会を開催する ○ 新たなサークル活動を立ち上げるリーダーとなる人材の発掘・育成を行う
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の活用可能スペースの情報を提供する ○ サークル活動の場を確保する ○ サークル活動情報を発信する ○ サークルが相互に連携を図れるよう支援する

④成果指標

	現状	目標
NPO法人数	56 団体 (平成 24 年 10 月)	65 団体 (平成 26 年度)
NPO法人認証団体数・ボランティア団体登録数	75 団体 (平成 19 年度)	99 団体



(3) 起業・就業の支援

①現状・課題

本市では、若い世代の就学・就職による転出、団塊の世代の一斉退職により、労働力人口は減少の段階に入っており、今後は就業構造における高齢者や女性の割合が増加することが予想されます。

また、ライフステージに応じた柔軟な選択の中で、生涯を通して仕事を持ち続け、社会に貢献できることは、経済的な生活の安定のためだけでなく、生きがいを見出すことにとっても非常に重要です。

さらには、地域福祉を推進する上でも、一人ひとりが個々の能力を発揮できる職業や社会参加の機会が得られる環境づくりは大切なことです。

高齢者への雇用と生きがいを創出している、本市シルバー人材センターの加入数と就業者数の推移については、平成23年度は就業延人数20,517人、会員数665人となっており、年度に応じて若干の増減はあるものの、その必要性和重要性はますます高まっています。

今後は、積極的な情報発信で継続的に企業からの依頼を確保し、活動の場を確保・提供していくことが求められています。

さらに、「高齢社会対策大綱」においても、「人生65年時代」から「人生90年時代」を前提とした仕組みに変換していくため、シルバー人材センターの事務局が主体となるのではなく、会員が主体となって自立して働くことが、真に高齢者の自立につながるという認識を持つことが必要となります。

同時に、女性や一般的に就職が困難な障がいのある方を含めて、就業を希望する方々に対する就業支援や「かのかや男女共同参画プラン」に基づく就業環境の整備に取り組む必要があります。

②取り組みの方向性

今後、増加が予想される高齢者の社会参加を進めるため、シルバー人材センターのPRに努めるだけでなく、企業からの依頼を確保し、固定しがちな業務の多様化を図ることなどにより、魅力あるシルバー人材センターづくりを支援します。

また、多様な就業機会を確保するため、障がいのある方の就業相談を充実するとともに、自ら主体的に取り組む意欲のある経営者に対する支援や産学の連携確保などを行うことにより、市内の産業の活性化を図り、新しい雇用の創出を図ります。

さらに、男女共同参画社会の実現や、次世代育成支援の視点から、ワーク・ライフ・バランスやライフステージに応じた柔軟な選択ができる就業のあり方について官民が一体となって取り組んでいきます。

③取り組みの内容

市民が取り組み 組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事を通じた生きがいづくりを進める ○ 地域や社会への貢献意識を持つ ○ 起業・就業情報を収集する ○ シルバー人材センターにおいて、会員が主体となり自立して働く ○ 高齢者が自立する
地域が取り組み 組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な起業・就業情報を発信する ○ NPO等による女性の就業支援事業を実施する ○ 事業者による高齢者・障害者雇用の促進を図る ○ 高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する ○ コミュニティビジネスの立ち上げを支援する ○ 高齢者のための新しい仕事を創出する
行政が取り組み 組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者を対象とした就業相談を充実する ○ 魅力あるシルバー人材センターづくりを支援する ○ 「ハローワーク鹿屋」との連携により起業についての支援を行う ○ NPO活動の活性化に向けた支援を行う

④成果指標

	現状	目標
シルバー人材センター会員数	665 人 (平成 23 年度)	900 人

シルバー人材センターへの加入・就業

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度 目標
就業延人数	20,155 人	23,809 人	20,517 人	24,500 人
会員数	680 人	698 人	665 人	900 人

※ 高齢者福祉計画より



2 健康づくり・介護予防等の推進

(1) 健康づくりへの取り組み

①現状・課題

本市総合計画では、「健康・交流都市 かのや」を目指す将来像として掲げ、健康をキーワードのひとつとして各種施策を展開してきました。また、本市健康分野の一役を担っている鹿屋市健康づくり計画（改定版）においては、「市民が主役の健やかな地域社会づくり」を基本理念とし「自らの健康は自ら創る」という考えを市民一人ひとりが意識できるような取り組みを行ってきました。

本市総合計画に基づく市民意識調査では、「鹿屋市のイメージや大切にしたいこと」として、「健康」を選択した人が 246 人（29.0%）で最も多くなっていました。また、本計画に基づく市民意識調査、関係団体ヒアリングの両方において、「健康づくり・介護予防の充実」は、「重要であり、満足できる」と評価されました。

これらの結果から本市総合計画の目指す健康・交流都市かのやの実現に向けた取り組みは、市民からの一定の評価が得られていると考えられます。

しかし、健康づくり分野では、近年の急激な経済情勢の悪化や、医療制度、介護保険制度、障害者制度など各種制度改革による方向転換などに大きく影響を受けてきた状況があります。そのため新たな組織づくりと連携の模索など、その対応は広域化かつ多様化している現状があります。

②取り組みの方向性

健康的な生活は、個人だけでなく社会全体が健康的でなくては実現できないことから、平成 20 年に策定した「鹿屋市健康づくり計画（改定版）」に基づく各種施策により、一人ひとりのコミュニケーション能力を高め、家族や周りの人たちの見守りや支援、行政や地域など、さまざまな機関や団体が一体となって健康づくりを推進しています。

具体的には、健康づくり運動を推進する組織である「鹿屋市健康づくり推進協議会」と「鹿屋市健康づくり推進市民会議」において、市民、ボランティア、地域や各団体などが取り組んでいるさまざまな活動や情報を集約し、連携して、広く市民に健康関連情報を提供するための広報、推進するための方策の検討を行い、健康づくりにおいて市民と行政が一体となることを目指します。

また、健康情報の取得や情報の提供を一元的に行う手段として、健康増進課のホームページにおいて、特定健康診査・がん検診などの健康づくりに関する情報や、地域での様々な活動を随時発信し、より多くの市民の健康づくりへの取り組みを支援します。

なお、平成 25 年度には、総合計画の目指す姿を実現するため、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正」の指針等を踏まえて「第 2 次鹿屋市健康づくり計画」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の

縮小に向けて、具体的な数値目標を掲げた施策展開を行います。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や地域が開催する健康教育の場に積極的に参加する ○ 特定健康診査や定期的な検診を受診する ○ かかりつけ医・歯科医を確保する ○ 食に関する知識と食を選択する力を身につける ○ こころの健康について理解を深める
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「鹿屋市健康づくり計画」の施策に地域で取り組む ○ 健康教育の場を確保する ○ 地域住民の選択基準となる医療情報の発信を行う ○ 病診連携の強化を進める ○ 事業者や医療関係者が地域の健康相談を実施する ○ 地域食材を生かした魅力ある食生活・食文化を継承する ○ 地域の公共施設において受動喫煙の防止に努める ○ 心身の健康の保持・増進に配慮した、地域で集い、憩うことのできる場所を整備する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第2次鹿屋市健康づくり計画」の策定を図る ○ 各団体が取り組んでいる活動や情報を集約し、連携する ○ 住民の身近な場所で行う健康相談の充実を図る ○ 健康相談事業や健康教育事業といった各種保健事業において、健康診査やがん検診などの受診を勧奨する ○ 「特定健康診査等計画」に基づき特定健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病の早期発見と早期予防を推進する ○ 母子・成人保健事業において、食育の推進を図る ○ たばこの害や禁煙支援・受動喫煙に関する情報を普及する ○ メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発を図る ○ 相談業務の充実や情報提供等により、自殺の防止に努める

④成果指標

	現状	目標
総合型地域スポーツクラブ会員数	3,846人 (平成21年度)	4,200人
成人の週1回以上のスポーツ実施率	31.9% (平成18年度)	36.0%
健康づくり・介護予防の充実に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	31.0% (平成23年度)	33%以上 (3人に1人以上)



(2) 介護予防への取り組み

①現状・課題

本市では、介護サービスが必要になるまで家族や地域で支えあい、自立した生活ができるように、また、介護が必要な状態となっても在宅で自立した生活ができるように支援するため介護予防に係る諸施策に取り組んでいます。

市民意識調査や地域座談会の意見では、介護予防事業については、高齢者は移動手段に限りがあるため、住み慣れた地域でともに生活している仲間との交流を楽しむ一環として、気軽に参加できるような場所・機会・雰囲気での開催を求めています。

このようなことから、本市の地理的な条件や社会基盤の整備状況のもとで、すべての高齢者が自ら出向いていける範囲で、気軽に参加できるような介護予防教室の開催が必要であることを考慮して、介護予防事業について本市では、これまでも健康な高齢者がより元気で生活できる、「ぴんぴん元気教室」など、地域展開の事業を中心に推進してきたところです。

介護予防は、高齢者が健やかに暮らせるまちを実現するための第一歩であるという位置づけのもと、地域の人材や資源を有効に活用しながら実施していくことが必要となります。

そうすることで継続的な事業展開が可能となり、介護が必要な方に対する重点的な介護サービスの提供ではなく、地域の介護予防教室に通う元気高齢者を増やしていくことを目指していきます。

②取り組みの方向性

比較的元気な高齢者が自主的に行う介護予防だけではなく、要介護状態になるおそれのある高齢者への介護予防や、軽度の介護認定を受けている方への重度化の予防など、高齢者の心身の状況に応じた介護予防事業の展開を、行政・地域・各種団体が一体となって取り組みます。

さらに、介護保険の仕組みや介護予防の普及啓発を若い世代にも行っていくことや、学校保健の中でも展開していくことで、介護予防の関心を高めていきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や地域が開催する介護予防の場に積極的に参加する ○ 規則正しい生活に留意する ○ かかりつけ医・歯科医を確保する ○ 十分な睡眠とストレス解消に留意する ○ 食に関する知識と食を選択する力を身につける ○ 歯磨きの励行など歯の健康管理を行う ○ こころの健康について理解を深め、定期的な外出が出来るよう心がける
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防に関する情報を発信し、地域が一体となった取り組みを行う ○ イベントや会合などの機会を通じて、介護予防の認識を深めるための講演や、介護予防の実技などを取り入れる ○ 地域に根ざした診療を行う医療機関を地域住民がバックアップする ○ 事業者や福祉関係者が地域で相談を実施する ○ 心身の健康の保持・増進に配慮した地域で集い、憩うことのできる場所を整備する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事業との連携を図り、地域展開事業へ参加するための移動手段となる、くるりんバスの見直しを行うなど、介護予防に関する社会資源を整備する ○ 介護予防の必要性について、高齢者だけでなく、若い世代や学校保健での普及啓発を行う ○ 介護保険と介護予防の関連について、市民に広く周知する ○ 健康な高齢者を増やすための施策を重点的に展開する ○ 介護予防事業の実施は、地域の人材を活かし、より身近な生活圏域での開催を目指す ○ 高齢者の心身の状況に応じた介護予防事業を、地域や各種団体と一体となって取り組む ○ 関係機関が協働し介護予防への取り組みを、拡充させる

④成果指標

	現状	目標
健康づくり・介護予防の充実に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)(再掲)	31.0% (平成23年度)	33%以上 (3人に1人以上)



(3) 子どもたちの健やかな成長を支援する取り組み

①現状・課題

本市は、大隅半島の中心として、近隣市町村の児童生徒が通う高等学校が集中しています。そのため、本市で生まれた子どもたちは、そのほとんどが乳幼児期から高校卒業までを本市内で過ごしています。

子どもたちのライフステージは、乳幼児期、未就学児童期、就学期（小中学校）、高等教育期（高校、高等専門学校）に分けることができます。

地域が主体となって実施している活動としては、乳幼児期～就学期（小学校低学年）までを中心とした地域の見守り活動、就学期（小学校3年生まで）の学童保育の支援、町内会子ども会での各種活動などがあります。

また、本市独自の取り組みとして、現在市内5ヵ所でつどいの広場を開催し、子どもたちのふれあいだけでなく、子育て中の保護者の情報交換ができるような子育て支援を行っており、近隣市町から視察があるほど注目を集めています。

さらに、高等学校期には、社会教育の一環として地域のボランティア活動等に参加することで、個々人の成長を図るとともに、地域活動に興味関心を持ち、愛着を持って参加する人材育成を図っています。

本市では、これらの取り組みにより、子どもたちのどのライフステージであっても、切れ目ないサービス提供ができる体制づくりを図ってきました。

今後は、幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

また、地域における活動に参加することが、子どもたちの成長につながるという認識に立って、積極的な地域活動の推進を図る必要があります。

さらに、平成24年に公布されたいわゆる「子ども・子育て関連3法」の法律の趣旨、内容及びその施行に際し留意すべき事項等を踏まえた取り組みが求められています。

子ども・子育て関連3法について

- 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）
- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）
- 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

②取り組みの方向性

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つであるため、健やかな子どもたちの成長を支援する取り組みは、地域が一体となって進める必要があります。

こうした観点から、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指します。

また、孤立しがちな子育て世帯に対して、関係機関と情報共有し、声掛け運動などの地域の見守り活動を協働で実施します。

さらには、地域活動に参加した経験が、子どもたちの人格形成に寄与するという認識にたって、地域活動を積極的に推進します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を持つ ○ 家庭では、子育てについて積極的に関わりを持つ ○ 子ども・子育て支援の重要性を認識し、理解を深める
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の見守り活動を推進する ○ 子ども会活動を推進するとともに、世代間交流の場をつくる ○ 職域では、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを推進する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情に応じた総合的かつ効率的なサービス提供を行う ○ 子ども・子育て支援実施計画を策定し、計画的な推進を図る ○ 県・近隣市町と連携した広域的なサービス供給体制を構築する ○ 職域でのワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを支援する

④成果指標

	現状	目標
つどいの広場の延べ利用者数	20,845人 (平成23年度)	28,300人 (平成27年度)
ファミリーサポートセンター会員数	467人 (平成21年度)	600人
児童生徒の朝食欠食率	小学校 3.4% 中学校 6.0% (平成18年度)	小学校 2.7% 中学校 5.0%



第3節 安心して暮らせる地域づくり

1 移動の自由の確保

(1) 移動手段の確保

①現状・課題

大隅地域内唯一の公共交通機関である路線バスは、マイカーの普及や過疎化の進行による人口の減少等により、路線バスの利用者は、年々減少している厳しい状況にある。

しかしながら、高齢者や学生等の交通弱者をはじめとする地域住民にとって必要不可欠な交通手段であることから、市街地巡回バス等のコミュニティバスの再編など、抜本的な公共交通体系の見直しが必要となってきた。

本市では、屋外での移動が困難な障がいのある方や高齢者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの外出について、「鹿屋市障害者基本計画」等に基づき、移動に要する電動車イス・車イスの貸与・給付や福祉タクシー制度の実施などによって、高齢者・障がいのある方の移動手段を確保することで支援していますが、今後ともこうしたサービスを継続することにより、地域における自立生活と社会参加を促していくことが重要です。

さらに市民意識調査では、地域の見守り活動として「買い物等の外出の手伝いができる」と回答した方が6.9%あることから、これらの方のサポートを新たな地域資源として有効に活用することも重要です。

②取り組みの方向性

地域内の公共交通の利用者が年々減少している状況から、公共交通の利用促進を図りながら、コミュニティバスなどの利用状況や市民ニーズを踏まえ、地域の実情やニーズに見合った公共交通体系の構築を検討していきます。

また、「鹿屋市高齢者保健福祉計画」及び「鹿屋市障害者基本計画」を推進し、高齢者・障がいのある方の移動の確保を図るとともに、事業者が福祉有償運送事業を開始しようとする際は、運営に関する相談指導を行います。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障がいのある方の移動に協力する ○ 気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の高齢者・障がいのある方の移送ニーズを把握する ○ 地域の助け合いによる買い物等の外出支援の仕組みを構築する ○ NPO・ボランティア団体・地区社協・福祉事業者等による移送サービス事業の立ち上げを図る ○ 事業者が所有するバスを活用する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情に即した公共交通体系の構築を検討する ○ 市民が移動の手助けを容易に行っているような環境を整備する ○ 「鹿屋市高齢者保健福祉計画」及び「鹿屋市障害者基本計画」を推進する ○ 高齢者や障がい者の移動支援に関する事業の周知を図る ○ 地域の手による福祉有償運送事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行う

④成果指標

	現状	目標
すべての人にやさしい移動手段の確保に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	14.3% (平成23年度)	20.0%以上 (5人に1人以上)



(2) ユニバーサルデザインによるまちづくり

①現状・課題

本市においては、高齢者や障がいのある方、子育て中の方などにやさしいまちづくりの一環として、ユニバーサルデザインの考えを踏まえたバリアフリー化を進めています。また、こうしたまちづくりを進めることは、すべての市民にとってやさしいまちづくりにつながるという認識のもと、市内の商店街や事業所等と一体となり、リナシティかのやを中心とした中心市街地などのバリアフリー化に向けた取り組みを推進しているところです。

また、市内の公共施設については、すべての市民にとって利用しやすい環境を整えるため、オストメイト対応トイレの整備を順次進めることや、おむつ交換台の整備など、市民生活の視点に立った様々な観点からの見直しを進めています。

さらに、市民の利用の多い道路や生活道路については、歩行者の安全性を確保する観点から、歩道の新設や改良など、歩行空間のバリアフリー化を図るとともに、市内の生活関連施設（商業施設、病院、文化施設）については、その必要性への理解を得ながら、段階的・継続的にバリアフリー化を進めています。

今後、本市では、今以上に高齢化が進むことが予想されているため、慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して住み続けられるよう、継続的なバリアフリー化の取り組みが必要となっています。

同時に、子育て中の家庭が多いことも本市の特性となるため、子育て世代にとって安心して交流ができる場の確保も求められています。

②取り組みの方向性

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」などの制定に伴い、高齢者や障がい者向けの住宅の普及に努め、住宅の改造等に係る資金の助成などに関する情報を提供することや、市営住宅の新設、改築の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づいた設計を行い、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、公共施設だけではなく、市内の商店・事業所と一体となって、まちのユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を更に進め、安心して楽しく暮らせるまちづくりを目指します。

併せて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を広く啓発していくことで、移動の妨げとなっている道路や歩道の障害物を、行政だけでなく地域におけるボランティア活動でも取り除いていき、高齢者や障がいのある方、子育て中の方などが暮らしやすい環境を目指します。

③取り組みの内容

<p>市民が取り組み こと (自助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や地域が開催するユニバーサルデザイン学習の場に積極的に参加する ○ 身近な通行障害について情報を提供する ○ 違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない ○ 高齢者・障がいのある方について理解を深める ○ 自分の住む住宅について高齢になった時や障がいを持った時のことを意識する
<p>地域が取り組み こと (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中にあるバリアフリーに関するニーズを把握する ○ 地域住民を対象としたユニバーサルデザイン勉強会を開催する ○ ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る ○ 事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める ○ 事業者施設のユニバーサルデザイン化を促進する ○ おむつ交換台やデジタルベビースケール（乳児体重測定器）の設置などを進める ○ 事業者がバリアフリー相談を実施する ○ 高齢者や障がい者向け住宅について地域住民の理解を深める
<p>行政が取り組み こと (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ オストメイト対応トイレやおむつ交換台の整備などを順次進める ○ 公共施設について、市民生活の視点に立った様々な観点からの見直しを進める ○ 市内の商店・事業所と一体となって、まちのユニバーサルデザイン及びバリアフリーを更に進める ○ 放置自転車等の通行障害を排除する ○ 住宅の改造等に係る資金の助成、貸付等について情報を提供する ○ 高齢者や障がい者向け住宅の普及や入居支援に努める

④成果指標

	現状	目標
<p>公共の場のバリアフリー化に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)</p>	<p>23.3% (平成23年度)</p>	<p>25.0%以上 (4人に1人以上)</p>



2 必要なサービスの確保

(1) 社会福祉協議会による地域福祉活動の充実・強化

①現状・課題

鹿屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、「市民誰もが安心して暮らせる健康でぬくもりに満ちた福祉コミュニティの創造」を目指して、高齢者や障がい者の支援事業や子育て支援事業、ボランティアセンター事業、市民の悩みごと総合相談事業など社協の特性を生かした活動、また地域に密着した福祉サービスの提供に取り組んでいるところです。

社協では、これらの活動を推進する中で、住民アンケートによる意識調査の実施や住民座談会等を開催し、市民から寄せられた声を以下6項目の課題として整理しています。

- 要援護者の見守り支援や生活支援の必要性
- 災害時の支援活動の必要性
- 地域の組織化の必要性
- 子育て世帯に対する支援の必要性
- ボランティア活動啓発と市民参加の必要性
- 市民にとって必要な福祉情報の提供の必要性

これらの課題を解決していくために、社協では「鹿屋市地域福祉活動計画」を策定し、「みんなでささえあい 笑顔あふれる まちづくり」を基本理念として、地域福祉活動の推進を図っています。

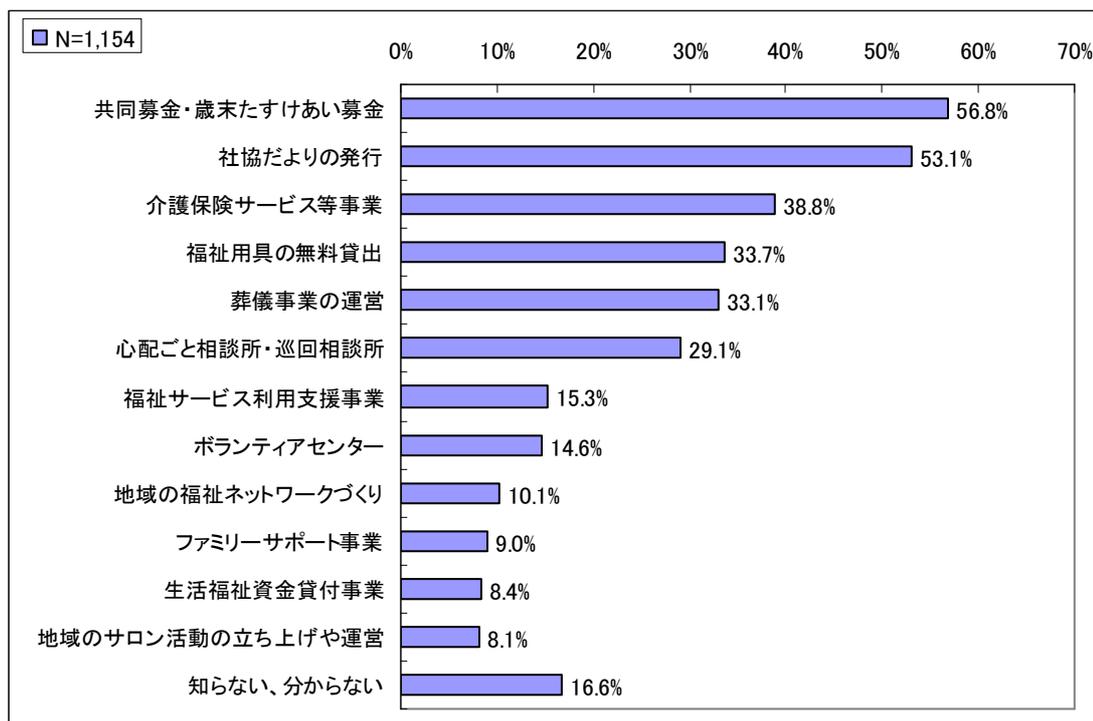
その中でも特に、町内会等の地域における福祉活動を進めるために地域福祉推進協議会を設置しており、地域の生活課題やその解決策等について話し合いを行う、地域住民による組織基盤づくりをはじめ、地域住民による見守りや声かけ活動、助け合い活動といった地域ぐるみで支えあう仕組みづくりを推進しています。

また、家に閉じこもりがちな高齢者等が、お互いに声をかけ合い地域の公民館や集落センター等に集い、茶話会等を通して情報交換や孤立化防止・介護予防を目的としたレクリエーションなどで楽しいひとときを過ごすふれあい・いきいきサロン活動や、地域で安心して子育てができる仕組みづくりも推進しているところです。



市民意識調査では、社協が行っている主な事業の認知度について、市民の半数に認知されている活動として「共同募金・歳末たすけあい募金」(56.8%)、「社協だよりの発行」(53.1%)がありました。ボランティアセンター事業、地域の福祉ネットワークづくり、地域のサロン活動の立ち上げや運営など地域に根ざした活動の認知度は総じて低くなっていました。

社協が行っている主な事業に対する認知



②取り組みの方向性

社協では、地域福祉活動に取り組むことで、地域住民がお互いに協力し合い、地域ぐるみで支えあう仕組みづくりを推進するほか、総合的な相談体制の充実に努めます。

また、福祉教育やボランティア活動の推進により、人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成と、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努めます。

さらに、広報啓発活動等の充実に図り、福祉に関するより良い情報提供や情報収集を図り、広報啓発や総合的な福祉のネットワークづくりに努めます。

本市からは、地域福祉における具体的な活動を担う社協が安定的に運営できるよう継続的に助成を行い、組織基盤の強化につながる課題解決に向けた取り組みを支援していきます。



③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの受け手・担い手及び会費の納入や寄付など多様なかたちで社協活動へ参画する ○ 社協及び地域福祉推進協議会について理解し、関心を持つ
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会区域を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化及び情報の共有化を図る ○ 社協は人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図る ○ 町内会区域等を単位として、地域の生活課題やその解決策等について話し合う
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の適正な交付と審査を実施する ○ 理事会・評議員会における行政代表として、支援と連携に取り組む ○ 地域福祉活動計画との整合性を図りながら地域福祉計画の進行管理と改定を行う

④成果指標

	現状	目標
社協の福祉サービスや情報提供が進んでいると感じる市民の割合	21.7% (市民意識調査)	40.0%

コラム ボランティア活動を行っている人の力

「鹿屋市地域福祉活動計画策定のための住民アンケート調査」

報告者 高橋 信行(鹿児島国際大学福祉社会学部 教授)

鹿屋市社会福祉協議会が実施したアンケートによると、ボランティア活動を行っている人と、行っていない人の違いを、「人に対する信頼感、社会的孤立、友人等の数」など社会関係資本に関わる質問との相関により以下のような傾向がありました。(平均値の差の検定 t 検定の結果有意と判定されたもの)

鹿屋市民の中で、

- ①ボランティア活動を行っている人は、一般に他者を信頼している
- ②ボランティア活動を行っている人は、地域の人を信頼している
- ③ボランティア活動をしている人は、孤独に思うことが少ない
- ④ボランティア活動をしている人は、生活満足度が高い
- ⑤ボランティア活動をしている人は、友だちが多い
- ⑥ボランティア活動をしている人は、いざというとき頼れる人が多い

このことから、ボランティア活動を行うことが社会関係資本を高めると、一般に言われますが、ボランティアの増加は、コミュニティそのものの力を高めることにもつながると考えられます。

鹿屋市社会福祉協議会をご存じですか

社会福祉協議会は、地域住民組織と公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関係機関・団体等によって組織された公共性、公益性の高い民間の非営利団体です。法的には、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられております。

鹿屋市社会福祉協議会では、以下の活動を行っており、本市の地域福祉やボランティア活動を推進する上で重要な役割を担っています。

地域福祉活動の推進



高齢者サロンの推進



声かけ・見守り活動の推進



子育てサロンの推進



心配ごと相談の実施



小・中学生ボランティア出前講座の実施



社協活動の展示風景



体験学習の実施



ボランティア講座の実施



情報収集に福祉モニターを配置



社協の広報紙等の発行

福祉教育や
ボランティア活動の推進

広報啓発活動等の充実



(2) 市民活動・ボランティア団体等の活性化と組織化

①現状・課題

本市ではこれまで、福祉制度では対応できない福祉ニーズを解決するため、地域住民同士の「互助・共助」の気持ちに基づいた「助け合い活動」が展開されてきました。

その活動は大きく分けると3つに分類され、町内会を中心とした民生委員・児童委員、婦人会、子ども会、体育指導員などの地縁による活動、鹿屋市母子寡婦福祉会、鹿屋市視覚障害者協会、各身体障害者協会、鹿屋市ことばの教室親の会などの主に福祉関係の当事者の活動、さらには、鹿屋手話サークル、鹿屋市点訳友の会、鹿屋市音訳グループせせらぎ等のボランティア活動となります。

本市では、近年地縁による活動に限らず、ボランティア団体、NPO法人などによる市民活動が増加しており、NPO法人数は平成24年10月には60団体となっています。

市民意識調査では、行政と住民の協働を図ることができていると感じている方の市民像は、「60歳代以上で、支え合いの範囲を中学校区または旧市・町と考えている方」となっていることから、いくつかの中学校区や旧町を単位として、市民生活における利便性や、サービス提供の確保を目指してきたこれまでの本市の福祉サービスは、一定の評価を得ていると考えることができます。

しかし、若い世代の方や支え合いの範囲を小学校区より身近な範囲で考えている方にとっては、まだまだ生活の利便性や福祉サービスの利用において不十分な面があるという調査の分析結果が出ています。

今後は、市民活動を実施している団体が、同じような活動を実施している団体はもとより、NPOと地縁を中心とした組織・団体といった、成り立ちが違う団体とも連携と協働を図ることで、地域福祉活動に厚みを持たせるとともに、市民活動の活性化や組織化を図っていく必要があります。

②取り組みの方向性

町内会などの地縁による活動に対しては、現在鹿屋市地域まちづくり推進協議会が目指している基本的な方向性と整合を図りながら、活性化に向けた取り組みを推進します。

福祉関係の当事者団体に対しては、近年、会員が確保できないことや、主催するイベント等の負担が大きくなっているという課題があることから、後方支援を充実します。

ボランティア・NPO活動に対しては、広域的に活動する団体・組織の情報交換や新たに団体を立ち上げる際の支援を行っていくため、社協が運営しているボランティアセンターの機能強化など充実を図ります。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に貢献することを市民の役割の一つと捉える ○ 他者の意見も尊重し地域の中で友好関係を築く努力をする ○ 地域の中で自分の知識や経験及び自由な時間を積極的に活用する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民一人ひとりを地域の財産として捉え、地域づくりに活用できる一人ひとりの知識・技術についての情報を把握し活用を図る ○ 成り立ちが違う団体同士の連携と協働を図る ○ 地域福祉活動に厚みを持たせ、市民活動の活性化や組織化を図る
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO等の市民活動に関する情報の拡充を図る ○ 地域コミュニティ協議会の設立を支援する ○ 福祉関係の当事者団体に対して支援を充実する ○ 社協が運営しているボランティアセンターの機能強化を図る

④成果指標

	現状	目標
ボランティアの育成と活動の推進に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	20.7% (平成 23 年度)	25.0% (4人に1人以上)
NPOの育成と活動の推進に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	15.6% (平成 23 年度)	20.0% (5人に1人以上)



(3) 優良な事業者の育成

①現状・課題

近年の高齢者福祉や介護、障害者福祉、保育所の入所などにおいては、行政が行う措置制度から、市民が必要なサービスを選択し事業者・施設と契約を結ぶ制度、すなわち「措置」から「契約」へと変化しています。

これにより、市民が、自らの選択により自由に福祉サービスを利用することができるようになりましたが、一方で契約に必要な事業者の情報を容易に入手できる仕組みや、適切な苦情処理体制を整えた優良な事業者の育成を図ることが重要になっています。

また、安心して福祉サービスを受け続けるには、利用者と事業者の双方が信頼関係を構築していかなくてはなりません。

本市で行った関係団体ヒアリングにおいては、「優良な事業の育成」に対して、「重要だが、満足していない」という意見が多かったことから、本市が主体となって事業所に対して積極的な働きかけや、研修会を開催等することなどにより、本市が目指す地域福祉のあり方を、福祉サービスを提供している事業所とともに共有し、その実現に向けて連携することが必要です。

事業所に対しては、地域に必要とされる事業者となるよう、地域の多様な福祉ニーズを捉えるとともに、利用者一人ひとりのニーズについての的確に把握する努力と、サービスを利用したい人が事業者の情報を気軽に入手でき、それぞれの状況・ニーズに応じて事業者を選択できるように情報を発信することが重要です。

②取り組みの方向性

本市が目指す地域福祉のあり方を、福祉サービスを提供している事業所とともに共有し、その実現に向けて連携することを目指します。また、本市独自で実施しているサービスの提供については関係事業所と連携し、継続的にサービスを提供するなど、その役割を果たします。

本市内の保育所では、空き待ちが発生している保育園と定員割れを起こしている保育所がありますが、英会話の時間を取り入れるなど個性的な取り組みを行って、保護者から選んでもらえるような保育園づくりを支援します。

高齢者福祉においては、比較的軽度の高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように、高齢者の自立を支える介護給付の取り組みに、介護予防を組み込んでいくような地域づくりの支援を行います。

また、事業所に対しては、施設の開放やボランティアの受入れを積極的に行うことで、地域住民に施設の存在意義を理解してもらい、さらには地域の福祉課題を共有することで、地域の多様な福祉ニーズに対応した事業に取り組んでいけるよう支援していきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努める ○ 意見や苦情をきちんと発信する ○ 「やってもらって当たり前」という過剰な権利意識を持たないようにする ○ サービス事業者の選択について選択側の責任もあることについて意識する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者・地域住民・利用者家族の交流の機会を創出する ○ サービス提供事業者は積極的に地域のニーズに対応した事業に取り組む ○ 保護者から選んでもらえるような保育園づくりを行う ○ 事業所は施設の開放やボランティアの受入れを積極的に行い、地域の福祉課題を共有する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の資質向上のための研修会を実施する ○ 利用者に対して制度及びサービス内容を十分に説明し理解を求める ○ 市民へサービス提供事業者の情報を発信する ○ サービス提供事業者に対して、制度の改正だけでなく趣旨や特徴なども含めて、様々な情報を提供する ○ 高齢者の自立を支える介護給付の取り組みに、介護予防を組み込む

④成果指標

	現状	目標
福祉サービスの充実に満足している(満足+やや満足)市民の割合 (市民意識調査)	24.9% (平成 23 年度)	33%以上 (3人に1人以上)
優良な事業所の育成に満足している(満足+やや満足)市民の割合 (市民意識調査)	15.7% (平成 23 年度)	20.0%以上 (5人に1人以上)



(4) 地域医療体制の充実

①現状・課題

慣れ親しんだ地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、地域の医療の充実と、かかりつけ医の存在が大きな要素となります。

一般に医療体制の確保は、市町村単独で実施できるものではなく、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づく「鹿児島県保健医療計画」により、鹿児島県の保健医療提供体制の確立を目指す基本的方策、保健医療行政の計画的・総合的な運営が図られることとなっています。

このような体制の中、本市を含む大隅3市5町（鹿屋市・垂水市・志布志市・大崎町・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）は、大隅圏域の生活機能の確保や圏域全体の活性化を図ることを目的に取り組む定住自立圏構想を推進しており、この中で、大隅地域の初期救急医療体制を維持・確保するための「大隅広域夜間急病センター」を医師会の協力を得て、設置するなど、広域的な取組で独自の地域医療体制の充実を図っています。

地域座談会では、夜間の子どもの発熱に際して、急病センターへ電話相談を行ったところ、「自宅で様子を見ていれば大丈夫なので受診の必要はない」という看護師の助言があり安心できたという声もあり、実際の受診が必要ではない場合であっても、本センターが市内に存在することが市民の安心につながっています。

しかしながら、全国的に問題となっている医師不足による地域医療の弱体化や不要不急な救急車利用の増加などに関しては本市も例外ではなく、現在の医療体制は数々の問題が山積しているといえます。

関係団体ヒアリングにおいては、「地域医療体制の充実」に対して、「重要だが、満足していない」との意見が多く出されました。また、課題として、ターミナルケア（終末期ケア）を行う医療機関が必要であるという声もありました。

出産に係る環境については、現在鹿屋で開業している産婦人科医院は3医療機関のみとなっており、本市内で出産を望むすべての妊婦のニーズに応えることができる体制が整っていません。近年は産婦人科のなり手が少ない状況もあり、新たな産婦人科が、本市内で開業することは考えにくい状況となっています。

今後は、現在行っている正常分娩をこれらの3医療機関で受け持って頂きながら、ハイリスク分娩を県民健康プラザ鹿屋医療センターが担う分担を継続することだけでなく、大隅半島における広域的な周産期医療体制の維持・拡充が必要となっています。

②取り組みの方向性

医療機関への適正なかかり方について啓発を行い、地域医療の確保に向けては、市民一人ひとりが、その受診のあり方を見つめ直し、「かかりつけ医」を持つことについての重要性をPRします。

また、開業医の情報や緊急時に対応してくれる医院の情報を誰もが手軽に得られるよう、常に関係機関と情報を共有し、即時の対応が出来るよう体制を整えます。

また、高齢者にとっては、住み慣れた地域に最後まで安心して暮らし続けることができることは重要なことであるため、地域医療体制と関係機関の情報共有や、連携強化に努めます。

なお、産婦人科医の確保に向けては、本市医師会との連携だけではなく、市民一人ひとりが、その必要性を再認識し、県への積極的な働きかけなど、地道な活動で実現を目指します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ かかりつけ医・歯科医を確保する ○ かかりつけ医・歯科医を利用する ○ 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所などを把握するようにする
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施する ○ 開業医と連携して介護予防のための相談事業や教室を実施する ○ 往診など地域に根ざした診療・事業を実施している医療機関の評価とPRを行う
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の医療体制の整備と周知を行う ○ 医療機関への適正なかかり方について啓発を行う ○ 地域医療体制の整備に向けた広域的な取り組みを推進する ○ 開業医の情報や緊急時に対応してくれる医院の情報を、関係する機関が共有する

④成果指標

	現状	目標
地域医療体制の充実について、満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査結果より)	25.4% (4人に1人)	33%以上 (3人に1人以上)



(5) 災害時における要援護者支援体制の充実

①現状・課題

本市は、台風の常襲地帯にあり、保水力の低いシラス質の土壌であるなど、災害が発生しやすい環境にあります。

また、九州北部豪雨災害をはじめとする近年の災害は、短時間の局地的豪雨による河川の氾濫や土砂崩れなど、災害発生までの時間が短くなっています。

一方で、避難に時間や支援を要する高齢者や障がい者などのいわゆる災害時の要援護者（以下「要援護者」という。）が増加し、これらの人々を支える支援者が不足している状況にあります。

このような中、鹿屋市では平成 23・24 年度に県が土砂災害警戒区域を指定したことや国の南海トラフ巨大地震の被害想定において鹿屋市への影響が明らかになったことから、これらの危険区域に居住する要援護者の避難支援体制の整備が必要となっています。

関係団体ヒアリングでは、災害発生時の要援護者の支援においては、福祉分野だけでなく地域や消防・警察等のあらゆる分野における連携と情報の共有が必要であることや個別支援計画の未整備により、的確な支援が行えないとの声もありました。

さらに、災害時の要援護者に対する救援活動が長期化した場合、物資や資金が不足することを危惧する声もあることから、民間の福祉施設の協力のもと、福祉避難所の指定を行うなど、避難支援体制の確保が必要となっています。

このようなことから、災害時における要援護者の避難支援体制の整備においては、民生委員・児童委員や自主防災組織等の関係機関と十分に連携し、災害時要援護者台帳の適正な管理・運用を図るとともに、要援護者や支援者の新規の登録促進を図る必要があります。

併せて、要援護者が地域の中で十分な支援が受けられるよう、地域防災力の核となる自主防災組織の防災活動の支援を行っていく必要があります。



②取り組みの方向性

本市の災害時要援護者の避難支援体制については、平成 20 年 1 月に策定した「鹿屋市災害時要援護者支援プラン」に基づき、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）の適正な管理・運用や要援護者の登録促進を図っていきます。

また、避難支援体制の整備については、当面の取組として、土砂災害警戒区域や海岸沿いの標高の低い地域など、鹿屋市において災害で被災する可能性が高い地区に居住する要援護者について重点的・優先的に進めていきます。

併せて、保健センター等の公共施設や民間の福祉施設を福祉避難所に指定し、

要援護者の避難支援体制の確保に努めます。

また、消防、事業所、町内会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、「情報提供カード（施設版）（在宅版）」の普及・推進を図っていきます。

さらに、社協において、災害発生時におけるボランティア活動を効率よく推進するため災害ボランティアセンターを設置します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害から身を守るために何が必要かを日頃から考える ○ 地域の防災訓練に積極的に参加する ○ 災害時に特別な配慮が必要な人は自ら申し出て、必要事項を近隣の人に伝える ○ 高齢者や障がいのある方などの要援護者やその家族について気を配る ○ 「情報提供カード（施設版）（在宅版）」への理解を深める
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会・自治会や民生委員・児童委員などが協力して災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努める ○ 防災訓練と自主防災組織を充実・強化する ○ 社協において災害ボランティアセンターを設置する ○ 地域の子どもが作成した安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語などを掲示する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や各関係機関と連携し、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを整備する ○ 要援護者支援体制の構築を図る ○ 要援護者台帳を作成し、情報を適宜更新する ○ 防災訓練の実施及び自主防災組織の立ち上げや活動を支援する ○ 高齢者・障害者などの緊急時の支援体制について検討する ○ 警察・地域・企業・学校などと行政が連携して安全で安心なまちづくりを推進する

④成果指標

	現状	目標
要援護者対策の充実に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	17.1% (平成23年度)	20.0% (5人に1人以上)
災害時要援護者台帳登録者数	1,076人 (平成23年度)	台帳登録を促進し、特に南海トラフ巨大地震の被害想定等で被災可能性の高い地域については、重点的に整備する



3 既存組織のネットワーク化

(1) 地域包括ケア体制の構築

①現状・課題

高齢者をはじめ社会的支援を必要とする、すべての方々も含めた様々な立場の住民が、地域や家族をはじめとする社会の構成員としての役割を持ち、かつその認識を深めながら、自らの選択に基づき自分らしく生活できる地域の環境づくりが必要です。

また、本市は大隅地区の中心都市として、生活の場・就労の場・買い物の場などさまざまなサービスが集中しています。福祉に関するサービス提供体制についても、本市だけでなく、大隅地区全体の受け皿としての役割を担っています。

同時に、市民生活においては住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域社会の構築が求められていますが、それにはサービス事業所が中心となった福祉サービスの提供だけでは限界があるため、これからは、地域住民と行政・福祉事業所・医療機関・その他関係諸団体とが、互助協調するネットワークの構築が必要となっています。

しかし、関係団体ヒアリングにおいては、「住民同士や行政との協力・連携づくり」に対して、「重要だが、満足していない」との調査結果となりました。

今後、本市における地域包括ケア体制の確立には、地域生活を支援していく上で、本人の意思決定を尊重できる相談・調整・決定を補助するケアマネジメント機能が最重要となります。ケアマネジメントは、あくまでも本人の補完的な役割であり、主役は本人であるので、支援する側はそのサポート役に徹することが重要です。

その上で、さまざまなサービスが有機的につながることで、真に住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域社会の構築を図る必要があります。

②取り組みの方向性

地域包括ケア体制の構築に当たっては、それぞれの地域包括支援センターが中核機関となり、地域に根ざした地域包括ケア体制の全体像をイメージするとともに、支援する側はサポート役であるという視点に立って、地域住民と行政・関係団体等が互助協調するネットワークの整備に努めます。

また、保健と教育の連携を図り、本市の未就学児の発達に関する情報共有や医療機関を含めた関係機関との連携などを行っていきます。

③取り組みの内容

市民が取り組み こと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの役割を知る ○ 社会の構成員としての役割を担う ○ 自らの選択に基づき、自分らしく生活ができる力を養う ○ 社会的支援を必要とする方の情報を関係する機関等に連絡する
地域が取り組み こと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民との交流会を開催する ○ 社会的支援を必要とするすべての方々が、自分らしく生活できる環境を整備する ○ ケアマネジメントの主役は本人であり、支援する側はサポート役であることを再認識する ○ 地域包括支援センターが中核となって、地域包括ケアシステムの構築を図る
行政が取り組み こと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムや地域包括支援センターの重要性を周知広報し、活性化を図る ○ 地域包括支援センターと協働した地域包括ケアシステムの構築を図る ○ 職員一人ひとりに地域との協働の必要性について周知を行う ○ 保健と教育の連携を図り、未就学児の発達に関する情報共有や医療機関を含めた関係機関との連携を行う

④成果指標

	現状	目標
ボランティアを受け入れる事業所の割合(高齢者福祉計画)	38.7% (平成 22 年度)	40.0%
地域包括支援センター事業について知っている市民の割合(市民意識調査)	31.0% (平成 23 年度)	50.0%



(2) 地域コミュニティ等を活用した支え合いのネットワーク化

①現状・課題

全国的に急速な高齢化の進展に伴い、本市においても、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、核家族化の進行に伴い、家族による介護機能の低下や地域コミュニティの希薄化等が問題となっています。

このような中で、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、特に身近な「地域」で高齢者等の生活を支える仕組みづくりが必要となっています。

そのため、本市では、地域で生活している高齢者やその家族等が、喜びを感じ住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりを目指し、各種団体（行政、町内会、民生委員・児童委員、福祉施設関係者、医療関係、警察等）が協力し、見守り活動等を通じて地域全体で高齢者等を見守るネットワークづくりを推進しています。

しかし、市民意識調査では、「支えあいの範囲は中学校区またはそれ以上」と回答した方は2割しかなく、「中学校区」2.9%、「旧市・旧町」2.3%、「新市全体」15.7%の合計）7割以上の方は「隣近所または町内会」が支えあいの範囲であるとしていることがわかります。

今後は、社会福祉協議会と連携を図り、地域住民がより主体的・継続的に取り組める環境整備に努めます。

②取り組みの方向性

地域包括ケア体制の整備を推進するなかで、あんしん地域ネットワーク推進事業で築いてきた地域のネットワークをさらに活かし地域の実情に応じたネットワークの形成に努める必要があります。

また、市民意識としては「隣近所や町内会」が支えあいの範囲と感じていることから、中学校区を基本とした現在のネットワークの中に、町内会の範囲内で見守り活動が行われていくような仕組みづくりを再検討するとともに、既存の仕組みとして、社協が実施している「地域福祉推進協議会の設置」、「ふれあいネットワーク活動の普及・推進・支援」などの事業と連携し、地域に根ざした活動の普及を図ります。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲートボールやグラウンド・ゴルフなど、外出の機会を通じて、高齢者宅を訪問する ○ 散歩の際に近隣高齢者の見守りを行う ○ 既存の見守り活動に参加する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民生活や市民意識の中心となる町内会活動を活性化する ○ 見守り活動に、広く住民が参加するよう周知広報する ○ 見守り活動に、広く住民が参加できる体制を整える
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守り活動を通じて地域全体で高齢者等を見守るネットワークづくりを推進する ○ 地域の枠組みの見直しと関係団体間の連携体制の見直しを同時に進め、市民生活・市民感情にあわせた事業展開を行う ○ 町内会の範囲内で見守り活動が行われていくような仕組みづくりを再検討する ○ 社協が実施している「地域福祉推進協議会の設置」、「ふれあいネットワーク活動の普及・推進・支援」などの事業と連携し、地域に根ざした活動の普及を図る ○ 各地域であんしん地域ネットワークのロゴを作成するなどによりイメージ戦略を図る

④成果指標

	現状	目標
あんしん地域ネットワーク推進事業について知っている市民の割合 (市民意識調査)	24.0% (平成 23 年度)	40.0%



4 サービス受給者の人権擁護

(1) 個人情報保護と情報の共有化

①現状・課題

今後ますます進展する高齢社会において、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、あるいは認知症高齢者の増加が見込まれる中で、これらの方々の地域生活を支援していくためには、介護保険サービスのみならず、地域住民による見守り等の様々な生活支援サービスが提供される体制を身近な地域で構築していく必要があります。

これまでも、地域住民による見守り活動等の支援ネットワークの構築等を推進しているところですが、支援を要する方に関する個人情報について、関係者間で情報共有することが困難であり、事業の推進に支障があるという指摘があります。

また、個人情報保護法に伴い、地域の実態把握が困難なことから、援助の必要性の判断ができなかったり、見守り活動に支障をきたしたりしているという声もあります。

個人情報の取扱いについては、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日）において、災害時等の要援護者情報の収集・共有方式について、例示されています。

こうした要援護者の情報の収集・共有方式も参考にしつつ、実情に合わせ、適切な個人情報保護策を講じた上で、市関係者において保有する情報を関係機関も共有できることが、地域の見守り活動を推進していくために必要となっています。

②取り組みの方向性

今後の取り組みとして、地域住民や関係団体等への民生委員・児童委員の役割を周知することや、委員の資質向上のための取り組みが必要です。また、災害時要援護者に対する支援の体制づくりや、関係機関との連携・情報共有のあり方を検討する必要があります。

また、制度ボランティアである民生委員・児童委員に課せられている守秘義務と地域の福祉団体やボランティアとの情報の共有のあり方については、本市としての方向性を示せるようにします。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護は信頼関係を築く基本であると捉える ○ 自分に関する情報の取り扱いの意向をサービス提供者にきちんと伝える ○ 知り得た個人情報を含む情報をむやみに他人に漏らさない
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアなどを対象に個人情報保護の重要性について研修会を実施する ○ 地域の福祉関係団体は当事者も含めて個人情報を含む情報を地域で共有する際のルールを決める ○ 個人情報保護の重要性と情報共有化のメリットについて一人ひとりの住民に理解を求める
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員の役割を周知し、委員の資質向上のための取り組みを行う ○ 民生委員・児童委員が知り得た個人情報を含む情報を地域で共有する際の指針を示し、研修を行う ○ 個人情報保護と情報の共有化についての研修会の開催を支援する ○ 関係機関との連携・情報共有のあり方を検討する

④成果指標

	現状	目標
プライバシーの確保に満足している(満足+やや満足)市民の割合 (市民意識調査)	23.8% (平成 23 年度)	25.0%以上 (4人に1人以上)



(2) 権利擁護の推進と見守り体制の充実

①現状・課題

すべての市民が、いつまでも自分らしく安心して暮らし続けていくためには、地域住民の一人ひとりが、高齢者を始めとする社会的弱者の権利擁護に向けた取り組みを理解することが重要です。

そうした理解の上で、支援を必要とする世帯に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、地域の中で住民相互の見守り活動を行うことで、異変の早期発見に努め、誰にも看取られることなく亡くなってしまふ、いわゆる孤独死を防止することができます。加えて、福祉サービスの内容や制度を周知していく中で、権利関係や消費生活等の事柄に困っていたり、自分で判断することに不安のある住民を見つけることができれば、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度につないでいくことが可能となります。

また、最近では高齢者や児童に対する虐待が増加している傾向にありますが、地域における見守り活動が定着することで、虐待の抑止につながることも期待されています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
消費生活相談件数(60歳以上)	533 件	430 件	346 件
福祉サービス利用支援事業	57 人	61 人	70 人
高齢者虐待相談・通報件数	20 件	32 件	29 件
児童虐待相談・通報件数	12 件	6 件	7 件

※ 各年度3月末現在

②取り組みの方向性

高齢者等の孤独死を未然に防ぎ、虐待の抑止効果も期待される見守り活動の強化に努めるとともに、虐待に関する相談窓口を広く市民に周知していきます。

また、成年後見制度利用支援事業や福祉サービス利用支援事業など権利擁護に関する制度の周知広報を図ります。

さらに、国が推進している市民後見推進事業について研究し、本市での市民後見人制度導入の可能性についても検討していきます。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス利用支援事業と成年後見制度について知る ○ 地域の見守り活動へ積極的に参加する ○ 隣近所の異変に気づいたら民生委員・児童委員や行政に連絡する ○ 認知症について理解を深める ○ 介護や子育てに一人で悩まない ○ 市民後見人制度を知る
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス利用支援事業と成年後見制度への理解を深める ○ 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実する ○ 福祉サービスを必要とする人へ制度の案内及び行政への連絡を行う ○ 介護や子育ての悩みを聞く場を確保する ○ 認知症に関する正しい知識と理解を得られるサポーター養成講座及び研修会を開催する ○ 市民後見人制度の理解を図れる研修の開催をする
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス利用支援事業と成年後見制度のPRを行い利用の促進を図る ○ 成年後見制度利用支援事業の推進を図る ○ 認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う ○ 高齢者、障がいのある方、児童などへの虐待に対応するとともに防止に努める ○ 高齢者、障がいのある方、児童などへの虐待に関する相談窓口を周知する ○ 市民後見人制度や権利擁護団体の設立について研究を行う

④成果指標

	現状	目標
消費生活啓発者数	1,338人 (平成21年度)	1,700人
人権が尊重されるための仕組みづくりに満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	20.6% (平成23年度)	25.0%以上 (4人に1人以上)



第4節 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉推進に向けた体制づくり

(1) 鹿屋市のコミュニティ

①現状・課題

本市では、町内会を地域コミュニティの核として、日頃から地域の方々と交流を深めており、住みやすい地域づくりのために町内会を基本としたさまざまな活動を展開しています。

その町内会の主な活動としては、以下の6つとなっています。

	主な活動	その内容
1	情報のある地域づくり	町内の情報を回覧板などでお知らせしたり、市民生活に必要な行政情報として、「広報かのや」などの広報紙等を配布しています。
2	災害に強い地域づくり	いざという時には隣近所の助け合いが大切です。自主防災組織を結成して、防災訓練などを実施しています。
3	安全な地域づくり	犯罪のない、安全な地域づくりのため、町内会で防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロール等を行っています。
4	きれいで快適な地域づくり	きれいで快適な地域づくりのため、域内の一斉清掃活動やごみステーションの維持管理を行っています。
5	ふれあいのある地域づくり	地域の祭りや、運動会などを実施して、住民相互のふれあいや小さなお子様から高齢の方までの世代間交流を図っています。
6	安心して健やかに暮らせる地域づくり	子供から高齢の方まで地域で安心して健やかに暮らせるように、地域みんなで見守り、支え合う地域福祉活動や青少年健全育成活動を行っています。

②取り組みの方向性

本市では、この地域コミュニティのあるべき姿について、鹿屋市地域まちづくり推進協議会等による協議を重ね、市民と行政が情報を共有しながら一体となり、地域コミュニティ協議会のモデル地区を設定します。また、地域づくり支援員などの人的支援や財政的支援の充実を図りながら、地域コミュニティ協議会を設置し、地域課題の解決や地域おこしの取り組みを進めていくこととしています。

今後、地域にある町内会、各種団体、NPO団体などの役割と行政の役割を明確化し、地域コミュニティの充実を図ることにより、地域が必要とするサービスを提供できるようにすることを目指します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会に加入する ○ 町内会活動に参加する ○ 地域活動に生きがいを持って参加する ○ 行政と市民をつなぐ大切な調整役として町内会を認識する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会への加入を促進する ○ 魅力ある町内会づくりに努める ○ 地域活動の最小単位である町内会の、活動の重要性を再認識する ○ 町内会は行政と市民をつなぐ大切な調整役であることを認識して活動する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿屋市地域まちづくり推進協議会による協議や、地域コミュニティ協議会の設置により、町内会活動を活性化する ○ 「モデル地区の選定」や「地域づくり指導員の配置」を中心とした取り組みを進める

④成果指標

	現状	目標
町内会加入率	77.4% (平成 24 年度)	80%以上 (平成 27 年度)
地域コミュニティ協議会 モデル地区設置数	2地区 (平成 24 年度)	5地区 (平成 27 年度)



(2) 地域資源の有効活用

①現状・課題

本市は、商業・文化・行政機関が集積する大隅地区の政治・経済・文化の中心として発展してきました。また、健康・スポーツに関する機関・施設では、「鹿屋体育大学」、「国立大隅青少年自然の家」、「県民健康プラザ健康増進センター」などがあります。さらに、生涯スポーツ・競技スポーツ施設では、「かのやグラウンド・ゴルフ場」、「串良平和アリーナ」などがあり、他の地域にはない恵まれた特性を有しています。

地域福祉推進に向けた、町内会を中心とする地域活動は、現在ではさまざまな活動が公民館を中心的な拠点として実施されています。

事業所ヒアリングでは、今後連携していきたい団体として「町内会」が最も多くなっていることから、町内会と関係機関が連携し、公民館を中心とした地域活動を支援していくことが重要となります。

一方、地域福祉を推進していくための担い手として期待されているのは、「新しい公共」という考え方のもと、地域に住む住民一人ひとりと言えます。

地域には、さまざまな知識や技術を持った人が存在しますが、どのような人が地域にいるのかがわかるような仕組みが、整備されていないのが現状です。

今後は、本市職員一人ひとりが、それぞれが住んでいる地域において中心的または補佐的な役割を担うマンパワーであるという自負を持ち、積極的に参画することも必要となっています。

コラム 「地域資源を活かした健康づくり活動の推進」

鹿屋市高齢者クラブ連合会による事例発表

第40回全国老人クラブ大会（平成23年11月2日石川県金沢市）において、鹿屋市高齢者クラブ連合会の竹添重信会長は、鹿屋市の特徴である、「健康・スポーツ関連の特色ある施設」を活かした取り組みについて事例発表を行っています。

そこでは、①健康に関する学習と「体力測定」の実施、②「健康ウォーキング」の実施、③「グラウンド・ゴルフ」大会の実施、④「ゲートボール」大会の実施、⑤その他の健康維持事業の5つについて発表を行いました。

発表終了後の意見交換会では、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ健康増進センターなど、多様な主体による健康・スポーツ関連の施設が整っていることや、それらを効果的に活用しながら、高齢者自身が生きがいを持って笑いながら楽しい仲間づくりと、健康づくり・介護予防に取り組んでいることに対して、多くの方から好感を得るような意見が寄せられました。

②取り組みの方向性

本市は、大隅地区の中心として、他の地域にはない恵まれた特色ある機関・施設が集積しているため、これらの特色ある地域資源は有効に活用しながら、町内会を中心とする地域活動において、学校の余裕教室の活用、福祉サービス事業者の施設の開放などを進め、地域の核となるような活動拠点の確保を図ります。

また、地域福祉を推進していくための担い手として、地域で生活しているさまざまな知識や技術を持った人々が互いに協力し能力を発揮できるような仕組みをつくっていくとともに、本市職員一人ひとりが、地域の中心的な役割を担うマンパワーであるという自負を持ち、積極的に参画することを目指します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民一人ひとりがマンパワーと成り得るという自覚を持つ ○ 自らの持つ知識や技術を地域活動に活かす ○ 地域資源を活用するアイデアを提供する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある地域資源を有効に活用する ○ 地域活動において、学校の余裕教室の活用、福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の空き店舗の再利用などを進める ○ 地域の核となるような活動拠点の確保を図る
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源と成り得る施設等を地域活動の場として開放する ○ 地域資源となり得る場、人材の情報を発信する ○ 地域福祉を推進していくための担い手として、地域で生活しているさまざまな知識や技術を持った人々が互いに協力し能力を発揮できるような仕組みをつくる ○ 職員一人ひとりが、地域の中心的な役割を担うマンパワーであるという自負を持ち、積極的に参画する

④成果指標

	現状	目標
地域公民館組織活動の充実に満足している(満足+やや満足)市民の割合(市民意識調査)	22.4% (平成23年度)	25.0%以上 (4人に1人以上)



(3) 福祉人材の育成とネットワーク化

①現状・課題

地域福祉においては、行政の果たす役割に加え、ともに支え合い、助け合うという観点から、地域住民の自発的な取り組みが重要になっています。とりわけ、地域福祉の担い手として、「新しい公共」と呼ばれるボランティアやNPOなどの役割は今後益々大きくなることが予想されます。

福祉の心を持つ人づくりを進めていくためには、子どもの頃から福祉を身近なものとしてとらえ、様々な体験活動を通して理解を深めながら、本格的な福祉活動に参加するきっかけを与える取組を推進する必要があります。

そのため、社協においては、小学校高学年の児童を対象としたボランティアリーダー研修会や、中学校・高校の生徒を対象としたサマーボランティア体験学習等を実施しています。

また、福祉教育を地域に根付かせるため、住民・社会福祉施設・社会福祉協議会・行政等が協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりに努める必要があります。そのためには、市民の理解を得ながら、情報の提供、人材の育成、交流・連携の促進を段階的に推進することが重要です。

ボランティア活動が自立した活動として継続的に行われるよう、専門的な研修等を行うことにより、高度な知識・技術を有する人材やボランティア活動等についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

同時に、ボランティア団体どうしの有機的な繋がりを築いていくことで、ボランティア活動の幅を広げるとともに、個々の団体等の負担を軽減することが必要となっています。

さらに、本市では、高齢化の進行による福祉・介護サービスのニーズが増加しています。また、市民から寄せられる相談内容をみると、認知症や虐待、発達障害等、複雑で多様なニーズに対応するための相談体制の充実や、専門的な知識が求められています。

しかし、「重労働・低賃金」というマイナスイメージが先行し、福祉や介護の職を志す人が少ない上に、全国的に介護現場の離職率は高くなっており、現場を担う人材の不足が深刻化しているのが現状です。

②取り組みの方向性

社協のボランティアセンターを中心として、助け合いや見守りなどの住民の地域福祉活動やボランティアのコーディネート、ネットワークセミナーの開催等、実践的活動を行う地域のリーダーを養成します。

さらに、既存の地域資源のネットワーク化を図り、地域住民が相互に支え合う新しい地域社会づくりを担うため、地域コミュニティ協議会の設置により、制度として支援体制が整備されている部分と未整備の部分を明確にしなが、誰がどんなときに困るのかという視点を持って体制づくりを行っていきます。

また、ますます高齢化が進展することで増大する福祉サービスとニーズの多様化への対応として、行政、教育機関、福祉関係団体やハローワークが連携し、福祉職場のイメージアップや労働環境の改善、併せて、福祉人材の養成、求職希望者を増加させる取り組みやマッチング機能の強化を図ります。

なお、地域福祉活動の推進は、地域で自然発生的に広がるものではなく、地域福祉やボランティアの専門職が意図的に関わるのが不可欠であるため、地域ぐるみの福祉活動やボランティア活動が充実していくように、福祉活動専門員やボランティアコーディネーターの配置促進に取り組みます。

また、ボランティア活動への住民参加を促進するため、婦人団体や自治会をはじめとする地域に根差したボランティア活動を実施している団体や民間企業などと連携して、身近なところでのボランティア活動を体験できる機会を拡充します。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動やNPO活動に興味を持つ ○ 地域活動に参加する
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協のボランティアセンターを中心として、実践的活動を行う地域のリーダーを養成する ○ 地域ぐるみの福祉活動やボランティア活動を充実させる ○ 福祉活動専門員やボランティアコーディネーターにより地域福祉活動を推進する
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の地域資源のネットワーク化を図る ○ 地域コミュニティ協議会の設置により、制度として支援体制が整備されている部分と未整備の部分とを明確にしながら、誰がどんなときに困るのかという視点を持って体制づくりを行う ○ 行政、教育機関、福祉関係団体やハローワークが連携し、福祉職場のイメージアップや労働環境の改善、併せて、求職希望者を増加させる取り組みやマッチング機能の強化を図る

④成果指標

	現状	目標
地域リーダー育成人材登録者	26人 (平成24年4月1日現在)	30人
福祉に関する人材育成に満足している(満足+やや満足)市民の割合 (市民意識調査)	21.2% (平成23年度)	25.0% (4人に1人以上)



(4) 個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進

①現状・課題

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める計画として、鹿屋市総合計画と福祉に関する個別の計画（老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、次世代育成行動支援計画等）との中間に位置する中二階的存在であるといえます。

一方、市民意識においては、福祉と健康は一体のものとして認識されていることが多く、どちらか一方だけが充実した社会は、「真に幸福な社会」とは言えません。そのため、地域福祉計画は、健康・福祉部門の横断的な計画として、「鹿屋市健康づくり計画」とともに、健康・福祉部門のさらなる充実に向けて両輪として機能していくことが期待されています。

また、さまざまな規制が緩和され、労働環境が変化してきたところに不況の波が押し寄せたため、新たな社会的な弱者に対する支援が求められており、既存の個別計画の枠組みでは対応が困難な事例も発生しています。

そのため、福祉の部門だけでなく、「生涯学習基本構想」等で策定された個別計画で捉えている課題を、横断的かつ総合的に福祉課題として捉えることができる計画として、本計画の策定・推進が求められています。

②取り組みの方向性

市民が生き生きと暮らしていくために欠かすことのできない計画や構想について既存の福祉の枠を超えて連携していくことを目指します。

社協が策定した「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画と車の両輪のような関係にある計画であるため、内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ります。

③取り組みの内容

市民が取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市が策定した各種計画に興味・関心を持つ ○ 地域課題は、市民と地域と行政が一体となって解決するという認識を持つ ○ 地域課題の解決についてともに考える
地域が取り組むこと (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題は、市民と地域と行政が一体となって解決するという認識を持つ ○ 地域課題の解決に向けて地域住民が協働する場をつくる
行政が取り組むこと (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題は、市民と地域と行政が一体となって解決するという認識を持つ ○ 地域福祉活動計画と地域福祉計画を一体的に推進する

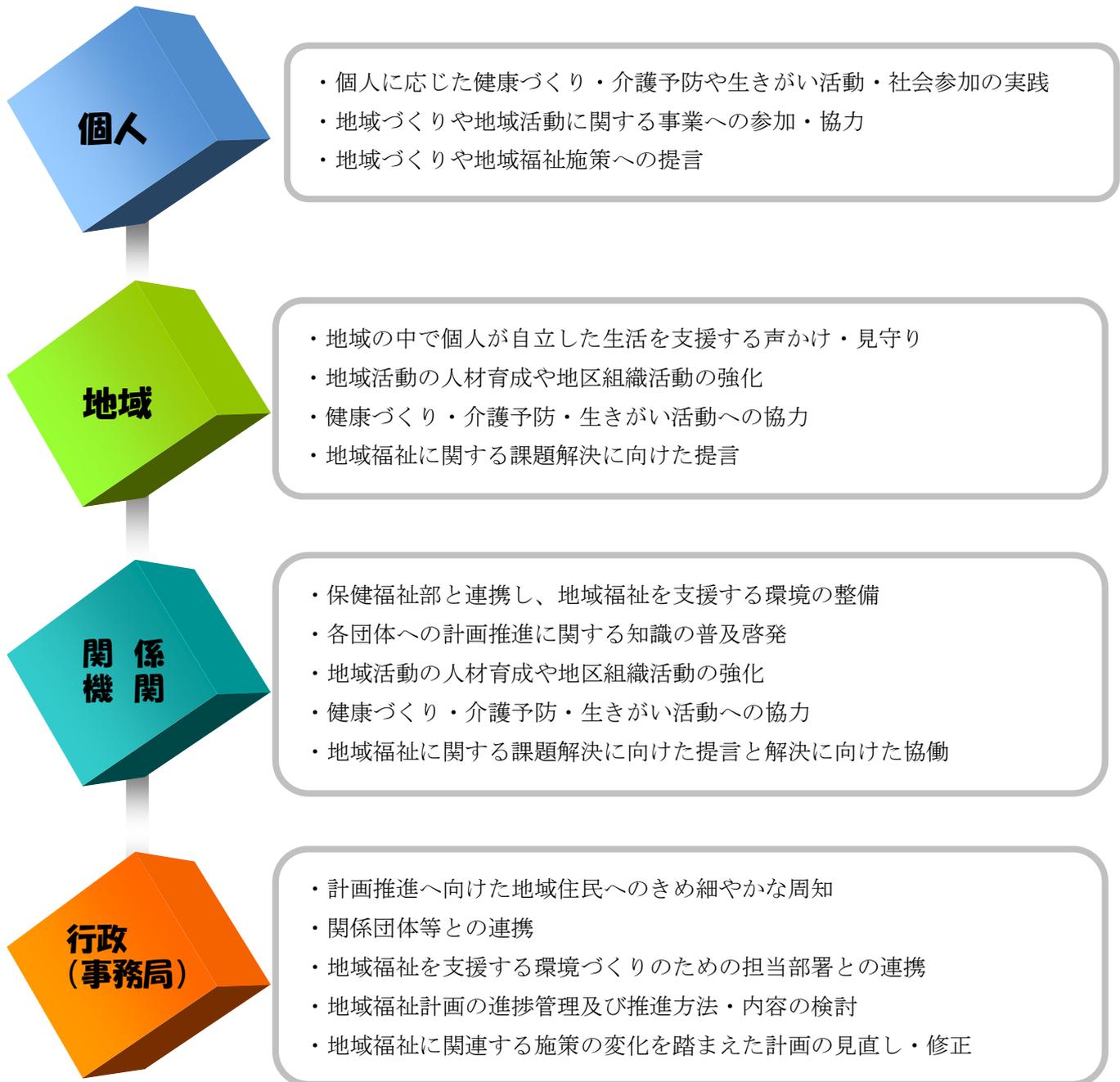
④成果指標

	現状	目標
一時預かり事業(保育日数) (次世代育成支援対策行動計画)	6,443 日 (平成 23 年度)	10,340 日 (平成 26 年度)
地域密着型サービス事業者指導回数(集団指導) (高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画)	2 回 (平成 23 年度)	4 回 (平成 26 年度)



2 地域福祉推進の役割と連携について

「みんなで進める地域福祉計画」をキーワードに、総合的かつ効果的に推進するため、個人・地域・関係機関・行政がそれぞれの役割を担いながら連携を図ります。



3 計画の評価および進捗管理の仕組みづくり

(1) 進捗管理と評価の体制づくり

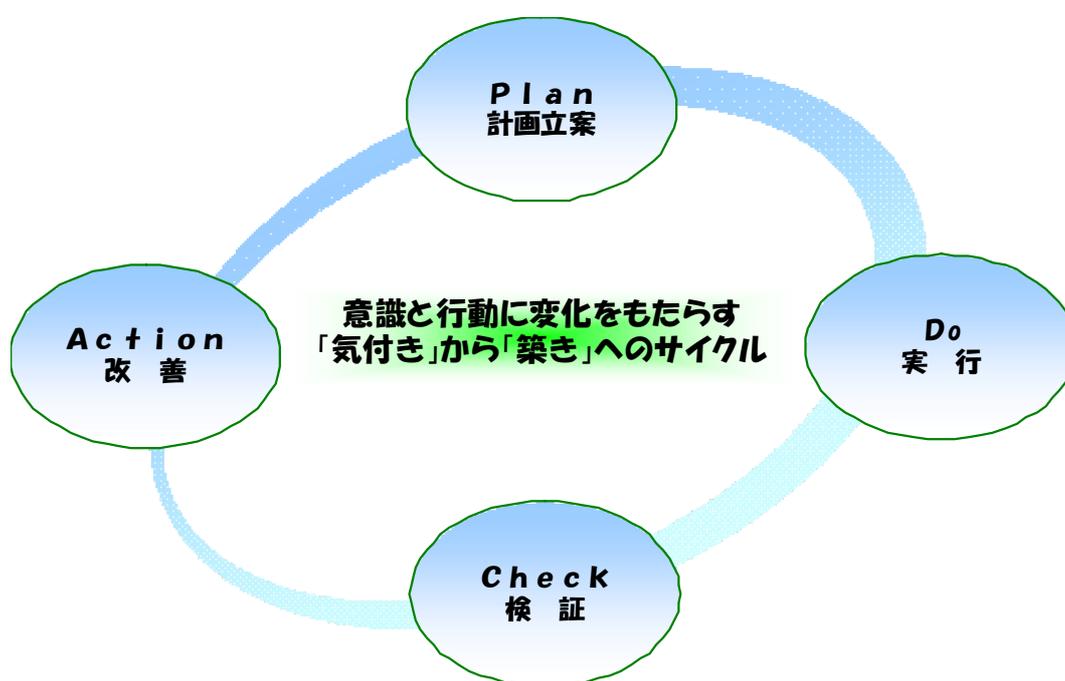
地域福祉サービスの充実をめざし、庁内の保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくりなど関係する部課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

(2) 進捗管理と評価の方法

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握・点検していきます。

また、本計画の推進にあたって「鹿屋市地域福祉計画推進会議（仮称）」を設置し、地域福祉計画と関連を持つすべての計画を含めた総合的な評価を行うことで、本計画の進行管理・評価を行うとともに、関連するすべての個別計画の評価と効果的な推進の実現を目指します。

なお、計画期間中においても、地域ニーズの多様化、社会経済状況の変化など市民を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされるときは、国や県の動向を踏まえ、鹿屋市総合計画に即した計画の見直しを行うものとします。



第5章 地域別計画





第1節 地域別計画の基本的方向

1 地域別計画の考え方

本市は、多様な特性を持つ地域によって構成されており、地域別計画は、これらの特性とそれぞれの地域が抱える課題を踏まえながら、各地域が目指すべき方向や地域の特性を活かした施策の展開を行う必要があります。

また、地域別計画は、一層の市民参画として、地域の皆さんが話し合い、知恵を出し合って、それぞれの役割や責任を確認し、地域の将来像や課題、その解決方法、自ら取り組んでいく活動などをまとめたものです。

2 地域・地区の区分

地域・地区の区分の考え方は、社会的条件、特に一体性及びこれまでの取り組みの方向性を総合的に勘案した鹿屋市総合計画の地域別計画を基本としながら、各種福祉サービスの現状や、地域福祉のあり方を検討した結果、中学校区を基本とした7つの地区に区分しました。

地 域		地区区分
1	鹿屋地域	鹿屋・高隈地区
2		鹿屋東地区
3		第一鹿屋・花岡地区
4		田崎・大始良・高須地区
5	吾平地域	吾平地区
6	輝北地域	輝北地区
7	串良地域	串良地区

第2節 地域別計画

1 鹿屋・高隈地区

(1) 地区の現状・課題

旧市街地となる鹿屋地区は、ドーナツ化現象により、人口の流出や空き家の増加が見受けられていることから、リナシティかのやを中心とした市街地活性化の取組が進められています。

本地区は、交通の利便性が高く、アパート等が充実していることや、病院等が近くにあることなどから、高齢者や生活保護の世帯が多くなっており、町内会や地域活動への参加率は低い傾向にあります。

一方、高隈地区では、町内会再編が進み、大黒小校区と高隈小校区の2つの町内会となったことを機会に、「かぎひきまつり」をはじめ、大隅湖畔でのイベント等について、地域全体としての取組の機運が高まっています。そのため、高齢化の進展に関わらず地域住民の地域活動への参加率は高くなっています。

(2) 主要な施設や事業所など

鹿屋公共職業安定所	大隅地域振興局
アジア・太平洋農村研修村民族館	鹿屋市市民交流センター
鹿屋市文化会館	鹿屋中央公園
肝属地区障がい者総合相談支援センター	肝属地区障がい者虐待支援センター
鹿屋市産業支援センター	鹿屋市保健相談センター
高隈地区交流促進センター	鹿屋市立図書館
鹿屋市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム 鹿屋長寿園
特定非営利法人 健康づくりフォーラム	特定非営利法人 からいも交流

(3) 基本的方向

鹿屋地区は、行政機関等をはじめ鹿屋市内で最も地域福祉の社会資源に恵まれている地区であり、今後も引き続き、市福祉事務所や保健相談センター、社協、障がい者総合相談支援センターなど、福祉の活動拠点として、各機関の連携により一体的な取り組みを推進します。

中心市街地では、商業を中心とする賑わいづくりの取組と併せて、鹿屋市市民交流センターを拠点に福祉に関する周知啓発や人材育成の研修・講演会等の実施や、障がい者等による参加型のイベントの実施に取り組みます。

また高隈地区では、著しい過疎化・高齢化の現状を踏まえ、地域見守り活動のモデル事業の実施や、地域コミュニティ協議会の設置に向けた設立準備委員会の立ち上げなど、今後の地域福祉の先進地区のひとつとして、市、社協、地域包括支援センター等によるアウトリーチ型の在宅支援に取り組みます。



2 鹿屋東地区

(1) 地区の現状・課題

本市では、本地区のみが人口の増加が続いています。本市全体の年少人口割合が大きく減少していない要因は、本地区の年少人口が増加を続けていることに起因します。

本地区で人口が増加している理由としては、特に商店や病院等が集中しており利便性が高い地域であることが考えられます。宅地やアパート・マンションも多く、単身の働く世帯や若い世代の人口が多いことから、町内会への加入率が低くなっており、地域活動への参加が少ないことが問題としてあげられます。

また、県民健康プラザ健康増進センターなどの運動施設の利用者も多く、健康ウォーキングなど比較的健康づくりに関して意識の高い地区となっています。

(2) 主要な施設や事業所など

鹿屋年金事務所	鹿屋警察署
県民健康プラザ鹿屋医療センター 県民健康プラザ健康増進センター	大隅肝属地区消防組合
東地区学習センター	農業研修センター・勤労婦人センター
養護老人ホーム 寿光園	特別養護老人ホーム 朋愛園
わかば児童館	鹿屋乳児院

(3) 基本的方向

子育て世代の多い地区であり、東地区学習センターのつどいの広場や各種健康講座など、公民館関連の講座等と連携しながら、引き続き保健や福祉に関する事業を実施します。また働く世代も多いことから、夜間・休日等を利用した講座等の実施など気軽に健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

また商業施設が集積しており、比較的規模の大きい小学校、中学校、高等学校も有する地域であることから、スクールガードをはじめ地域全体での幅広い世代に対する見守り活動を、関係機関や団体等と連携して、地域福祉を推進します。

3 第一鹿屋・花岡地区

(1) 地区の現状・課題

地区全体で見ると、人口の減少が少ない地区となっています。第一鹿屋地区においては、商店街の若干の衰退はあるものの、スーパーや病院等が充実しており、加えて海上自衛隊鹿屋航空基地があることから、子育て世代など若い世帯の多い地区となっています。

花岡地区においては、学校再編が進められており、今後、新たな地域の連携と協力体制を構築していくとともに、高齢者人口の増加に対する地域全体での対策を講じていく必要があります。

(2) 主要な施設や事業所など

海上自衛隊鹿屋航空基地	鹿屋航空基地史料館
鹿屋体育大学	国立大隅青少年自然の家
県立鹿屋養護学校	鹿屋市子育て支援センター
鹿屋市児童センター	西原地区学習センター
児童養護施設 大隅学舎	特別養護老人ホーム花岡の里
特別養護老人ホーム悠々	障害者支援施設 桜町学園
障害児入所施設、知的障害児・障害者支援施設 和光学園	トゥモローかのや
自立支援センター太陽の丘	

(3) 基本的方向

鹿屋体育大学や西原運動公園など、健康・スポーツの拠点地区として、各種イベント等の実施を通じた健康づくりを推進します。鹿屋東地区と同様に、子育て世代の多い地区であり、西原地区学習センターの各種講座など、引き続き保健や福祉に関する事業を実施するとともに、働く世代も参加しやすいように、夜間・休日等を利用した講座を実施するなど、気軽に健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

また花岡地区については、地区公民館を中心に、学校再編後の新たな地域コミュニティ活動を構築していく中で、地域福祉や介護予防、見守り活動など、高齢者等を中心とした福祉分野での事業の充実に取り組みます。



4 田崎・大始良・高須地区

(1) 地区の現状・課題

本地区では、年少人口が減少傾向にあります。地区全体の人口は横ばいとなっています。

田崎地区については、住宅地が多く子育て世代も多い地区となっています。日本有数のグラウンド・ゴルフ場があり、高齢者を中心に健康づくりへの取組が活発に行われています。

大始良地区については、出張所や地区学習センターを中心として、祭りやそばうち、餅つきなど伝統的な町内会活動が行われており、三世代交流等が盛んな地区です。

高須地区については学校の再編が行われ、過疎化が進む中で、海水浴やマリンスポーツ等を活かした地域の賑わいづくりなど、地域の担い手の育成が求められています。

(2) 主要な施設や事業所など

霧島ヶ丘公園	かのやグラウンド・ゴルフ場
田崎地区学習センター	高須地区学習センター
大始良地区学習センター	高須・浜田海水浴場
特別養護老人ホーム 慈恵園	総合サポートセンター ラン
障害者支援施設 フレンドリーホームい いぐま	特定非営利活動法人 ローザリングかの や

(3) 基本的方向

霧島ヶ丘公園や高須・浜田海水浴場などにおいて、自然を活かしたレジャーや観光イベント等を通じて、地域住民が積極的にボランティア活動へ参加できるよう啓発活動を推進するとともに、海岸線の地区では、地震・津波等を想定した防災訓練等を通じて地域住民の連携を深め、高齢者・障がい者等の地域見守り活動へ展開できるよう、取組を推進していきます。

また、かのやグラウンド・ゴルフ場でのスポーツ大会を通じて、高齢者の健康づくりはもとより、市内外からの交流人口の拡大にも取り組みます。

大始良・高須地区では、地区の伝統を継承しながら世代間の交流を促進するとともに、出張所や公民館を拠点とする地域コミュニティや地域見守り活動を担う各種団体等の支援や、生涯学習の推進を通じて、地域福祉の視点から住民間の交流を促進します。

5 吾平地区

(1) 地区の現状・課題

吾平地区の人口は、緩やかな減少傾向ですが、生産年齢人口は急激な減少が見られ、高齢人口は微増の状況となっています。

地区の町内会は、市内の他地区よりも早く再編が進んでおり、全体としてのまとまりを構築していくための取組が進められています。本地区では、地区全体や町内会ごとに、花火大会や祭りなど伝統文化行事が地域住民によって大切に継承されています。

また、子どもの道徳教育については、これまで長きに渡って継続的に取組を進めてきており、近年では高齢者の見守り活動に対しても、地域住民の意識が高まっています。

一方、産業は第一次産業が基軸であり、観光農園をはじめJAと連携した農業の振興が盛んに進められています。

(2) 主要な施設や事業所など

吾平山陵公園	県立大隅広域公園
交流センター「湯遊ランドあいら」	吾平多目的グラウンド
コミュニティセンター吾平振興会館	吾平農産物加エセンター
吾平物産館つわぶき	特別養護老人ホーム 陵幸園
障害者支援施設 陵北荘	

(3) 基本的方向

美里吾平地域活性化推進会議を、地域コミュニティ協議会の設立準備委員会として位置づけ、本市の先進的な取組として、地域コミュニティ協議会の設立を目指します。その間、並行して各小地域ごとに地域見守りの組織を順次立ち上げ、特に一人暮らしの高齢者や障がい者の支援体制を、地区全体に拡充していきます。

また、伝統芸能や地域イベント等の実施においては、住民のつながりを深めつつ、世代間の交流を促進することにより、住民主体での参加型の地域づくりや地域福祉の推進に取り組みます。



6 輝北地区

(1) 地区の現状・課題

市内の他地区と比較して、全ての年齢区分において人口が減少しており、高齢化率や障害者手帳の保持者率についても、鹿屋市全体の中で最も高くなっています。

また本地区は、年少人口の減少と地理的な要因を踏まえて学校の再編が行われ、地域全体での教育環境の再整備が行われたところであり、地域住民の生活圏についても、北部と南部に分かれていることから、特に、高齢者世帯の見守り活動に関する地区全体としての対策と、これからの地域福祉を推進するための人材の確保・育成が課題となっています。

(2) 主要な施設や事業所など

輝北総合福祉センター	輝北歴史民俗資料館
輝北家畜集合指導センター	輝北コミュニティセンター
輝北農業研修管理棟	輝北天球館
輝北うわば公園	輝北農村婦人の家
特別養護老人ホームみどりの園	

(3) 基本的方向

交通対策として、くるりんバスについては、高齢者や障がい者の利用を促進するため、引き続き周知・広報活動に取り組みながら、生活に支障がないよう交通手段の確保に努めていきます。

本地区では、平成24年度末に町内会再編について一定の整理が行われたことから、今後は再編後の町内会組織の体制づくりや機能向上に取り組む中で、住民の地域福祉に対する意識高揚を図り、高齢者を含む各種団体等の会合や研修会等の機会を通じて、地域福祉を担う人材の育成に取り組めます。

また、具体的な地域コミュニティの推進については、社協による地域福祉推進協議会の取組を進めながら、一人暮らしの高齢者等の安否確認など、小地域での見守り・声かけ活動に取り組むとともに、総合福祉センター等を地域福祉や安全安心の拠点施設として検討を進め、ふれあい・いきいきサロンや各種健康教室等の充実に取り組んでいきます。

7 串良地区

(1) 地区の現状・課題

他の地区と同様に、少子高齢化が進行しており、緩やかな人口減少が続いています。年齢区分別にみると、高齢人口には増減がなく、年少人口と生産年齢人口の減少が見られます。

全国的にも知名度の高い「やねだん」では、地域住民の手作りによる特色ある地域づくりが進められていますが、他の多くの町内会は規模が小さく、町内会会員の高齢化により、それぞれの町内会活動の機能は低下している現状にあり、地域力を高めるための取組が課題となっています。

(2) 主要な施設や事業所など

鹿児島県農業開発総合センター大隅試験場	大隅肝属広域事務組合一般廃棄物処理施設
串良歴史民俗資料室	平和公園串良平和アリーナ
串良ふれあいセンター	串良農村環境改善センター
串良B & G海洋センター	平和公園レジャープール（アクアゾーン串良）
串良さくら温泉	串良農産物等直売施設（みどりの停車場）
特別養護老人ホーム 以和貴苑	障害者支援施設 ゆらり

(3) 基本的方向

平和公園串良平和アリーナをはじめ、運動公園施設等を利用した全市的な健康づくりの拠点として、年間を通じて利用の促進と事業の実施に取り組みます。

また、串良ふれあいセンターについては、高齢者はもとより、幅広い世代を対象に、夜間や土日の講座等を充実させ、ふれあい・いきいきサロン、つどいの広場及び各種健康教室の実施等により、健康づくりや生涯学習の分野での利用の促進を図ります。

地域コミュニティについては、輝北地区と同様、速やかに設立準備委員会の発足を目指し、串良ふれあいセンター等を活動の拠点施設として検討しながら、地域見守り活動の充実に取り組んでいきます。

第6章 資料編





1 鹿屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、鹿屋市地域福祉計画を策定するに当たり、本市の基本的な方針等を検討するため、鹿屋市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鹿屋市地域福祉計画に関する事項を協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
- (3) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4) 社会福祉団体の代表
- (5) 市民公募による者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会には、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会により付議された計画に盛り込むべき事項を検討し、その経過及び結果を委員会に報告する。

3 作業部会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者 2名	新名主 芳 英	鹿屋市校長協会	
	宮 下 恵 子	鹿屋市PTA連絡協議会	
保健、医療及び福祉関係 団体の代表 3名	藏ヶ崎 譲	鹿屋市保育会	
	小 濱 康 彦	鹿屋市医師会	
	森 元 美 隆	鹿児島県介護支援専門員協議会肝属支部	
ボランティア組織及び社 会奉仕団体の代表 3名	平 田 英 子	鹿屋市ボランティア連絡協議会	
	串 田 輝 男	鹿屋市町内会連絡協議会	
	西 蘭 琢 巳	鹿屋市シルバー人材センター	
社会福祉団体の代表 4名	中 園 三 浩	鹿屋市社会福祉協議会	副委員長
	渡 邊 正 人	鹿屋市民生委員児童委員協議会	委員長
	今 吉 輝 宣	鹿屋市高齢者クラブ連合会	
	黒 江 明 男	鹿屋身体障害者福祉協会	
市民公募 2名	増 田 霞		
	前 原 和 彦		
関係行政機関職員 1名	徳 留 浩 二	保健福祉部長	
15名			

作業部会委員名簿

職名等	備考
福祉政策課課長補佐	部会長
子育て支援課課長補佐	副部会長
高齢福祉課課長補佐	
健康増進課課長補佐	
健康保険課課長補佐	



3 アドバイザー

プロフィール	
氏名	高橋 信行(大分県別府市出身)
所属	鹿児島国際大学 福祉社会学部社会福祉学科 教授 特定非営利法人 福祉21かごしま 理事長 日本社会福祉教育学会 理事 鹿児島県社会福祉協議会 ボランティア運営委員会委員
主な著書	●『福祉実践と地域社会－鹿児島の人と福祉のあり方』共編著 ●「地域の包括的支援とセーフティネット－十島村の地域ケア体制の限界点－」 ●「地域福祉活動計画と住民参加－隼人町地域福祉計画の軌跡」 ●『現代社会福祉－鹿児島からの発信』共編著 ●「鹿児島市地域福祉計画の特徴と課題」 他多数

4 関係団体ヒアリングについて

地域福祉における現状と課題を整理するために、地域福祉活動を実践している様々な団体等の声を直接聞く「関係団体ヒアリング」を以下の手順に従って実施しました。

(1) 関係団体ヒアリングのフロー

職名等	備考
1 対象団体の選定・依頼	●地域活動を送っていくにあたっての問題点の把握
2 調査票の配布:郵送	●地域の抱えるニーズの把握
3 調査票の回収および確認	●現在の取り組みや今後の意向
4 意見の集約	●行政・他団体等との協働の様子 等

(2) 対象団体

分類	組織名	
福祉関係 当事者団体 (11 団体)	鹿屋市母子寡婦福祉会 鹿屋市更生保護女性会 鹿屋市視覚障害者協会 鹿屋市聴覚障害者協会	鹿屋身体障害者福祉協会 鹿屋市手をつなぐ育成会 鹿屋小ことばの教室親の会 鹿屋市地域包括支援センター（4カ所）
地域の代表 ボランティア団体 (12 団体)	鹿屋市手話サークル 鹿屋市点訳友の会 鹿屋市ボランティア連絡協議会 鹿屋市民生委員児童委員協議会 鹿屋市高齢者クラブ連合会	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 鹿屋市町内会連絡協議会 鹿屋青年会議所 鹿屋市校長協会 鹿屋支部 鹿屋市PTA連絡協議会 鹿屋市シルバー人材センター
民間事業所 (5 団体)	鹿屋市社会福祉協議会 鹿屋市医師会 鹿児島県介護支援専門員協議会肝属支部	鹿屋市商店街連合会 鹿屋市保育会
福祉施設 (13 団体)	高齢者福祉	寿光園 鹿屋長寿園 慈恵園 朋愛園 悠々 花岡の里 陵幸園 みどりの園 以和貴苑
	障害者福祉	桜町学園 フレンドリーホームいいぐま ゆらり 陵北荘

実施対象 鹿屋市内の福祉関係事業所やボランティア団体等 41 団体

実施期間 平成 24 年 5 月～7 月

実施方法 郵送によるヒアリング調査票の配布、
訪問による回収または、郵送・FAX等による回収

回収状況 回収 34 団体（回収率 82.9%）



(3) 主な意見

①市役所の協力が必要である

地域福祉計画の地域設定が、分野別の計画（高齢者、障がい者、児童等の計画）と整合性をもち、さらにはコミュニティ施策の地域設定とも整合性を持たせることが望まれる。

地域福祉計画における基礎圏域（福祉区）の設定を統一すべきである。現状、高齢者、障がい者、児童のサービス圏域、あるいはコミュニティ施策の地域がバラバラであっては、利用者であると同時に活動の担い手である住民自身が大きな迷惑を被る事となっている。

②取り組みに総合的な視点や方向性が必要である

団体ごと、部署ごとのバラバラの動きをまとめて、乳幼児期から高齢期まですべてのライフステージを一括した防災を含めた取り組み、連携が必要だと感じる。

比較的軽度者の方々は介護保険給付を使わなくても良い仕組みを作ること（ボランティア・家族への教育・質の悪い事業所の閉鎖等）。同時に、重度者を最後まで看取することができる事業所の養成。

③団体単独での活動に限界がある

一法人一事業所だけでは、おのずと限界があることも認識している。

個人情報壁になっている。

個人や団体のボランティア活動を連携、協力できるよう調整していきたい。

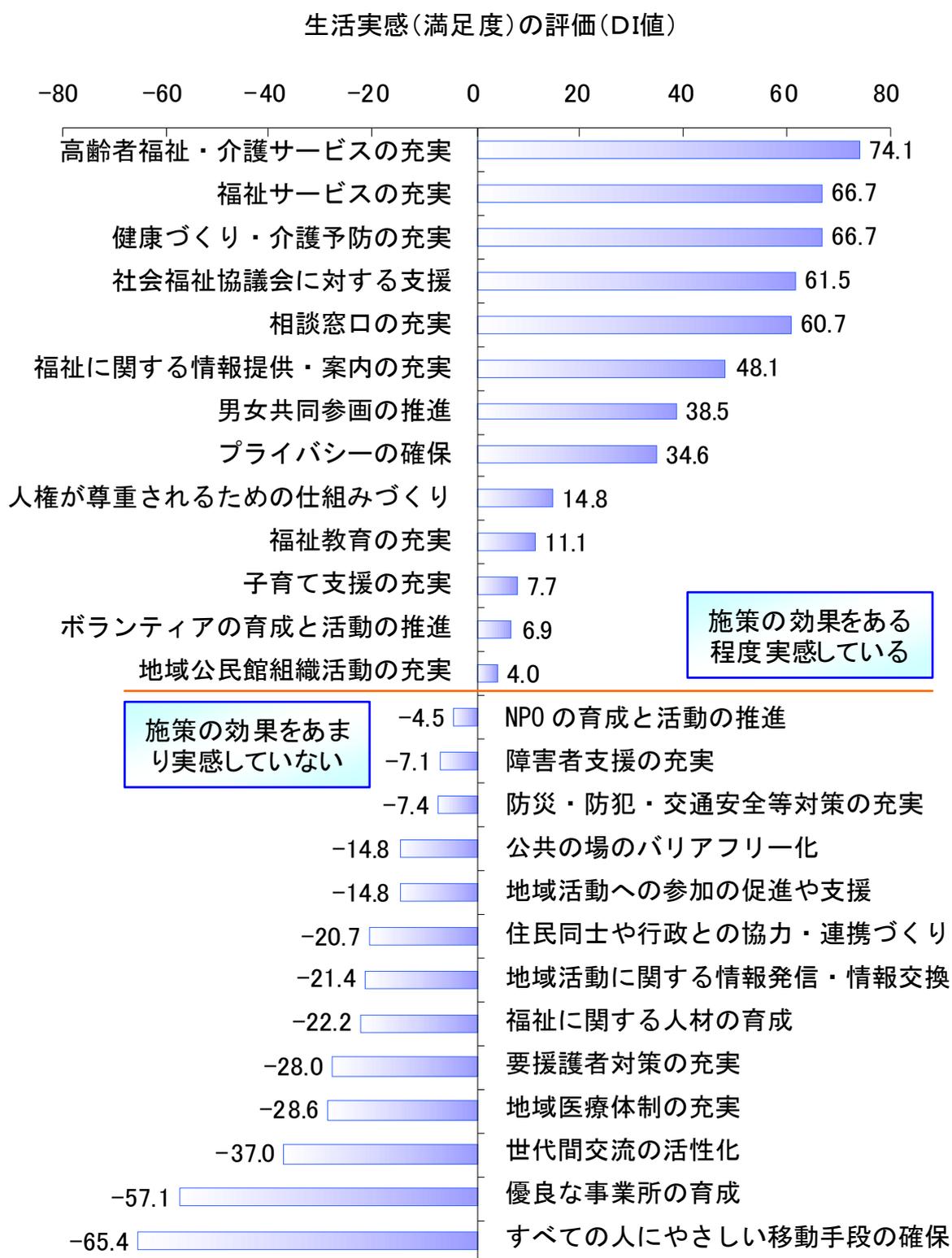
④人材確保や人材育成などに問題がある

地域福祉活動の推進は、地域で自然発生的に広がるものではなく、地域福祉やボランティアの専門職が意図的に関わることが不可欠である。地域ぐるみの福祉活動やボランティア活動を充実させるためには、福祉活動専門員やボランティアコーディネーターを各地域に配置されることが望まれる。

福祉職員の確保・教育、さらには、施設・団体等の開設者の教育の必要がある。

自宅にしながらできるボランティアへの参加者は増えたが、反面、土日の催し（福祉運動会など）には出席できる人や、外での人とのふれあい、協働で行う作業に従事して下さるボランティアがあまりいなくなっている。

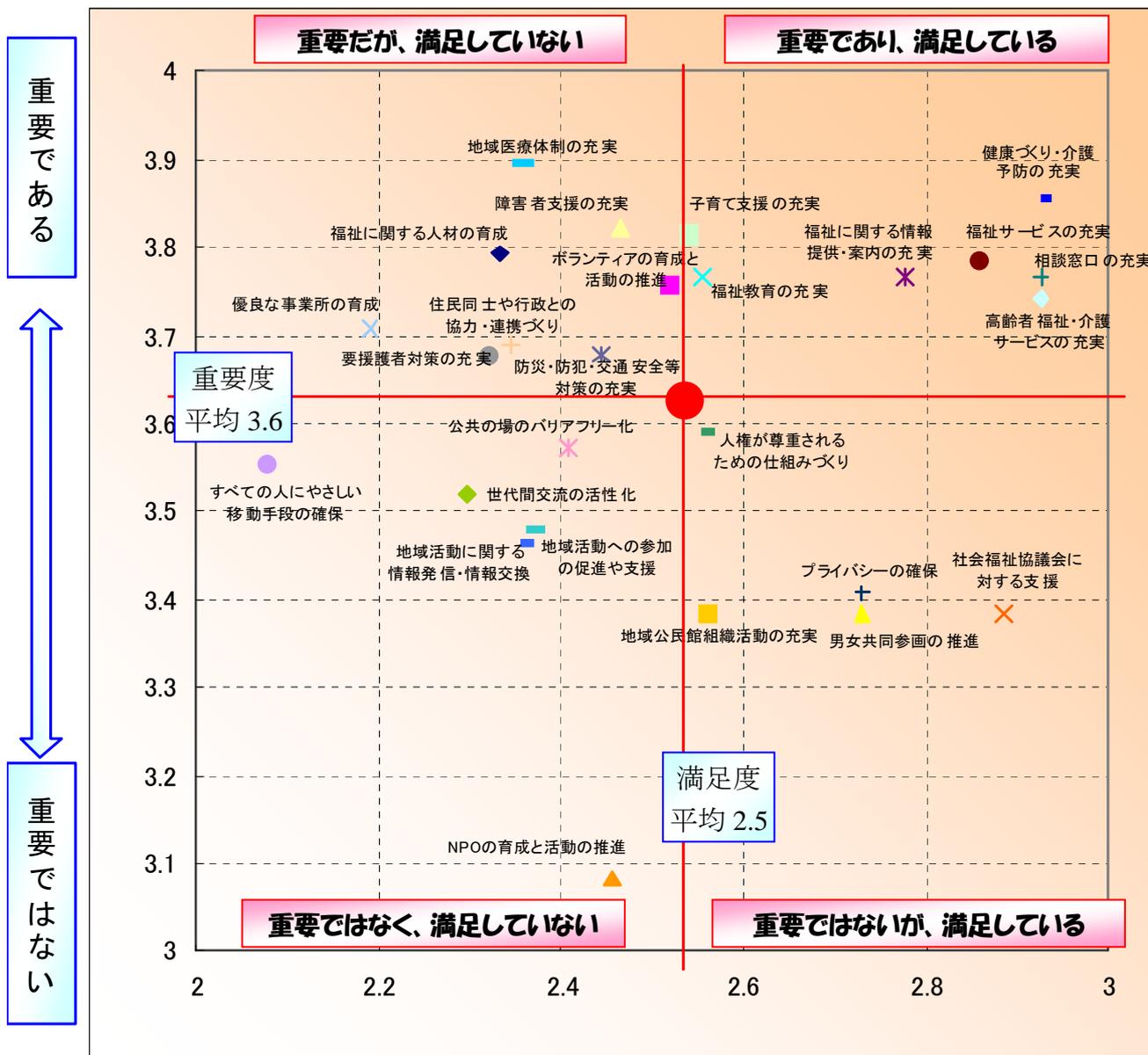
(4) 団体関係者の福祉に関する満足度





満足度と重要度のマトリックス

関係団体ヒアリング調査結果 (n=31)



- | | |
|--|---|
| <p>満足していない</p> | <p>満足している</p> |
| <p>重要度の評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 4・・・重要である 3・・・やや重要 2・・・あまり重要ではない 1・・・重要ではない | <p>満足度の評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 4・・・満足である 3・・・やや満足 2・・・やや不満 1・・・不満 |

5 地域座談会について

住民ひとり一人が地域の現状を振り返り、課題を認識する場とすることや、地域福祉計画策定に際して、日常の中で住民が感じている心配事や「地域のつながり・支え合い」について考えを聞き出す機会とすることを目的として実施しました。

なお、地域座談会の実施については、「グループインタビュー」という手法を用いて実施しました。

(1) 対象地区および実施日時

①高齢者 ぴんぴん元気教室に出向し、教室終了後に参加者からヒアリングを実施
合計 11 地区 124 名

中学校区	地区	実施日	参加者数	中学校区	地区	実施日	参加者数
鹿屋・高隈	高隈	7月25日	6	田崎・大始良・高隈	大始良西	8月3日	5
	祓川	7月26日	8		吾平	吾平中央	7月27日
鹿屋東	笠之原	7月27日	25	輝北	上方	8月28日	6
第一鹿屋・花岡	上野	7月26日	17		輝北中央	8月28日	12
	大浦	8月2日	12	串良	串良中央	8月1日	12
	鶴羽	8月2日	11				

②子育て つどいの広場に出向し、利用者からヒアリングを実施

5会場（リナシティかのや、東地区学習センター、西原地区学習センター、田崎地区学習センター、串良ふれあいセンター） 15名

(2) テーマ

自分が住んでいる地域において、日常生活の中で「いいなあと感じること」や「困ったなあ、問題だなあと感じること」





6 庁内関係各課ヒアリング

計画策定に係る関係課の係長から、業務を通じた本市の課題等について聞き取りを行い、計画策定の参考とするために実施しました。

(1) 対象地区および実施日時

合計 11 係

対象課	対象係	対象課	対象係
福祉政策課	保護第一係	高齢福祉課	高齢者福祉係
	障害者福祉係		地域密着係
子育て支援課	管理係		介護保険係
	児童家庭係	健康増進課	健康管理係
	保育支援係		健康増進係
		母子保健係	

(2) 実施日および実施方法

実施日時 平成 24 年 8 月 23 日（各係 30 分程度）

実施方法 各係長からヒアリングを実施

(3) テーマ

- 1 鹿屋市の現状
- 2 担当課（係）の現状
- 3 10 年後の鹿屋市の理想
- 4 実現に向けた担当課（係）の役割

7 ワークショップについて

本市で活動する各種団体等の代表者が集い、本市の福祉に関する現状や、日常生活の中で感じている地域課題について、情報を共有するとともに、「地域福祉」の考え方に基づいた解決方法を検討するために実施しました。

なお、ワークショップの実施については、参加者を4つのグループに分け、「KJ法」を用いて意見集約を行っています。

(1) 開催の概要

実施日時 平成24年11月9日

実施場所 鹿屋市東学習センター

参加者 鹿屋市内の地域福祉に関わる関係機関等の代表 24名

所属先等 町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、
ぴんぴん元気教室参加者

(2) テーマ

テーマ1	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関するデータから、「鹿屋市の福祉の重点プロジェクト」について知る。 ・市民意識調査から市民の福祉意識等を知り、課題について考える。 <p>「鹿屋市と市民の福祉の現状について感想と気になること」 「現在住んでいる地域の福祉課題など」</p>
テーマ2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を達成するための必要な取組や条件を考える。 <p>「現在自分が住んでいる地域や所属している団体が取り組んでいる活動は」</p>
テーマ3	<ul style="list-style-type: none"> ・課題と活動を見比べて、優先的に取り組むべき分野を考える ・分野に必要な具体的な取組を自助・共助・公助の視点で考える。 ・取組みに必要な連携や協働について考える。 <p>「取組みが不十分、または重点的に取り組むべき分野は」 活動が不足している分野は？優先的に取り組むべき分野は？ 「具体的な取組みを考える」 現状の取組みを踏まえ、今後取り組むべき内容を考える。 「今後の推進に向けて ～個人、地域、関係機関で出来ること～」 取組みを実現するために、個人、地域、関係機関の役割は？</p>



(3) 主な意見

課題

高齢者の寄り合い所があったらよいです
何の教室でも、出席者が同じ人
高齢者の買い物が困難になる世帯が多くなるので、その対策
車社会になり地域の店が閉店し、買い物をするにも不便
ゴミをゴミステーションへ運べない
NPOが増えているのは活動したいという人が増えているということ？
公園を子どもたちにも使わせてあげてほしい(グラウンド・ゴルフでの使用が多い)
高齢化は止められないが、少子化は止められる。そのための施策・具現化が必要
福祉と民生委員・児童委員の連絡不足

現在の取り組み

NPO法人によるサロンを、月一回(米一合を持ち寄り昼食)実施している
高齢独居の見守りにグラウンド・ゴルフ同好会を集落で立ち上げ安否確認している
町内会で毎月朝市を開催し、同時に高齢者に対する朝食会をしている
日韓交流(小学校交流・中学生サッカー交流)
鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターでの交流
(ニュージーランド人・アメリカ人のホームステイ)
子どもたちとのふれあい活動を毎月「土日学級」として実施
総合学習の時間を活用して、各地区の伝統芸能や行事等を児童生徒に紹介
町内会青年団主催による鬼火焚き、職場で夏祭りを計画し、地域の方とふれあう
串良地域町内会連絡協議会(町内会再編、人材発掘など)
月一回子どもさんだけの神社清掃
朝昼夜、班を分けて毎月60名にて巡回。ボランティアで防犯活動
グリーンツーリズムで交流人口を増やして修学旅行生を受け入れている
くるりんバスを利用してみなで買い物に行く

今後の対策

町内会加入率を5%高めたい、町内会加入のメリットを増やす(育児サービスなど)
散歩される方は、子どもの登下校時に合わせて散歩してもらえたらよいと思う
勇士会という子どもの見守り隊があり、市として助成はできないか
スクールガードは、朝はよく巡回するが、夕方の巡回が必要
子どもとのふれあい活動の参加率をせめて50%に高めたい
地域コミュニティ協議会の中に「買い物バス」をコミュニティで運営したい

鹿屋市地域福祉計画

平成25年 3 月

発行 鹿屋市 保健福祉部 福祉政策課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電話 (0994) 43-2111

FAX (0994) 44-2794

H P <http://www.e-kanoya.net/>

市民憲章

私たちは、鹿屋市民としての誇りと自覚を持ち、明るく住みよいまちづくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 自然と資源を活かし、豊かな鹿屋市をつくりましょう。
- 2 とともに学び、働き、日々の暮らしにいきがいをもてる生活をしましょう。
- 3 きまりを守り、安心して暮らせる健康都市を築きましょう。
- 4 助け合い、支えあい、楽しく明るいまちづくりをしましょう。
- 5 環境を整え、未来にはばたく人材を育てましょう。



市花 ばら

「かのやばら園」があることや、地域が一体となって「ばらを生かしたまちづくり」に取り組んでいることから、市花と決めました。



市木 クス

大地に深く根をおろし、空高くすくすくと成長するクスの姿に、市勢の力強さと鹿屋市の発展を願い、市木に決めました。